JBIC CHINA REPORT 中国レポート

3号
2026年度



コラム1

「管理された対外開放」を進める中国 ～発展と安全の両立は可能か～

名古屋外国語大学 教授　国際貿易投資研究所 客員研究員
真家 陽一

コラム2

設立10周年を迎えたBRICS新開発銀行（NDB）の融資動向

（株）野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表
関根 栄一

コラム3

中国恒大集団のPwC Internationalに対する巨額損害賠償請求訴訟

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
村尾 龍雄

投資関連制度情報

2026年の「商標法」改正について

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

CHINA REPORT

JBIC中国レポート

3号
2026年度

03 コラム1
「管理された対外開放」を進める中国
～発展と安全の両立は可能か～
名古屋外国語大学 教授　国際貿易投資研究所 客員研究員
真家 陽一

18 コラム2
設立10周年を迎えたBRICS新開発銀行（NDB）の融資動向
（株）野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表
関根 栄一

29 コラム3
中国恒大集団のPwC Internationalに対する巨額損害賠償請求訴訟
弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
村尾 龍雄

44 投資関連制度情報
2026年の「商標法」改正について

51 新公布法令情報・解説
主な新公布法令

今号の表紙：吉林省吉林松花江熱電コジェネレーションプロジェクト

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1998年7月、吉林省松花江熱電有限公司におけるコジェネレーション新規導入プロジェクトの支援を目的に中国銀行（中国政府）との間で、総額70百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。吉林省の経済発展に伴う工業用電力の需要増加を背景に、コージェネレーションプラントの設備能力の向上と効率化を図ることにより、吉林省の産業セクターへの安定的かつ十分な電力の供給のほか、環境改善に貢献。（写真はイメージ）

コラム1

「管理された対外開放」を進める中国 ～発展と安全の両立は可能か～



真家 陽一
名古屋外国語大学 教授
国際貿易投資研究所 客員研究員
1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

はじめに

2026年に入り、中国では経済活動を国家安全の観点から管理する制度の整備が相次いでいる。3月31日には「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」が施行され、重要分野の産業チェーン・サプライチェーンの安全を確保するための制度が整備された。また、7月1日には中国企業の海外投資を管理する「対外投資に関する規定」、9月15日には一定の条件の下で中国公民の出国を制限する「出入国管理に関する規定」が施行された。さらに、商務部は8月5日、「改正対外貿易法」に基づき、輸入されるプリンター・複写機などの事務機器を対象とする初の「対外貿易国家安全調査」を開始した。

これらの制度は対象や仕組みこそ異なるものの、横断的に見ると、国家安全の観点から経済活動を管理する仕組みが、産業チェーン・サプライチェーンから企業の対外投資、人の移動、さらに外国から中国に入る製品、技術、サービスへと広がっていることがわかる。

こうした動きだけを見れば、中国が「閉鎖」へ向かっている、あるいは「デジタル鎖国」を進めているようにも見える。他方、中国政府は2026年3月に北京市で開催された第14期全国人民代表大会第4回会議（全人代、国会に相当）で採択された「第15次5カ年計画要綱（2026～2030年）」において、「高水準の対外開放の拡大」を政策分野の一つとして掲げ、外資企業の投資を誘致するとともに、中国企業の海外展開を進める方針を示している。

したがって、中国の対外経済政策を「開放か閉鎖か」という二者択一で捉えることは適切ではない。むしろ、開放による経済的利益を確保しつつ、それに伴う国家安全上のリスクを管理しようとする「管理された対外開放」として捉える必要がある。

本稿は、まず習近平政権発足以降、国家安全に関わる制度が段階的に整備されてきた経緯を、経済安全保障を中心に整理する。次に、第15次5カ年計画を基に、対外開放と国家安全に関する政策の方向性を確認し、両者の関係を「管理された対外開放」という観点から捉える。さらに、2026年に相次いで整備された国家安全に関わる制度や措置の内容と特徴を概観し、それぞれを個別の規制としてではなく、対外経済政策の中に位置付けて分析する。その上で、対外開放と国家安全にトレードオフの関係が存在する中、両者の両立がどこまで可能なのかを検討する。最後に、こうした政策の下で、日本企業がどのような戦略を取るべきかを考察する。

1. 国家安全の強化に向けた習近平政権の動向

中国では2026年以前から、国家安全法、輸出管理法、反外国制裁法、データ三法などを通じ、経済活動を国家安全の観点から管理する制度が段階的に整備されてきた。

1）総体国家安全観を提起

習近平政権の安全保障における基本概念が「総体

国家安全観」であり、2014年4月15日に開催された中央国家安全委員会第1回会議で提起された[1]。同会議を主宰した習主席は「国家安全情勢の変化における新たな特徴と趨勢を正確に把握し、『総体国家安全観』を堅持し、中国の特色ある国家安全の道を歩まなければならない」と指摘した上で、「政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核などが一体となった国家安全体系を構築しなければならない」と強調した。

また、習主席は「発展は安全の基礎であり、安全は発展の条件である」と述べ、発展と安全の双方を重視する必要性を示した。すなわち、総体国家安全観が提起された当初から、発展と安全は相互に支える関係として位置付けられていた。

その後、総体国家安全観が対象とする分野は拡大している。2026年5月現在では、金融、食糧、海外利益、宇宙、深海、極地、生物、人工知能（AI）、データなどの分野も示されており、今後も社会の発展に伴って動的に調整されるとしている。[2] このように中国における安全保障は広範な分野を包含する概念となっていることに留意する必要がある。

2）国家安全法を施行

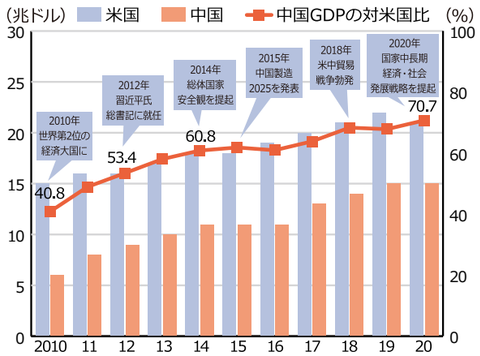
総体国家安全観の提起を受け、その実施体制の法的確立を目的とした「国家安全法」が2015年7月1日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において採択され、即日施行された[3]。同法は「国家安全および人民民主専政政権と中国の特色ある社会主義体制を守り、人民の基本的利益を保護し、改革開放と社会主義現代化の進行を確保し、中華民族の偉大な復興を達成するために、憲法に基づいて制定された」としている。

また、国家安全とは「国家の政権、主権、統一および領土の一体性、人民の福祉、経済・社会の持続可能な発展ならびに国家のその他の重大な利益に相対的に危険がなく、内外の脅威を受けない状態にあること、および安全な状態の持続を保障する能力」と規定している。

3）米中対立・新型コロナを契機に国家安全を一段と重視

国家安全法の施行以降、中国が国家安全を一段と重視する契機となったのが、米国との対立激化である。国際通貨基金（IMF）によれば、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟時に米国の12.8%にすぎなかった中国の名目GDP（国内総生産）は、WTO加盟を契機に急速に拡大し、2010年には米国の40.8%と4割を超え、日本を抜いて世界第2位の経済大国に躍進した（図表1）。2014年には60.8%と6割に達したが、米国はこの頃から中国の台頭が自国の安全保障を脅かす可能性があることに警戒感を示すようになる。

図表1 米国と中国の名目GDP（国内総生産）の推移



注）GDPは名目・米ドル換算。左目盛りはGDP額、右目盛りは米国のGDPに対する中国の比率
出所）IMF「World Economic Outlook Database」（2026年4月）を基に作成

他方、中国では、2010年を最後に実質GDP成長率が2ケタに達することはなくなり、2011年以降は1ケタ台で推移するようになった。こうした中、中国政府は2015年5月、「製造大国」から「製造強国」への転換を目指す国家戦略「中国製造2025」を発表した[4]。その背景には、経済成長の持続に向けて産業の高度化を進めるとともに、先端技術やIT（情報技術）関連製品などの対外依存を低減し、産業・技術面での自主性を高める狙いがあった。

こうした中国の動きに対し、2017年1月に発足した第1次トランプ政権は、「中国製造2025」が中国企業の占めるべきシェアなどの数値目標を掲げながら、半導体や第5世代移動通信（5G）など、軍事転用にもつながる技術開発に力を入れる方針を示したことで、自国のハイテク産業や安全保障上の優位性を脅かされることに危機感を抱いた。

そこで、ハイテク産業に巨額の補助金を投じる政策は競争上不公正と強く批判し、政策の是正を求めて、2018年7月から通商法301条に基づく追加関税を発動した。これに対して、中国も報復関税で対抗し、米中対立は「貿易戦争」の様相を呈した。その後、対立の焦点は関税や貿易不均衡だけでなく、半導体などの先端技術へと広がっていった。

さらに、2020年1月からは新型コロナウイルスの感染拡大によって生産や物流が混乱し、グローバル・サプライチェーンが途絶するリスクも顕在化した。米中対立と新型コロナは、重要な技術や部品、物資を国外に依存するリスクを中国に改めて認識させる契機となった。

4）国家中長期経済・社会発展戦略を提起

こうした状況を背景に、2020年4月10日に開催された中央財経委員会第7回会議において、習主席は「国家中長期経済・社会発展戦略」を提起した[5]。同戦略では、内需拡大、産業チェーン・サプライチェーンの最適化・安定化、科学技術の投入・産出構造の調整などが重要課題として示された。

とりわけ注目されるのが、産業チェーン・サプライチェーンに関する方針である。中国は大量生産が可能な産業基盤を持つ一方、半導体などの先端部品やコア技術を国外に依存するという弱点を抱えていた。このため、優位性を持つ産業では国際産業チェーンにおける中国の地位を高める一方、国家安全に関係する分野では「自主制御可能で、安全かつ信頼できる国内生産供給体系」を構築し、極端な状況でも経済運営を維持できる体制を整える方針が打ち出された。

こうして、対外的な経済関係を維持しながら、重要な技術や産業チェーン・サプライチェーンに関わるリスクへの対応能力を高めることが、中国の経済安全保障政策における重要な課題となった。

5）高水準の対外開放に向けFTAを推進

こうした方針の下、攻めの観点から進められたのが、自由貿易協定（FTA）や投資協定の締結による高水準の対外開放である。この一環として、中国は2020年11月15日に「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」に署名。RCEPは2022年1月1日から発効した。また、2021年9月16日には「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）」に加盟申請したことを発表した。

さらに、FTAには該当しないが、中国は2021年11月1日、「デジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）」へ加盟申請を行ったことを発表した[6]。この背景には、デジタル経済に関する世界初の単独協定となるDEPAへの加盟を通じて、デジタル分野でのルール形成において主導権を握るという思惑があると見られる。

6）国家安全関連制度を整備

他方、守りの観点では、米国等が技術的な優位性を維持すべく、輸出・投資規制の強化に動く中、中国も国家安全の確保や外国の規制措置への対抗に向けて、関連の制度整備を推進してきた（図表2）。2020年9月19日には「信頼できないエンティティ（事業体）・リスト規定」を公布し、正常な市場取引の原則に違反して、中国企業等との取引を中断、または差別的な措置を取り、深刻な損害を与えた外国企業等をリストに登録し、貿易・投資を禁止・制限することを定めた[7]。12月1日には「輸出管理法」を施行し、軍用品や両用（デュアルユース）品目等、対象となる「管理品目」を定めるとともに、国家安全や利益に危害を及ぼす可能性のある輸入者およびエンドユーザーを「規制リスト」に登録し、管理品目の取引を禁止・制限する措置を打ち出した[8]。

2021年に入り、1月9日には「外国法・措置の不当な域外適用を阻止する弁法」を施行し、外国法の不当な域外適用によって中国の組織・個人と第三国との正常な経済貿易活動が制限される場合、当該外国法の遵守を禁止する命令を出すことができることを

図表2 中国の主な国家安全関連制度の整備状況（2025年以前）

施行日	名称	概要
2017年6月1日	サイバーセキュリティ法	インターネット分野のセキュリティに関する基本法として、ネットワークの運営・利用に関する安全管理を定め、重要情報インフラの保護、一定の個人情報・重要データの国内保存、国外提供時の安全評価などを規定。
2020年9月19日	信頼できないエンティティ・リスト規定	中国の国家主権・安全・発展利益を害する行為や、中国企業等に対する差別的措置などを行った外国の組織・個人を対象とし、貿易・投資の制限などを規定。
2020年12月1日	輸出管理法	軍用品、両用品目などを対象とする輸出管理制度を定めるとともに、国家安全や利益を害するおそれのある輸入者・最終需要者に対する取引制限などを規定。
2021年1月9日	外国法・措置の不当な域外適用を阻止する弁法	外国の法律・措置の不当な域外適用により、中国の組織・個人と第三国との正常な経済貿易活動が不当に制限される場合、当該法律・措置の遵守を禁止する命令を出すことができると規定。
2021年1月18日	外商投資安全審査弁法	国家安全に影響する、または影響する可能性のある一定の外商投資について、事前申告と安全審査を規定。
2021年6月10日	反外国制裁法	中国公民および組織に対する外国の差別的制限措置等に対抗するため、関係する外国の組織・個人への対抗措置を規定。
2021年9月1日	データセキュリティ法	データの分類・保護、国家安全に関わるデータ処理活動の安全審査、一定のデータに対する輸出管理、外国の差別的制限措置に対する対等措置などを規定。
2021年11月1日	個人情報保護法	個人情報の取扱いに関する基本的なルールを定め、一定の場合の域外適用、国外提供時の要件などを規定。
2023年7月1日	改正反スパイ法	従来の国家機密・情報の提供などに加え、国家の安全と利益に関係する文書、データ、資料、物品の不法提供などもスパイ行為の対象に含め、取り締まりの範囲を拡大。
2024年12月1日	関税法	外国の国・地域が中国との国際条約・協定に違反し、中国に対して貿易上の禁止・制限、追加関税などの措置を講じた場合、当該国・地域を原産地とする輸入貨物に報復関税などを課すことができると規定。
	両用品目輸出管理条例	輸出管理法に基づき、両用品目の輸出許可、最終用途・最終需要者の管理、一定の国外移転に対する管理などを規定。

出所）中国政府の公表資料などを基に作成

規定した[9]。また、1月18日には「外商投資安全審査弁法」を施行し、国家安全に影響する、または影響する可能性のある一定の外商投資について、事前申告と安全審査を義務付けた[10]。さらに、6月10日には、外国からの制裁に対する中国の対抗措置を定めた「反外国制裁法」を施行した[11]。同法では、外国が国際法および国際関係の基本準則に違反して中国公民および組織に対して差別的な制限措置を講じ、内政に干渉する場合、中国は相応の対抗措置を取る権利を有することなどが定められた。

2024年12月1日には「関税法」が施行され、外国の国・地域が中国との国際条約・協定に違反し、中国に対して貿易上の禁止・制限、追加関税などの措置を講じた場合、当該国・地域を原産地とする輸入貨物に報復関税などを課すことができると規定された[12]。また、同日には「両用品目輸出管理条例」も施行された[13]。同条例は輸出管理法に基づき、両用（デュアルユース）品目の輸出許可、最終用途・最終需要者の管理、一定の国外移転に対する管理などを具体的に定めたものである。

7）データ分野でも制度整備が進展

中国が国家安全の観点から重視する分野の一つがデータである。データは「21世紀の石油」とも称され、デジタル経済の発展において不可欠であり、その管理に関する制度整備も進められてきた。

2017年6月1日にはインターネット分野のセキュリティに関する基本法となる「サイバーセキュリティ法」が施行され、①データローカライゼーション（重要情報インフラ運営者が中国国内で収集・生成した個人情報および重要データの国内保存）、②越境移転の管理（当該データを国外に提供する場合の安全評価）、③ガバメントアクセス（公安機関および国家安全保障機関が行う国家安全の維持・犯罪捜査活動に対する技術的支援・協力の提供）などが規定された[14]。

サイバーセキュリティ法に続き、2021年9月1日にはデータの安全保障や開発利用の促進を目的とする「データセキュリティ法」が施行された。同法では、国家の安全保障および利益の保護などに関連するデータに対して輸出管理を実施することや、差別的な禁止・制限措置を講じた国・地域に対して対等の措置を講じることが定められた[15]。

また、2021年11月1日には個人情報の保護や利用のルールを定めた「個人情報保護法」が施行され、一定の場合の域外適用や個人情報の国外提供に関する要件などが規定された[16]。中国では、上記の「データ三法」を中心に、データの国内管理や越境移転に関する制度が整備されてきた。

8）改正反スパイ法により取り締まり対象を拡大

第14期全国人民代表大会常務委員会第2回会議は2023年4月26日、スパイ行為を摘発する「反スパイ法」の改正案を採択し、改正法は同年7月1日より施行された[17]。従来の反スパイ法では、国家機密・情報の不法提供などがスパイ行為と規定されていたが、改正法では、国家の安全と利益に関係する文書、データ、資料、物品の不法提供なども対象に加えられた。これにより、スパイ行為として取り締まる対象が拡大され、国家安全を重視した管理がさらに強化された。

このように、中国では2026年以前から、経済活動を国家安全の観点から管理する制度が段階的に整備されてきた。2026年の一連の制度整備も、こうした流れの延長線上に位置付けて捉える必要がある。

2. 第15次5カ年計画における対外開放と国家安全

2026年3月に開催された全人代において、今後の経済・社会政策の基本方針を示す「第15次5カ年計画要綱（2026～2030年）」が採択された[18]。ここでは同計画を基に、中国の対外開放と国家安全に関する政策の方向性を確認する。

1）対外開放と国家安全の基本方針

第15次5カ年計画は全18編62章で構成されている。対外開放は第7編「高水準の対外開放の拡大と協力・ウィンウィンの新たな局面の創出」に位置付けられている。そこでは、開放と協力、互恵・ウィンウィンを堅持し、制度型開放を着実に拡大するとともに、高水準の開放型経済新体制を構築し、質の高い「一帯一路」共同建設を推進することで、開放を通じた改革と発展の促進を目指している[19]。

他方、国家安全は第14編「国家安全体系と能力の現代化の推進とより高水準の『平安中国』の建設」に掲げられている。総体国家安全観を堅持し、新たな安全構造の構築を加速するとともに、国家安全の維持・形成における戦略的主導性を強化する方針が打ち出されている。また、中国の特色ある社会ガバナンスを通じて、社会の活力と秩序の両立を図ることも政策の方向性として示されている。

このように、第15次5カ年計画では、高水準の対外開放を推進する一方、国家安全体系と能力の現代化も重要な政策課題として位置付けられている。

2）経済安全保障の重点分野

経済安全保障については、第52章「国家経済安全の保障」に位置付けられている（図表3）。同章では、「重点品目に焦点を当てて戦略物資の保障を強化し、システム上重要な分野に焦点を当てて重大リスクを防止・解消するとともに、新産業・新業態・新たな応用領域に焦点を当てて脆弱な部分におけるリスク防止・管理能力を向上させ、的確な弱点の補強により安全保障能力の全面的な向上を牽引する」ことが基本方針として示されている。

第52章は、①食糧、②エネルギー・資源、③重点分野におけるリスク（不動産、地方政府債務、金融機関など）、④サイバーセキュリティの4分野で構成されている。

第1節「食糧安全保障能力の強化」では、食糧の生産・買付・備蓄・加工・販売の協調的な保障能力を向

図表3 第14編「国家安全体系と能力の現代化の推進とより高水準の『平安中国』の建設」の構成

章	項目	節	項目
第51章	国家安全保障体系と能力建設の強化		
第52章	国家経済安全の保障	第1節	食糧安全保障能力の強化
		第2節	エネルギー・資源の供給保障の強化
		第3節	重点分野におけるリスクの防止・解消に向けた長期的メカニズムの整備
		第4節	サイバーセキュリティ保障能力の向上
第53章	公共安全ガバナンス水準の向上	第1節	食品・医薬品安全監督管理の強化
		第2節	安全生産水準の向上
		第3節	緊急対応管理体系の整備
第54章	社会ガバナンス体系の整備	第1節	基層社会ガバナンスの基盤強化
		第2節	新興分野におけるガバナンス実効性の向上
		第3節	社会の安全と安定の効果的維持

出所）新華社「中華人民共和国国民経済・社会発展第15次5カ年計画要綱」（2026年3月13日）を基に作成

上させ、穀物の基本的自給と主食の絶対的安全を確保することなどが謳われている。

第2節「エネルギー・資源の供給保障の強化」では、国内に立脚し、弱点の補強、多元的な供給保障、備蓄の強化を堅持するとともに、エネルギーの生産・供給・備蓄・流通・販売体系の整備を強化する方針が打ち出されている。

こうした方針は、第15次5カ年計画の主要指標にも反映されており、2030年までに食糧総合生産能力を1.45兆斤（約7億2,500万トン、1斤＝約0.5kg）、エネルギー総合生産能力（石炭、石油、天然ガス、非化石エネルギー生産能力の合計）を58億トン（標準炭換算）とすることが拘束性指標（政府や行政各部門が達成義務を負う指標）として定められている。第14次5カ年計画では、それぞれ6億5,000万トン、46億トンであったことから、いずれも水準が引き上げられたことになる。こうした指標設定から、外部環境の不確実性が高まる中、食糧やエネルギー・資源の自給力および供給安定性を一段と重視する姿勢がうかがえる。

第3節「重点分野におけるリスクの防止・解消に向けた長期的メカニズムの整備」では、発生源段階での防止・管理、事前予測・警戒、早期是正を強化し、不動産、地方政府債務、中小金融機関などのリスクの秩序ある解消を統合的に推進するとともに、システミックリスクの発生を厳重に防止することなどが提起されている。

第4節「サイバーセキュリティ保障能力の向上」では、サイバー空間の安全に関する総合的ガバナンスを深化させ、国家サイバーセキュリティ防御体系の構築を加速することなどが方向性として示されている。

習近平政権は2014年4月に総体国家安全観を提起して以降、国家安全法をはじめ、安全保障に関わるさまざまな制度や規制を整備してきた。2026年3月の全人代で採択された「第15次5カ年計画」もその延長線上に位置付けることができる。

とりわけ第52章では、経済安全保障の対象が食糧やエネルギー・資源といった供給面の安全だけでなく、不動産、地方政府債務、金融機関などに関わる経済・金融リスク、さらにサイバーセキュリティにまで及んでいる。中国における経済安全保障は、特定の産業や先端技術に限定されるものではなく、経済・社会の安定に関わる幅広いリスクを対象としていることが特徴である。

3）なぜ中国には対外開放が必要なのか

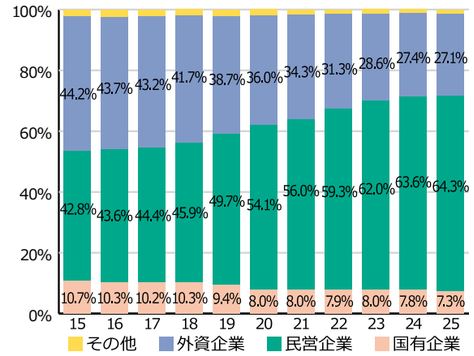
国家安全を重視する方向に政策の重点が移っているからといって、対外開放そのものが否定されているわけではない。むしろ、第15次5カ年計画は、今後5年間においても対外開放を経済発展の重要な手段と位置付けている。同計画は、サービス業を重点に市場参入および開放分野を拡大し、電気通信、インターネット、教育、文化、医療などの分野において秩序ある開放を推進し、外資参入ネガティブリストを縮減する方針も示している。

外資政策についても、中国政府は外資企業の内国民待遇を全面的に実施する方針を掲げ、中国国内での再投資を促進するとともに、先進製造、現代サービス、ハイテク、省エネ・環境保護などへの投資を誘致しようとしている。

また、中国政府は外資導入と同時に、中国企業の海外展開も進めている。第15次5カ年計画は、中国企業の対外投資を支援するとともに、インターネットプラットフォームやAIなどの新興産業企業が海外での応用領域を拡大することを奨励している。

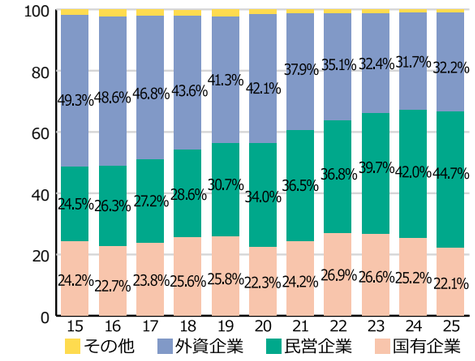
この背景には、中国経済が直面する構造的な課題がある。人口構造の変化、不動産依存型成長の限界、地方財政問題、内需の弱さなどを抱える中で、生産性向上と産業高度化が不可欠になっている。そのため、先進的な技術、経営ノウハウ、国際的な販売網を持つ外資企業は、依然として重要な役割を果たし得る。事実、商務部が2026年9月16日に発表した「中国外資統計公報2026」によれば、2025年末までの累計で中国に設立された外資企業数は130万9,595社、投資額は3兆1,940億ドルに達している[20]。外資企業は中国経済において依然として重要な位置を占めており、2025年の一定規模以上の工業企業の売上高および利益総額に占める外資企業の比率は、それぞれ18.5%、23.6%となった[21]。また、税関総署によれば、中国の貿易に占める外資企業の比率は低下傾向にあるものの、2025年は貿易総額の29.2%と約3割を占め、輸出では27.1%、輸入では32.2%となっている（図表4～5）。

図表4 中国の企業形態別輸出シェアの推移



出所）税関総署「統計月報」を基に作成

図表5 中国の企業形態別輸入シェアの推移



出所）税関総署「統計月報」を基に作成

また、中国企業がグローバル市場で成長するためにも、海外市場の開拓や国際的な事業展開は重要である。例えば、商務部、国家統計局、国家外貨管理局が2026年9月23日に発表した「2025年度中国対外直接投資統計公報」によれば、2025年末現在、中国企業が海外に設立した企業数は5万8,000社に達し、進出先は189カ国・地域に及んでいる[22]。2025年の中国の対外直接投資額（フロー）は前年比11.1%増の2,135億8,000万ドルとなった。対外直接投資残高（ストック）は3兆4,000億ドルに達し、9年連続で世界3位以内を維持するとともに、世界全体に占める比率は7.4%に上昇した。

中国にとって、対外開放は外資企業による投資や技術を取り込むという側面だけでなく、中国企業の海外展開を進める上でも重要である。したがって、国家安全を重視する中でも、対外開放は引き続き中国

の経済発展にとって重要な政策手段として位置付けられている。

4）国家安全を軸に再編される対外経済管理

このように、中国にとって対外開放は経済発展のために引き続き必要である。他方、国境を越える経済活動と国家安全との関係は一段と密接になっており、対外開放を進めながら、それに伴うリスクを管理する必要性も高まっている。

米中対立は、関税や貿易不均衡を中心とする問題から、半導体やAIなどの先端技術をめぐる競争へと広がった。先端技術は企業の競争力だけでなく、国家の長期的な競争力に直結する。このため、技術、データ、人材、資本の移動についても、単なる企業活動としてではなく、経済安全保障の観点から管理する動きが強まっている。

こうした傾向は中国だけに見られるものではない。米国をはじめ主要国も、先端技術に関わる輸出管理、対内投資審査、対外投資規制などを強化している。したがって、中国における制度整備についても、国際的な経済安全保障強化の流れの中に位置付けて捉える必要がある。

5）「管理された対外開放」とは何か

以上のように、中国にとって対外開放は経済発展のために引き続き必要である一方、国境を越える経済活動を国家安全の観点から管理する範囲も拡大している。この二つの政策の方向性を理解する上で重要なのが、「発展と安全の両立」という考え方である。

第15次5カ年計画は「発展と安全の両立を堅持し、発展の中で安全を確保し、安全の中で発展を図る」ことを原則の一つとして掲げている。中国の政策文書は「発展」と「安全」を単純な対立概念として捉えていない[23]。

したがって、中国の政策を理解する際、「経済発展を重視するなら規制緩和、安全保障を重視するなら規制強化」という対立図式を当てはめると、実態を見誤ることになる。総体国家安全観では、「発展は安全の基礎であり、安全は発展の条件である」とされ、両者は相互に支える関係として位置付けられている。このため、対外開放と国家安全も相反するものではなく、同時に追求すべき政策課題とされているのである。

国境を越える経済活動にこの考え方を適用したものが、本稿でいう「管理された対外開放」である。中国は外資企業の投資を受け入れ、技術やサービスを導入するとともに、中国企業の海外投資を促進し、人的往来も拡大する。しかし、これらを無条件に自由化するわけではなく、産業、技術、データなどの安全に関わる領域については、必要な管理や制限を行う。本稿では「管理された対外開放」を、対外開放を継続しながら、それに伴う国家安全上のリスクを政府が見極め、管理可能な範囲に収めようとする政策モデルとして捉える。

3. 2026年における国家安全関連制度・措置の整備状況

「管理された対外開放」という政策の方向性は、2026年に相次いで整備された制度や措置にも表れている。10月1日に改正国防動員法が施行され、国防分野でも制度整備が進められたが、本稿では、国境を越える経済活動に対する管理範囲の拡大を検討する観点から、「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」「対外投資に関する規定」「出入国管理に関する規定」「対外貿易国家安全調査」の4つに注目する（図表6）。以下では、それぞれの内容と特徴を概観する。

図表6 中国の主な国家安全関連制度・措置の整備状況（2026年）

施行・開始日	名称	概要
3月1日	改正対外貿易法	外国の個人・組織が中国の主権・安全・発展の利益を損なった場合や、中国の個人・組織に差別的措置等を講じた場合、貨物・技術の輸出入やサービス貿易を禁止・制限できること、また、対外貿易の秩序を維持するため、国家安全に関わる事項などについて調査を実施できることを規定。
3月31日	産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定	外国の組織・個人が市場原則に違反し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害またはそのおそれを与えた場合、安全調査を実施し、その結果に基づき貿易・投資等の禁止・制限措置を講じることを規定。
4月7日	反外国不当域外管轄条例	外国の不当な域外管轄措置の実施に関与した外国の組織および個人を「悪意あるエンティティ・リスト」に追加し、対抗・制限措置を講じることができると規定。
6月22日	産業チェーン・サプライチェーン安全調査作業弁法	産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定に基づき、安全調査の対象、内容、手続き、処理措置などを規定。
7月1日	対外投資に関する規定	対外投資において、輸出が禁止・制限されている貨物、技術、サービス、関連データを輸出・使用することや、技術者の越境派遣、技術指導、研修などを通じた、これらの貨物、技術、サービスおよび関連データの国外移転を規制。
8月5日	対外貿易国家安全調査	改正対外貿易法に基づき、外国製システムソフトウェアを搭載した印刷・複写機能を有する輸入事務機器を対象に、国家安全への影響について調査を開始。
9月15日	出入国管理に関する規定	中国公民が輸出管理、技術輸出入管理などの規定に違反し、国家の産業安全、技術安全を害する可能性がある場合、国務院の主管部門が出国を認めない決定を行うことができることなどを規定。
10月1日	改正国防動員法	国防動員体制の整備に向け、戦略物資の備蓄・動員、軍需品の研究開発・生産、民間資源の徴収・徴用と補償などを規定。

出所）中国政府の公表資料などを基に作成

1）産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定

国務院は2026年3月31日、「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」（以下、産業チェーン・サプライチェーン安全規定）を公布・施行した[24]。同規定は、「国家安全法」「反外国制裁法」などの法律に基づき、産業チェーン・サプライチェーンにおける安全上のリスクを防止するとともに、その強靭性や安全性などを向上させ、経済・社会の安定と国家安全を維持することを目的としている。

同規定では、安全上のリスクを管理する仕組みが整備されている。政府は重要分野のリストを策定し、情報共有やリスクの監督・管理体制を構築するとともに、備蓄などを通じてリスクへの対応能力を強化するとしている。経済・社会や国家安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、緊急時の調整、備蓄の活用、生産・輸送・供給の組織化などの措置を講じるとしている。

他方、同規定は安全の確保だけでなく、質の高い発展や国際協力も掲げている。デジタル化・スマート化を通じて安全性や管理水準を向上させるとともに、企業による供給ルートの開拓や市場競争への公平な参加を奨励・支援している。また、産業チェーン・サプライチェーンをめぐる国際協力を強化し、国際ルールの策定に積極的に参加する方針も示している。

このように、同規定は、リスクの監視・予防、備蓄、緊急対応などを含む包括的な安全管理の仕組みを整備する一方、質の高い発展や国際協力も掲げている。したがって、産業チェーン・サプライチェーンを外部から切り離すことを目的とする制度というより、対外的な経済関係を維持しながら、それに伴うリスクを管理しようとする制度として捉えることができる。

なお、6月22日には、商務部が「産業チェーン・サプライチェーン安全調査作業弁法」を公布・施行した[25]。同弁法は、産業チェーン・サプライチェーン安全規定に基づく安全調査について、調査対象、内容、手続き、処理措置などを具体的に定めたものである。

2）対外投資に関する規定

国務院は2026年5月5日、「対外投資に関する規定」（以下、対外投資規定）を公布し[26]、7月1日から施行した。同規定は「対外関係法」「対外貿易法」

などに基づいて制定されたものであり、高水準の対外開放を推進し、対外投資の質の高い発展を促進するとともに、対外投資を適切に管理し、投資家および対外投資の合法的権益を保護し、国家の主権、安全、発展の利益を守ることを目的としている。

同規定は、総体国家安全観を貫徹し、対外投資の管理・サービス体系を整備する一方、高水準の国際経済・貿易ルールとの接続、「一帯一路」の質の高い共同建設、産業チェーン・サプライチェーンをめぐる国際協力を推進し、投資家が市場原則に基づいて対外投資を行うことを支援する方針を示している。

他方、対外投資に対する管理については、対外投資管理体制を整備し、奨励・制限・禁止する対外投資を明確にするとともに、監督管理を強化し、安全審査制度を整備することも定めている。

特に注目されるのが第13条である。同条は、対外投資において、輸出が禁止・制限されている貨物、技術、サービス、データを輸出・使用することを規制している。また、技術者の越境派遣、技術指導、研修などを通じた、これらの貨物、技術、サービスおよび関連データの国外移転についても規制している。これは、対外投資に伴う技術などの国外移転が、貨物の輸出といった直接的な方法だけでなく、人の移動や技術指導、研修などを通じて行われる場合も管理対象となることを意味する。

このように、同規定は中国企業の海外展開を一律に抑制する制度ではない。市場原則に基づく対外投資を支援する一方、国家安全に関わる貨物、技術、サービス、データなどについては、企業の海外投資や人の移動を通じた国外移転も管理の対象としている。対外投資の促進と国家安全上のリスク管理を同時に進める制度であり、「発展と安全の両立」という考え方が企業の海外投資にも具体化されていると捉えることができる。

3）出入国管理に関する規定

国務院は2026年7月22日、「出入国管理に関する規定」（以下、出入国管理規定）を公布し、9月15日から施行した[27]。同規定は、出入国管理を規範化し、出入国者の合法的権益を保障するとともに、国家の主権、安全、発展の利益を守ることを目的として「出入国管理法」に基づき制定された。

司法部、公安部、国家移民管理局の解説によると、今回の規定は、2013年の出入国管理法施行後に生じた新たな問題に対応するため、中国公民の出国に伴う安全リスク防止、外国人の入国管理、出入国仲介サービスなどに関連する制度を整備したものとされている[28]。また、対抗措置リスト、信頼できないエンティティ・リスト、悪意あるエンティティ・リストに掲載された外国人や[29]、対抗措置または制限措置の対象となった外国人について、法に基づき入国禁止などの措置を実施することも定めている。

国家安全との関連で注目されるのが第4条である。同条は「中国公民が輸出管理、技術輸出入管理などの規定に違反し、国家の産業安全、技術安全を害する可能性がある場合、国務院の主管部門が出国を認めない決定を行うことができる」ことを定めている。

この規定は、国家安全の観点からみると、人の移動が技術などの国外移転と結び付く場合があることを示している。先端技術や製造ノウハウは、モノやデータだけでなく、技術者などの移動や技術指導などを通じて国外へ移転する可能性もあるからである。

4）対外貿易国家安全調査

全国人民代表大会常務委員会は2025年12月27日、「改正対外貿易法」を可決し、2026年3月1日から施行した[30]。同法は、対外貿易の秩序を維持するため、商務部が自ら、または国務院の関係部門と共同で調査を実施できることを定めている。

同法に基づき、商務部は2026年8月5日、商務部公告2026年第33号を公布し、輸入されるプリンター・複写機などの事務機器を対象とする「対外貿易国家安全調査」を開始した[31]。商務部によると、これは中国で初めて実施される対外貿易国家安全調査である。

調査対象は、外国製システムソフトウェアを搭載した印刷・複写機能を有する輸入事務機器である。また、外国製システムソフトウェアとは、外国の個人または企業・団体が開発、テスト、またはメンテナンスを行うドライバーソフトウェアおよび組み込みソフトウェアとされている。

調査項目は、輸入される製品、技術、サービスが国家安全に及ぼす影響に加え、国内需要や国外の貨物、技術、サービスへの依存状況、国内関連産業の発展状況や供給能力、外国政府の政策・措置による影響などとされている。

今回対象となったプリンター・複写機は、AIや先端半導体のような戦略性の高い製品とは異なる。しかし、ネットワークに接続され、文書や画像などのデータを扱うことから情報安全と密接に関係する。今回の調査では、国外依存によって安定的な供給が損なわれる可能性に加え、情報安全上のリスクも国家安全の観点から重視されている。

5）2026年の制度・措置の総括

以上の4つの制度・措置を横断的に見ると、2026年に進められた中国の国家安全に関する制度整備は、以下のように総括することができる。

第1に、重要分野の産業チェーン・サプライチェーン全体を安全管理の対象とする仕組みが整備されたことである。産業チェーン・サプライチェーン安全規定は、リスクの監視・予防、情報共有、備蓄、緊急対応などを通じて、個別の貨物や技術だけでなく、産業チェーン・サプライチェーン全体の安定性や強靭性を国家安全との関係で捉える仕組みを定めている。

第2に、中国から国外へ「出ていく」側について、国家安全の観点から管理の対象となる経路が拡大していることである。対外投資規定と出入国管理規定を合わせてみると、管理される範囲は貨物や技術、サービス、データの直接的な国外移転だけでなく、企業の海外投資や人の移動にも及んでいる。

第3に、管理の方向が中国から国外への移転だけでなく、国外から中国への流入にも及んでいることである。対外貿易国家安全調査では、外国から中国に入る貨物、技術、サービスが国家安全上の利益に及ぼす影響に加え、国外への依存状況や国内産業の供給能力なども調査対象とされている。国境を越える経済活動について、「出ていく」側と「入ってくる」側の双方で国家安全の観点から管理する仕組みが整備されつつある。

他方、これらの制度は、国境を越える経済活動を必ずしも制限するものではない。産業チェーン・サプライチェーン安全規定は国際協力の強化や企業による市場競争への参加を掲げ、対外投資規定も市場原則に基づく中国企業の海外投資を支援するとしている。対外的な経済活動を維持・促進する一方、それに伴うリスクを国家安全の観点から管理するという構造になっている。

これは、第15次5カ年計画で示された「発展と安全の両立」という考え方とも整合的である。対外開放による経済的利益を確保しながら、それに伴うリスクを管理可能な範囲に収めようとするという点

図表7 中国の管理された対外開放の概念図



出所）第15次5カ年計画および関連法令等を基に作成

で、2026年の一連の制度や措置は、「管理された対外開放」を具体化したものと捉えることができる（図表7）。

4.「管理された対外開放」は持続可能か

ここまでみてきたように、中国では高水準の対外開放を進める一方、国家安全の観点から国境を越える経済活動を管理する制度の整備が進められている。第15次5カ年計画が掲げる「発展と安全の両立」という考え方に立てば、両者は必ずしも相反するものではないものの、対外開放を進めながら、それに伴うリスクを管理することが政策上の課題となる。

1）開放と管理のトレードオフ

「発展と安全の両立」という政策の論理は理解できるものの、それが現実に期待通りに機能するかは別の問題である。「管理された対外開放」を実現する上での重要な問題は、開放と管理の間に現実のトレードオフが存在することである。

管理を強化すれば、技術やデータの流出を防ぎ、国家安全上のリスクを抑えることが期待できる。だが、規制が強化され、先行きが不透明になれば、外資企業は中国への投資や技術移転に慎重になる。中国企業の海外展開についても、管理の強化は企業活動を制約する可能性がある。開放のメリットを維持しながら、そのリスクだけを排除することは容易ではない。

2）「管理された対外開放」の持続可能性をめぐる2つの課題

「管理された対外開放」の持続可能性を考える上では、2つの課題がある。第1は、中国市場の魅力と企業が負担する規制コストとのバランスである。中国には大規模な国内市場、幅広い産業集積、整備されたインフラ、豊富な技術人材などが存在する。こうした条件は、一定の規制コストが存在しても、外資企業が中国で事業を継続するインセンティブとなり得る。しかし、市場の成長性や事業の収益性に対する期待が低下する一方、規制への対応に必要な負担が高まれば、外資企業による中国事業の評価も変化し得る。対外開放を維持するには、国家安全のための管理によって生じる企業の負担を、中国市場の魅力を損なわない範囲にとどめる必要がある。

第2は、開放と安全という異なる政策目標を実現するための行政機関間の調整である。中央政府が「発展と安全の両立」という原則を掲げても、外資誘致や貿易促進、産業発展を担う部門と、国家安全、輸出管理、サイバーセキュリティなどを担う部門では、所管する政策分野によって重視する課題が異なり得る。また、国家安全に関わる制度の対象が拡大すれば、一つの経済活動について複数の行政機関が関係する場面も増加する。このため、開放を促進しながら国家安全上のリスクを管理するには、関係する行政機関の間で政策や制度の運用を調整することが重要になる。「発展と安全の両立」を行政機関間の調整を通じてどこまで実際の制度運用に反映できるかが、「管理された対外開放」の持続可能性を左右するもう一つの課題となる。

3）状況や分野によって変化する開放と管理の重心

「管理された対外開放」をみる上でのポイントは、開放と管理の重心が固定されているわけではないことである。「発展と安全の両立」は、両者を常に同じ比重で追求することを意味するものではない。国内経済の状況、国際経済環境、技術競争、産業の戦略的重要性などによって、開放と管理のどちらにより重点を置くかは変化し得る。

例えば、中国経済の成長が鈍化し、外資導入の必要性が高まれば、外資誘致、市場参入の拡大、規制緩和など、対外開放を促進する政策がより重視されることが考えられる。国家安全に関わる制度を維持しながら、経済活動への負担が大きい規制については、その運用が見直されることもあり得る。

他方、技術競争が激化し、重要技術の国外移転に対する懸念が高まれば、貿易や投資に伴う技術移転などに対する管理が強化される可能性がある。また、外国政府による輸出規制や制裁などによって供給途絶のリスクが高まれば、国外への依存を減らし、国内での供給能力の強化を進めることも考えられる。

開放と管理の重心は、産業や分野によっても異なる。一般的な消費やサービスなどでは市場参入を拡大する一方、半導体、AI、通信、重要データなど国家安全との関係が強い分野では、より厳格な管理を行う場合もある。また、同じ企業活動の中でも、製品の販売や投資については開放を進める一方、特定の技術やデータの越境移転については管理を強化するといった対応も想定される。

このように、開放と管理の重心は、経済や安全保障をめぐる状況、対象となる分野によって変化するため、中国の政策の先行きを正確に予測することは容易ではない。

5. 日本企業が中国戦略を考える上での含意

日本企業にとって、中国の政策動向を見極めることは引き続き重要である。しかし、開放と管理の重心は経済や安全保障をめぐる状況、対象となる分野によっても変化する。したがって、日本企業には、その変化を前提として、柔軟に対応できる戦略を構築することが求められる。

日本企業が中国戦略を考える際、中国から撤退するのか、それともとどまるのか、という二者択一で考えることは適切ではない。中国市場への依存度、保有する技術の機微性、代替市場の有無、サプライチェーンの構造、資金力や競争力などは企業によって異なる。「管理された対外開放」の下では、それぞれの企業が自社の状況やリスクを踏まえ、政策の変化に応じた対応をあらかじめ検討しておく必要がある。その際、複数のシナリオを想定しておくことがカギとなる。

第1は、開放側に政策の重心が移るシナリオである。中国経済の成長率低下や外資流入の鈍化が政策課題となり、サービス業の市場参入、外資企業による研究開発、データの越境移転、外国人の往来などに関する規制や手続きの緩和がさらに進む場合である。この場合、中国事業に慎重な姿勢を取り続けていると、競合企業に市場機会を奪われる可能性もある。したがって、開放が進んだ場合に実行できる投資案件、提携先、販売網、人材計画などを準備しておくことは、新たな事業機会に対応する上で有効である。

第2は、管理側に政策の重心が移るシナリオである。米中対立がさらに激化し、AI、半導体、先端材料、データなどに対する管理が強まり、中国拠点と海外拠点の間で技術、データ、人材などをこれまでと同様に移動させることが難しくなる場合である。この場合、重要技術の分離、データの現地管理、特定の国・地域に依存しない供給網の構築、代替人材の育成といった対応が考えられる。

第3は、開放と管理が併存し、大きな政策転換が起きないシナリオである。市場参入など対外開放が進められる一方、国家安全との関係が強い分野では管理が続き、企業は一定の規制対応コストを負担する場合である。この場合、全面的な撤退か事業拡大かという判断ではなく、中国市場で競争力を持ち、収益が期待できる事業には投資する一方、機微性が高く収益性が低い事業については縮小するなど、中国事業を一体として捉えるのではなく事業ごとに異なる戦略を取ることも検討すべきである。

こうした複数のシナリオを想定する目的は、政策の重心がどの方向に動いても、状況の変化に対応できるようにすることにある。設備投資、生産拠点の変更、人材育成、取引先の開拓、システムの分離などには時間がかかるだけに、政策の変化によって自社に生じ得る機会とリスクを整理し、必要となる対応をあらかじめ準備しておくことが重要である。

結びに代えて

中国では2026年に入り、産業チェーン・サプライチェーン安全規定、対外投資規定、出入国管理規定、対外貿易国家安全調査など、経済活動を国家安全の

観点から管理する制度の整備が相次いでいる。これらを既存の輸出管理、技術輸出入管理、データの越境移転に関する規制、投資安全審査などと合わせて見ると、中国では重要分野の産業チェーン・サプライチェーン全体を対象とする横断的な安全管理の仕組みが整備されつつある。同時に、管理の対象は、モノ、技術、データの移転だけでなく、企業の対外投資や人の移動にも広がっている。

しかし、こうした動きを中国の「閉鎖」とだけ捉えるのは適切ではない。第15次5カ年計画では、高水準の対外開放が引き続き政策目標として掲げられている。中国経済にとって、外資企業による投資や技術の導入は重要である。同時に、中国企業にとっても、海外市場の開拓や資源・技術へのアクセスなどのため、海外展開は必要となる。

こうした政策を本稿では「管理された対外開放」と捉えた。すなわち、対外開放を継続しながら、それに伴う国家安全上のリスクを政府が見極め、管理可能な範囲に収めようとする政策モデルである。その背景にあるのが、第15次5カ年計画が掲げる「発展と安全の両立」という考え方であり、2026年の一連の制度や措置には、この考え方が具体化されている。

もっとも、開放と管理の間には現実のトレードオフが存在する。管理を強化すれば、国家安全上のリスクを抑えることが期待できる。他方、規制強化や先行きの不透明性は、外資企業の投資や技術移転、中国企業の海外展開を制約する可能性がある。開放のメリットを維持しながら、そのリスクだけを排除することは容易ではない。

留意しなければならないのは、開放と管理の重心は固定されていないことだ。景気が悪化し、外資企業の投資の必要性が高まれば、開放側に政策の重心が移る可能性がある。他方、米中対立や技術競争が激化すれば、重心が管理側に傾くことも考えられる。政策の重心がいつ、どちらの方向に、どの程度移るのかを正確に予測することは難しい。

したがって、日本企業は、中国の政策動向を見極めつつ、開放と管理の重心が変化する可能性を踏まえ、複数のシナリオに備えて中国戦略を検討しておくことが重要である。

（2026年10月19日記）

【1】 新華社「習近平：総体国家安全観を堅持し、中国の特色ある国家安全の道を歩む」2014年4月15日
（http://www.xinhuanet.com/politics/2014-04/15/c_1110253910.htm）

【2】 中国共産党員網「学習資料・総体国家安全観」、2026年5月更新
（https://www.12371.cn/2025/02/20/ARTI1740036730809225.shtml）

【3】 新華社「中華人民共和国国家安全法」2015年7月1日
（http://www.xinhuanet.com//politics/2015-07/01/c_1115787801.htm）

【4】 国務院「『中国製造2025』に関する通知」2015年5月8日
（https://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm）

「中国製造2025」の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2025年度1号「中国の産業高度化政策の現状と今後の展望」（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2025_01.pdf）を参照されたい。

【5】 習主席の講話「国家中長期経済・社会発展戦略における若干の重大問題」は2020年11月1日発行の共産党機関誌「求是」第21号に掲載された（http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c_1126680390.htm）。

【6】 DEPAはシンガポール、チリ、ニュージーランドの3ヵ国が2020年6月に調印したデジタル分野に特化した協定で、従来のFTAでカバーされる規律に加え、貿易円滑化に資するデジタル身分証明や電子請求書、人工知能（AI）に関するルールも盛り込まれている。

【7】 商務部「信頼できないエンティティ・リスト規定」2020年9月19日
（https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2020/art_1c6bfe4468954f1dbb337b9a9519ff2a.html）

【8】 商務部「中華人民共和国輸出管理法」2020年10月17日
（https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/zcfg/gnzcfg/flfg/202111/226.html）

【9】 商務部「外国法・措置の不当な域外適用を阻止する弁法」2021年1月9日
（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2021/art_88c2409f1a214a79a56b7fc266ebf4ea.html）

【10】 国家発展改革委員会、商務部「外商投資安全審査弁法」2020年12月19日
（https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/t20201219_1255025.html）

【11】 新華社「反外国制裁法」2021年6月10日（http://www.xinhuanet.com/politics/2021-06/10/c_1127551959.htm）

【12】 新華社「中華人民共和国関税法」2024年4月26日
（https://www.xinhuanet.com/legal/20240426/fa29e152f226461aa23728876ad7572a/c.html）

【13】 国務院「両用品目輸出管理条例」2024年9月30日
（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202410/content_6981400.htm）

【14】 新華社「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」2016年11月7日
（http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/07/c_1119867015.htm）

【15】 新華社「中華人民共和国データセキュリティ法」2021年6月10日
（http://www.xinhuanet.com/2021-06/11/c_1127552204.htm）

【16】 新華社「中華人民共和国個人情報保護法」2021年8月20日
（http://www.xinhuanet.com/politics/2021-08/20/c_1127781552.htm）

【17】 新華社「中華人民共和国反スパイ法」2023年4月26日
（https://www.xinhuanet.com/legal/2023-04/26/c_1129569081.htm）

【18】 新華社「中華人民共和国国民経済・社会発展第15次5カ年計画要綱」2026年3月13日
（https://www.news.cn/politics/20260313/085af5de5a4b4268aa7d87d90817df2f/c.html）

「第15次5カ年計画」の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2026年度1号「第15次5カ年計画にみる中国経済のモデル転換の方向性」（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2026_01.pdf）を参照されたい。

【19】 「第15次5カ年計画」の対外開放政策の詳細については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2026年度2号「中国の対外開放政策と日本企業の事業展開」（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2026_02.pdf）を参照されたい。

【20】 商務部「中国外資統計公報2026」2026年9月16日
（https://wzs.mofcom.gov.cn/cms_files/filemanager/195082220/attach/202511/7f0a2aefa9994147b22197030cb1247f.pdf）

【21】 主たる事業による売上高が年間2,000万元以上の工業企業を指す。

【22】 商務部、国家統計局、国家外貨管理局「2025年度中国対外直接投資統計公報」2026年9月23日
（https://www.mofcom.gov.cn/tjsj/gwjjhztj/art/2026/art_843d632d3e024bc99bc84796122f0d22.html）

【23】 中国語の原文は「統筹发展和安全」。「統筹」は、複数の政策目標を全体として調整し、統合的に推進することを意味する。本稿では「両立」と訳す。

【24】 国務院「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」2026年4月7日
（https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm）

【25】 商務部「産業チェーン・サプライチェーン安全調査作業弁法」2026年6月24日
（http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2026/art_83ef0e55167046f9b14917ea659afb5c.html）

【26】 国務院「対外投資に関する規定」2026年6月1日（https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm）

【27】 国務院「出入国管理に関する規定」2026年7月22日
（https://www.gov.cn/zhengce/content/202607/content_7077172.htm）

【28】 司法部「司法部、公安部、国家移民局の責任者が『国務院の出入国管理に関する規定』について記者の質問に回答」2026年7月31日
（https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgwapp/zwgk/jdhyApp/202607/t20260731_538127.html）

【29】 対抗措置リストは、反外国制裁法に基づき、中国に対する外国の差別的制限措置等に関与した外国の個人・組織、信頼できないエンティティ・リストは、信頼できないエンティティ・リスト規定に基づき、中国の国家主権・安全・発展利益を害する行為や中国企業等に対する差別的措置などを行った外国の組織・個人、悪意あるエンティティ・リストは、反外国不当域外管轄条例に基づき、外国による不当な域外管轄措置を推進し、またはその実施に関与した外国の組織・個人をそれぞれ対象とするリスト。

【30】 中華人民共和国主席令「中華人民共和国対外貿易法」2025年12月27日
（https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_d71882d8e70e43e5a28f686c4f0b8db4.html）

【31】 商務部公告2026年第33号「輸入プリンター・複写機などの事務機器に対する対外貿易国家安全調査の開始」2026年8月5日
（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_0e46c09f491a4881bae53c168c365361.html）

コラム2

設立10周年を迎えたBRICS新開発銀行（NDB）の融資動向



関根 栄一
（株）野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表
1991年に日本輸出入銀行（現・国際協力銀行）入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

Ⅰ. BRICS設立の「新開発銀行」（NDB）の加盟国が増加中

2025年7月21日、ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）、南アフリカ（South Africa）の頭文字を合わせたBRICSが設立した国際開発金融機関としての「新開発銀行」（New Development Bank、略称NDB）が、2015年7月の開業から2025年7月で10年目を迎えた。この10年間、BRICS5ヵ国の創設メンバーに加え、2021年9月にはバングラデシュ・アラブ首長国連邦（UAE）・ウルグアイが、同年12月にはエジプトが、2025年5月にはアルジェリアが、開業10年目の同年7月にはコロンビア・ウズベキスタンが、それぞれ新規にNDBへの加盟を承認された（図表1）。その後、加盟を承認されたエチオピアとジンバブエ、加盟申請手続き中のベラルーシとアンゴラを加えると、NDBの加盟国は合計16ヵ国となっている。

NDBに対しては、他にグローバルサウス（Global South）にも分類されるパキスタンが加盟を申請中で、インドネシアも加盟する意向を表明済である。グローバルサウスとは、南半球に位置するアジアやアフリカ、中南米地域の新興国・途上国を指す総称で、世界経済における存在感や国際開発金融機関での発言力を高めている存在でもある。

本稿では、NDBの設立過程や設立後の業務動向を取り上げ、（新興国・途上国の経済開発を金融面で支援する）国際開発金融の世界でNDBが果たしている役割と今後の展望を整理する。

Ⅱ.BRICSによるNDB設立までの動き

1. NDB設立の母体となったBRICSとは？

NDBの設立は、BRICSによる開発銀行の設立構想に遡るものである。BRICSは、当初、2001年に発行された米ゴールドマン・サックス社のレポートでブラジル、ロシア、中国、インドの4ヵ国の英語名称の頭文字を採り、最後に複数形のsを付けたBRICsと称されていた。その後、2008年9月のグローバル金融危機後の新興国の世界経済における存在感の高まり、中でもアフリカで唯一G20のメンバーとなっている南アフリカ（南ア）の台頭を受け、最後のsを大文字のSとして南アを含めた形で5ヵ国を指すようになったものがBRICSである（前掲図表1参照）。

2. NDB設立構想の登場

NDBの設立構想は、南アが参加した2011年4月の第3回BRICS首脳会議に遡る。同会議では中国がホスト国となり、グローバル金融危機の原因や教訓を巡り、国際通貨基金（IMF）改革や国際通貨システム改革、BRICS5ヵ国の銀行間協力といった金融分野が主要テーマの一つとなった。2012年3月29日の第4回首脳会議（インド、ニューデリー）からは、BRICS自身による新たな金融協力の柱の構築に動き始めた。柱の1つが外貨準備を使った緊急時の相互融通協定であり、もう1つが5ヵ国による新たな国際開発金融機関の設立である（図表2）。

後者の新たな国際開発金融機関に関しては、第4回首脳会議時の共同宣言の第13項に、まず「BRICS5ヵ国は、5ヵ国及びその他の途上国の基礎インフラ及び持続可能な発展プロジェクトの資金調達のために、また現在の多国間・地域金融機関との関係でグローバルな成長と発展を促すよう補完するために、新たな開発銀行を設立する可能性について議論した」と明記した。同時に、「5ヵ国の首脳は財政担当大臣に提唱の可能性・実現性を審査させ、共同検討グループを設けて更に研究を進め、次回の首脳会議で報告するよう指示した」と盛り込んだ。

（中国の習近平政権発足後の）2013年3月27日の第5回首脳会議（南ア、ダーバン）では、新たな開発銀行（BRICS開発銀行）の設立に原則合意した。続いて、2014年7月15日の第6回首脳会議（ブラジル、フォルタレザ）では、新開発銀行（New Development Bank、略称NDB）という名称での設立覚書への署名が行われ、2015年7月に開業した。

3. NDBに期待されるグローバルサウス諸国向け支援の役割

中国には、2016年1月に開業した北京市に本部を置くアジアインフラ投資銀行（Asian Infrastructure

図表1 新開発銀行（NDB）の資本金構成

（単位）百万ドル

分類	加盟国	地域分類	NDBへの加盟時期	払込済資本金	比率	（参考①）BRICS	（参考②）BRICSパートナー
原加盟国	ブラジル	南米	原加盟国（2015年7月21日開業）	10,000	18.72%	2009年6月加盟	
	ロシア	ユーラシア		10,000	18.72%		
	インド	南アジア		10,000	18.72%		
	中国	東アジア		10,000	18.72%		
	南アフリカ	アフリカ		10,000	18.72%	2010年12月加盟	
新規加盟国	エジプト	アフリカ	2021年12月に加盟	1,196	2.24%	2024年1月加盟	-
	バングラデシュ	南アジア	2021年9月に加盟	942	1.76%	-	-
	アルジェリア	アフリカ	2025年5月に加盟	614	1.15%	-	-
	アラブ首長国連邦(UAE)	中東	2021年9月に加盟	556	1.04%	2024年1月加盟	-
	ウズベキスタン	中央アジア	2026年6月に加盟	122	0.23%	-	2025年1月加盟
	ウルグアイ	南米	2021年9月に加盟	払込予定	-	-	-
	コロンビア	南米	2025年7月に加盟	払込予定	-	-	-
	エチオピア	アフリカ	2025年10月に加盟	払込予定	-	2024年1月加盟	-
	ベラルーシ	ユーラシア	2025年2月に加盟申請	払込予定	-	-	2025年1月加盟
	アンゴラ	アフリカ	加盟申請手続き中	払込予定	-	-	-
	ジンバブエ	アフリカ	2026年7月に加盟	払込予定	-	-	-
候補	パキスタン	南アジア	2023年11月に加盟申請	払込予定	-	-	-
	インドネシア	東南アジア	2025年3月に加盟表明	加盟表明	-	2025年1月加盟	-
NDB以外	イラン	中東	-	-	-	2024年1月加盟	-
	キューバ	中米				-	2025年1月加盟
	ボリビア	南米				-	2025年1月加盟
	マレーシア	東南アジア				-	2025年1月加盟
	カザフスタン	中央アジア				-	2025年1月加盟
	タイ	東南アジア				-	2025年1月加盟
	ウガンダ	アフリカ				-	2025年1月加盟
	ナイジェリア	アフリカ				-	2025年1月加盟
	ベトナム	東南アジア				-	2025年6月加盟
-	-	-	計16ヵ国	53,430	100.00%	計10ヵ国	計10ヵ国

注）1. 第1回BRICs首脳会議は、2009年6月16日、ロシアがホスト国を務める形で開催。
2. 南アフリカは、中国がホスト国を務めた2011年4月14日の第3回BRICS首脳会議より参加。
3. 2024年10月に開催された第16回BRICS首脳会議で「パートナー国」制度が導入された。
4. NDBの加盟国や資本金の各構成は2026年9月時点。

出所）NDB等より野村資本市場研究所作成

図表2　NDBの設立と運営10年間のトピック

年	月日	主な出来事	加盟国数
2012年	3月29日	第4回BRICS首脳会議で、新たな開発銀行を設立する可能性について議論	
2013年	3月27日	第5回BRICS首脳会議で、新たな開発銀行（BRICS開発銀行）の設立に原則合意	
2014年	7月15日	第6回BRICS首脳会議で、新開発銀行（New Development Bank、略称NDB）という名称での設立覚書への署名が行われ、①法定資本金は1,000億米ドル、当初払込資本金は500億米ドルで創設メンバーが平等に出資、②総務会の初代主席はロシア、理事会の初代主席はブラジル、初代総裁はインドからそれぞれ選出、③本部は上海市に置き、アフリカ地域センターを南アフリカに置く、ことで合意	
2015年	7月21日	NDBが上海市で開業、初代総裁にK・V・カマート氏（印ICICI銀行・インフォシスの会長を歴任）が就任	
2016年	1月14日	原加盟国による最初の資本金（7.5億米ドル）を払込	
	4月15日	ワシントンD.C.で融資案件第1陣を承認・公表（グリーン・再生可能エネルギー分野、計8.11億米ドル）	
	7月18日	中国銀行間債券市場で初めてグリーンパンダ債（30億元、発行期間5年、クーポン3.07%）を発行	
	7月20～21日	第1回年次総会開催（中国・上海市）	
	9月9日	世界銀行との間で協力覚書に調印	5
2017年	4月1日	第2回年次総会（インド・ニューデリー）でアジアインフラ投資銀行（AIIB）との間で協力覚書に調印	
	6月30日	今後5年間の戦略「General Strategy document for 2017-2021」を公表	
	8月17日	アフリカ地域センター（Africa Regional Center、略称ARC）を南アフリカ・ヨハネスブルクに開業	
2018年	8月3日、29日	国際的な格付け会社（Fitch、S&P）から初めて格付けを取得（AA+）	
2019年	8月20日	日本格付け研究所（JCR）から格付けを取得（AAA）	
	11月	アメリカ地域センターをブラジル（サンパウロ）に開設	
	11月13日	ユーラシア地域センター（Eurasian Regional Centre、略称ERC)の開設（モスクワ）でロシアと合意	
2020年	2月18日	中国向けに新型コロナウィルス緊急支援プログラム（Emergency Assistance Program in Combatting COVID-19）を創設、その後加盟国全体向けで100億米ドルの支援枠を設定	
	5月27日	マルコス・トロイホ氏（ブラジル経済省次官等を歴任）を第二代総裁に選出	
2021年	9月2日	バングラデシュ、ウルグアイ、アラブ首長国連邦（UAE）のNDB加盟を承認	8
	12月29日	エジプトのNDB加盟を承認	
2022年	3月3日	定款の規定（銀行としての健全性原則）により、ロシアに対する新規取引を保留すると発表	
	5月19日	総務会今後5年間の戦略「General Strategy for 2022–2026」を承認、副題は「持続可能な将来に向けた開発金融の拡大」（Scaling Up Development Finance for a Sustainable Future）	
	6月20日	インド地域オフィス（Indian Regional Office、略称IRO）を、インド初の国際金融経済特区であるGIFTシティー（Gujarat International Finance Tec-City）に開設	9
2023年	3月24日	ジルマ・ヴァナ・ルセフ氏（第36代ブラジル連邦共和国大統領）が第三代総裁に就任（ブラジル国内の政権交代が背景）	
2025年	3月19日	ジルマ・ヴァナ・ルセフ第三代総裁の続投を決定、任期は2025年7月7日から2030年7月6日まで	
	4月29日	習近平国家主席、上海視察中にNDB本部を訪問、ルセフ総裁と面会	
	5月22日	アルジェリアのNDB加盟を承認	10
	7月4～5日	第10回年次総会開催（ブラジル・リオデジャネイロ）	
		コロンビア、ウズベキスタンのNDB加盟を承認（総会初日）	12
2026年	5月14～15日	第11回年次総会開催（ロシア・モスクワ）	16
2027年	n.a	第12回年次総会開催予定（インド）	

出所）NDB等より野村資本市場研究所作成

Investment Bank、略称AIIB）[1]と、上海市に本部を置くNDBの2つの国際開発金融機関がある。2025年4月29日、上海市を訪問した習近平国家主席は、NDBのジルマ・ヴァナ・ルセフ総裁（ブラジル元大統領）との会談の中で、①同行は、新興国・途上国によって創設・主導された初の国際開発金融機関であり、グローバルサウスが連帯して自らを強めるためのプラットフォームである、②同行は世界経済ガバナンスの改革と改善という歴史的潮流に乗り、国際金融システムにおける新興勢力のパワーやグローバルサウスへの協力の中核的存在として成長を遂げている、といった趣旨の発言をしている[2]。

欧州を中心に先進国政府も出資するAIIBに比して、NDBはグローバルサウスの中において加盟国を広げ、同諸国向けに融資業務を展開している。実際、2026年に入ってからNDBが融資承認した個別プロジェクト4件を見ると、①インド中南部のハイデラバードでの高速道路網拡張事業（ソブリン[3]、融資承認金額4.3億米ドル）、②南アジア・東南アジアに隣接する中国南部の雲南省・玉渓市での国際物流施設建設事業（ソブリン、同15億元）、③インドの低所得層向け住宅整備事業（非ソブリン、分類は後述、同7,500万米ドル）、④南アでの旅客用鉄道更新事業（ソブリン、同10億米ドル）のように、グローバルサウスの経済発展を支援する役割を担っており、かつ加盟国からもそのように期待されている[4]。

また、NDBの投資家向け広報（インベスター・リレーションズ）資料によれば[5]、第1に、2025年の世界のGDPのうち、先進国の39.4%に対し、NDB加盟10ヵ国（原加盟国5カ国に加え、バングラデシュ、UAE、エジプト、アルジェリア、ウズベキスタン）で37.2%を占めるという。第2に、2025年の世界の人口のうち、先進国の13.8%に対し、NDB加盟国10ヵ国で45.8%を占めるという。同資料は、グローバルサウスを中心としたNDB加盟国の世界経済におけるプレゼンスの高さを強調していると言える。2026年5月14～15日の2日間、ロシア（モスクワ）で開催された（株主総会に相当する）年次総会では、パキスタンやインドネシアといった新規加盟申請国の取り扱いについても議論が行われた。

Ⅲ. 設立後10年間のNDBの融資活動の特徴

1. NDBの設立目的と機関設計

1）インフラ及び持続可能な開発プロジェクトを支援

NDBの設立目的は、2014年7月15日にBRICS5カ国が署名した設立覚書上[6]、①BRICS及びその他の新興国・途上国におけるインフラ及び持続可能な開発プロジェクトのために資源を動員する、②世界の成長と開発に対する既存の多国間・地域金融機関による取り組みを補完する、ものと規定されている。なお、AIIBの支援分野は、定款で「インフラとその他生産性分野」とされている。

次に、設立目的の実現のため、NDBには、①貸付、保証、株式投資及びその他の金融手段を通じて、公的または民間プロジェクトを支援する、②国際機関やその他の金融機関と協力し、支援対象プロジェクトへの技術支援を提供する、機能が付与されている。後者では、国際開発金融機関との協調融資も想定されている。

2）設立時のメンバー加盟状況と運営体制

設立覚書によると、第1に、設立時の加盟メンバーはBRICSの5ヵ国で、各加盟メンバーの議決権は、NDBの法定資本金のうち各加盟メンバーが引き受けた持分に等しい。法定資本金は1,000億米ドル、当初払込資金は500億米ドルで、創設メンバーが各20%と平等に出資する。設立覚書で特に定めのある場合を除き、NDBの運営に関する全ての事項は賛成票の単純過半数によって決定される。2016年1月の開業時に、域内メンバーと域外メンバーとに授権資本の配分を分け、またホスト国である中国が出資比率、議決権比率ともに3割を占めたAIIBの運営体制[7]とは異なり、NDBはBRICS各国の平等性を尊重した運営体制となっている。

第2に、NDBの本部は、中国の上海市に置き、南アのヨハネスブルクに地域事務所を置く。

第3に、NDBの運営に関わる機関設計については、他の国際開発金融機関同様、①総務会（Board of Governors、株主総会に相当）、②理事会（Board of Directors、取締役会に相当）、③総裁（President）及び職員の三層から構成されている。このうち、理事はAIIBとは異なり常駐であり、理事会は四半期ごとに開催されることになっている。また、総裁は、総務会が、創設メンバーから輪番で選出され、任期は5年と、再任は認められない。初代総裁はインドから（2015年7月）、第2代総裁はブラジルから（2020年5月）それぞれ選出されている。第2代総裁に関しては、ブラジル内の政権交代により、2023年に同国から前述のルセフ第3代総裁が選出されているが、この第3代総裁が2025年7月から2030年7月までの5年間を続投することが総務会で決定されている。

なお、AIIBの場合も、総裁の任期は5年であるが、再任は1回に限って認められている。2016年1月の開業以来、初代総裁、第2代総裁（2026年1月～）ともに、最大出資国の中国から財政部元次官が2代連続で選出されている。

3）設立後のメンバー加盟状況

NDBの加盟メンバーは、借入メンバーと非借入

メンバーとに分かれているが、いずれも国際連盟加盟国に対して開かれており、総務会の特別多数決（創設メンバーのうち4カ国の賛成票及び加盟メンバーの総議決権の3分の2の賛成票）によって決定される。

2026年9月時点のNDBへの加盟状況は前掲図表1の通りであるが、第1に、BRICSのメンバーになることが、必ずしもNDBへの加盟の条件にはなっていない。逆に、エジプトやUAEは、NDBの加盟国になった後に、BRICSに加盟している。第2に、2024年10月に開催された第16回BRICS首脳会議では、「パートナー国」制度が導入されている。パートナー国は加盟国に次ぐ立場にあたる準加盟国に相当し、加盟国との経済協力や会議への参加に対する権利を持つ。パートナー国の創設は、グローバルサウスの結束力を高める狙いがあるとみられている[8]。ウズベキスタンの場合、2025年1月にパートナー国になった後、2026年6月にNDBに正式に加盟している。

加盟国の拡大について、NDBは、2017年6月30日に公表した今後5年間の戦略「General Strategy for 2017-2021」の中で、運営能力や意思決定プロセスを過度に圧迫しないペースで発展していくことを前提に徐々に進めていくとしていた。併せて、加盟国の拡大は、地理的多様性、及び先進国・中所得国・低所得国の適切な組み合わせを確保する形で行うとしていた。同戦略の最終年の2021年9月2日に、中東地域からUAE、南米からウルグアイ、南アジアからバングラデシュの3カ国を初めて拡大メンバーに加え、新興経済に対する主要な開発機関としての役割を果たしていくとした。新規メンバー加盟後も、創設メンバー間の出資比率は平等に維持されている。

2. NDBの融資承認の状況

1）NDBの融資は普通業務と特別業務から構成

NDBの融資活動は、他の国際開発金融機関と同様に、普通業務（Ordinary Operations）と特別業務（Special Operations）から構成される。前者の普通業務は、加盟国が負担する資本、市場からの資金調達、融資の回収資金等の普通資本を原資とする業務である。後者の特別業務とは、普通資本とは別に設立された目的別の特別基金を原資とする業務である。

次に、普通業務は、ソブリン（国）向け融資と非ソブリン（民間）向け融資に分けられる。前述の2017年から2021年までの戦略の終了後、NDBの総務会は、2022年5月19日、「General Strategy for 2022–2026」（以下、2022年戦略）を承認した。同戦略の副題は「持続可能な将来に向けた開発金融の拡大」（Scaling Up Development Finance for a Sustainable Future）と名付けられ、融資業務が行われている。

2）ソブリン（国）向け融資承認金額が普通業務全体の8割以上

2022年戦略では、向こう5年間で、主に以下の目標を設定している。まず、NDBの自己勘定から300億米ドルの融資を承認する。次に、非ソブリン向け融資について、融資全体の30%を提供する。

2015年7月開業の翌2016年4月、NDBは、グリーン・再生可能エネルギー分野で計8.11億米ドルとなる融資案件第1陣を承認・公表している。以来、2025年6月末までの10年間を見ると、アクティブポートフォリオベースの融資承認金額[9]は累計349億米ドルで[10]、そのうちソブリン向け融資承認金額が308.5億米ドルと全体の88.4%、非ソブリン向け融資承認金額が38.7億米ドルと同11.1%、エクイティ投資が2.1億米ドルと同0.6%を占めている。2026年6月末時点でのアクティブポートフォリオベースの融資承認金額は356億ドル、そのうち非ソブリン向け融資の比率は11.7%にやや上昇しているが、今後も、民間の企業や金融機関と連携・協力した案件形成が欠かせないであろう。

3.セクター別・国別融資残高の動向

1）セクター別では運輸が全体の4割近く

ここでNDBの融資承認金額をセクター別に見ると（2025年6月末時点）、インフラプロジェクトに分類される「運輸」及び「上下水道・衛生」は計174.5億米ドルで（図表3）、全体の50.0%を占めている。また、持続可能な開発プロジェクトに分類される「クリーンエネルギー・エネルギー効率化」は31.4億米ドルと、全体の9.0%となっている。NDBは、プロジェクトに対する環境・社会政策と基準を定めたフレームワーク（Environment and Social Framework）を設定し[11]、融資の事前審査や融資期間中のモニタリングを行っている。

図表3 NDBのセクター別・国別融資承認金額（2025年6月末）

（単位）億米ドル　　（単位）億米ドル

セクター別	承認金額	内訳	国別	承認金額	内訳
運輸	136.1	39.0%	インド	90.7	26.0%
COVID-19緊急支援	90.7	26.0%	中国	90.7	26.0%
マルチ	38.4	11.0%	南アフリカ	66.3	19.0%
上下水道・衛生	38.4	11.0%	ブラジル	59.3	17.0%
クリーンエネルギー・エネルギー効率化	31.4	9.0%	ロシア	38.4	11.0%
その他	14.0	4.0%	その他	3.5	1.0%
全体	349.0	100.0%	全体	349.0	100.0%

注）アクティブポートフォリオベース（取り消し及び完済を差し引いた融資承認のネット金額）。
出所）NDBより野村資本市場研究所作成

他に、NDBも、他の国際開発機関同様、2020年に世界的に流行した新型コロナウィルスに対応するために、同年2月18日に中国向けに新型コロナウィルス緊急支援プログラム（Emergency Assistance Program in Combatting COVID-19）を創設し[12]、その後、加盟国全体向けで100億米ドルの支援枠を設定している（前掲図表2）。2025年6月末時点でのCOVID-19緊急支援は90.7億米ドルと、全体の26.0%を占めている。NDBは、2022年戦略で、気候変動の適応・緩和に寄与するプロジェクトに融資承認の4割を充てるという目標を設定しており、今後、セクターの内訳を調整させていくことになろう。

2）国別では中印で全体の5割強

NDBの融資承認金額を国別に見ると（2025年6月末時点）、インドと中国がそれぞれ90.7億米ドルと、2カ国合計で全体の52.0%を占めている（前掲図表3）。インドは、アジア開発銀行（ADB）やAIIBでも、融資残高全体のトップを占めている。

また、ロシア向けは38.4億米ドル（全体の11.0%）となっているものの、2022年2月下旬のロシア–ウクライナ間の紛争発生後の同年3月3日、NDBは定款の規定（銀行としての健全性原則）によりロシアに対する新規取引を保留すると発表している[13]。この時期、AIIBも「ロシア、ベラルーシに関連するAIIBの全ての活動を留保し、再検討する」と発表しており、加盟メンバーに関する紛争が発生した時の対応で、平仄を合わせている。

BRICS5カ国以外向けでは、バングラデシュ1カ国で融資承認が行われており（2025年7月までに計5件）、同金額は3.5億米ドルと全体の1.0%に過ぎない。このため、新規に加盟したエジプト、アルジェリア、UAE等からの融資ニーズにNDBがどのように応えていくかも課題であろう。

なお、プロジェクトの実施に伴う機材及び土木について、NDBは、加盟国からの調達に制限を課してはならず、また適切な場合には全ての加盟国に対して入札を勧誘しなければならないと設立覚書で規定している。原則、競争入札制度を設け、（日米など）非加盟メンバーに属する企業も入札参加が可能としているAIIBとは異なる制度設計となっている。

3）SDGs目標別ポートフォリオも公表

NDBは、融資承認金額の内容について、SDGsの目標別ポートフォリオも公表している。SDGsとは、国際連合が定めた「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2030年までに達成を目指す17のゴールから構成される世界共通の目標である。2015年9月の国連サミットで採

択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた。

融資承認金額の目標別ポートフォリオのうち（2025年6月末時点）、多い順に、SDG 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）が128億米ドル（全体の36.6%）、SDG 11（住み続けられるまちづくりを）が49億米ドル（同14.0%）、SDG 8（働きがいも経済成長も）が42.6億米ドル（同12.2%）となっている（図表4）。

図表4 NDB融資承認金額のSDGs目標別ポートフォリオ（2025年6月末）

（単位）億米ドル

各目標	項目	残高	内訳
SDG 1	貧困をなくそう	20.0	5.7%
SDG 2	飢餓をゼロに	3.5	1.0%
SDG 3	すべての人に健康と福祉を	29.8	8.5%
SDG 4	質の高い教育をみんなに	0.5	0.1%
SDG 6	安全な水とトイレを世界中に	33.2	9.5%
SDG 7	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	32.6	9.3%
SDG 8	働きがいも経済成長も	42.6	12.2%
SDG 9	産業と技術革新の基盤をつくろう	128.0	36.6%
SDG 11	住み続けられるまちづくりを	49.0	14.0%
SDG 13	気候変動に具体的な対策を	5.7	1.6%
SDG 16	平和と公正をすべての人に	4.6	1.3%
全体		349.5	100.0%

注）アクティブポートフォリオベース（取り消し及び完済を差し引いた融資承認のネット金額）。
出所）NDBより野村資本市場研究所作成

4. 2016年より債券発行を開始

1）現地通貨建てでの融資が可能

NDBは、設立協定の中で、為替のミスマッチを適切に管理することを条件に、業務を行う国の現地通貨で資金提供を行うことが出来るとしている。

NDBの通貨別ポートフォリオを見ると（2025年6月末時点）、米ドル建てが222.7億米ドルと全体の63.8%を占めている（図表5）。次に、加盟国の現地通貨別では、中国の人民元建てが63.5億米ドル相当（全体の18.2%）、南アのランド建てが22.0億米ドル相当（同6.3%）、インドのルピー建てが1.0億米ドル相当（同0.3%）となっている。

2）国際資本市場での債券発行に向け格付けを取得済み

米ドル建てや現地通貨建ての融資業務を行うNDBの資金調達を支えているのが、2018年以降、主要格付け会社から付与されている信用格付けである。日本からは株式会社日本格付研究所（Japan Credit Rating Agency, Ltd.、略称JCR）から長期債の信用格付けを取得しており、3社の付与状況は以下の通りとなる（2026年6月末時点）。

① S&Pグローバル：長期債は「AA+」、短期債は「A-1+」。見通しは『「安定的」（Stable）』。

② Fitch：長期債は「AA」、短期債は「F1+」。格付け見通しは『「ポジティブ」（Positive）』。

③ JCR：長期債は「AAA」。見通しは『「安定的」（Stable）』。2025年3月5日の同社のレポートでは、格付け事由として、(1) 保守的なリスク管理政策により財務の健全性は維持される、(2) 資産の質は健全性を維持している、(3) 2024年9月末時点の自己資本比率は40.7%と高水準であり、資本基盤は堅固である、といった点を挙げている[14]。

図表5　NDBの通貨別ポートフォリオ

（単位）億米ドル

通貨別融資承認金額（2025年6月末）	残高	内訳
インド・ルピー	1.0	0.3%
中国・人民元	63.5	18.2%
南アフリカ・ランド	22.0	6.3%
スイスフラン	6.3	1.8%
ユーロ	33.2	9.5%
米ドル	222.7	63.8%
全体	349.0	100.0%

（単位）億米ドル

通貨別資金調達残高（2026年2月末時点）	残高	内訳
米ドル建て債券	72.5	31.1%
米ドル建てローン	62.0	26.6%
中国・人民元	69.0	29.6%
南アフリカ・ランド	2.1	0.9%
私募調達	27.5	11.8%
全体	233.0	100.0%

注）融資承認金額は アクティブポートフォリオベース（取り消し及び完済を差し引いた融資承認のネット金額）。
出所）NDBより野村資本市場研究所作成

3）債券発行プログラムと第1回の発行実績

上記の信用格付けを前提に、NDBは、国際資本市場ではEMTNプログラム（Euro medium term note program）で500億米ドル（ロンドン及びドバイの各証券取引所）、現地通貨建て市場では①ルーブル建て債券発行プログラムで1,000億ルーブル（13億米ドル相当、モスクワ証券取引所）、②人民元建てのパンダ債（中国本土での非居住者人民元建て債券）発行プログラムで500億元（69億米ドル相当、上海市の銀行間債券市場）、③南アのランド建て債券発行プログラムで100億ランド（6億米ドル相当、ヨハネスブルク証券取引所）の発行枠をそれぞれ有している。NDBは、持続可能な開発のための資金調達政策（Sustainable Development Financing Policy Framework）を定めており、同政策に基づき債券発行等を行っている。

かかる債券発行プログラムの下、NDBは、2016年7月18日に、中国銀行を主幹事として、初めてグリーンパンダ債（30億元、発行期間5年、クーポン3.07%）を発行した（前掲図表2）[15]。共同主幹事には、外資系銀行からは、HSBCとスタンダード・チャータード銀行の各中国現地法人が指名されている。同債券は、中国人民銀行（中央銀行）の設定したグリーンボンドガイドラインに基づき、アーンスト・アンド・ヤング（EY）がセカンドパーティオピニオンを出している。NDBは、2025年12月の起債（30億元、期間3年、表面利率1.88%）で、パンダ債市場において累計発行金額が785億元と最大の発行体になっている。

なお、NDBの通貨別資金調達残高を見ると（2026年2月末時点、前掲図表5）、233億米ドルのうち、米ドル建て債券・ローンが134.5億米ドル（全体の57.7%）、人民元建てが69億米ドル相当（同29.6%）、私募調達が27.5億米ドル（同11.8%）となっており、現地通貨建てでは人民元の比重が高くなっている。

5. 国際開発金融機関との協力状況

NDBは、他の開発金融機関等との協力協定締結状況を公表している。

そのうち、国際開発金融機関とは、開業の翌年に当たる2016年から協力協定を締結している（図表6）。その背景には、協調融資を進める中で、同時期に運営を開始したAIIBと同様に、先行する国際開発金融機関の運営ノウハウを取得し、NDBの融資活動の早期立ち上げを目指す狙いがあったものと思われる。先進国に本部がある国際開発金融機関では、2016年9月に世界銀行、2017年4月に欧州投資銀行と欧州復興開発銀行、2018年4月には米州開発銀行とそれぞれ協力協定を締結している。また、アジア地域では、2017年4月にAIIB、2022年6月にADBとそれぞれ協力協定を締結している。

他に、NDBの原加盟国がBRICS5カ国であることを反映し、ユーラシア大陸、南米、の地域開発を担う国際開発金融機関とも協力協定を締結している。2025年12月にはサウジアラビアに本部を置くイスラム開発銀行グループとも協力協定を締結し、グローバルサウスにも分類される中東系のNDB加盟国の経済発展を支援する狙いがあると言える。

また、NDBの原加盟国に本部がある各国開発金融機関や商業銀行とも協力協定を締結しており、NDBの融資を触媒として、加盟国の対象プロジェクトに、民間からも含めて広く資金を融通しようとする姿勢もうかがえる。

Ⅳ. 今後のNDBの業務の展望

今後のNDBをめぐる主な注目点としては、(1) グローバルサウスに対する支援の継続、(2) 2026年2月末から始まった中東情勢への対応、(3) 新たに設立される国際開発金融機関との関係、が挙げられる。

1. グローバルサウス諸国の経済発展に向けた役割は継続

NDBの今後の業務の展望に関する注目点の1つ目は、グローバルサウス諸国の経済発展に向けた役割がどのように継続していくかという点である。

図表6　NDBと国際開発金融機関等との協力協定締結状況

分類	機関名		本部	協定締結日
	英文	日本語名称		
国際開発金融機関	World Bank Group	世界銀行グループ	米国、ワシントンD.C.	2016年9月9日
	Development Bank of Latin America and the Caribbean	アンデス開発公社	ベネズエラ、カラカス	2016年9月9日
	International Investment Bank	国際投資銀行	ロシア、モスクワ	2017年4月1日
	Eurasian Development Bank	ユーラシア開発銀行	カザフスタン、アルマトイ	2017年4月1日
	Asian Infrastructure Investment Bank	アジアインフラ投資銀行	中国、北京市	2017年4月1日
	European Investment Bank	欧州投資銀行	ルクセンブルク	2017年4月1日
	European Bank for Reconstruction and Development	欧州復興開発銀行	英国、ロンドン	2017年4月1日
	FONPLATA Development Bank	ラプラタ河流域開発基金	ボリビア、サンタ・クルス・デ・ラ・シエラ	2017年4月26日
	Inter-American Development Bank	米州開発銀行	米国、ワシントンD.C.	2018年4月19日
	International Bank for Economic Co-operation	国際経済協力銀行	ロシア、モスクワ	2021年6月28日
	Asian Development Bank	アジア開発銀行	フィリピン、マニラ	2022年6月23日
	Islamic Development Bank Group	イスラム開発銀行グループ	サウジアラビア、ジッダ	2025年12月10日
各国開発金融機関	China Development Bank	中国国家開発銀行	中国、北京市	2017年9月1日
	Development Bank of Southern Africa	南部アフリカ開発銀行	南アフリカ、ミッドランド	2018年5月28日
	Export-Import Bank of China	中国輸出入銀行	中国、北京市	2021年5月28日
	Agricultural Development Bank of China	中国農業発展銀行	中国、北京市	2021年9月14日
	Banco Nacional de Desenvolvimento Econômico e Social	ブラジル国立経済社会開発銀行	ブラジル、リオデジャネイロ	2024年11月19日
	National Bank for Financing Infrastructure and Development	インド国家インフラ開発銀行	インド、ムンバイ	2025年4月7日
商業銀行	Bank of China	中国銀行	中国、北京市	2016年1月14日
	China Construction Bank	中国建設銀行	中国、北京市	2016年6月8日
	Standard Bank of South Africa	スタンダード銀行	南アフリカ、ヨハネスブルク	2016年8月31日
	Bank of Communications	中国交通銀行	中国、上海市	2016年11月10日
	Agricultural Bank of China	中国農業銀行	中国、北京市	2017年9月2日
	Industrial and Commercial Bank of China	中国工商銀行	中国、北京市	2017年9月2日
	State Bank of India	インドステイト銀行	インド、ムンバイ	2018年5月28日
	Banco do Brasil S.A	ブラジル銀行	ブラジル、ブラジリア	2021年6月28日
	Axis Bank	アクシス銀行	インド、ムンバイ	2021年10月19日
	Caixa Econômica Federal	ブラジル連邦貯蓄銀行	ブラジル、ブラジリア	2022年11月16日

出所）NDBより野村資本市場研究所作成

前述の通り、2025年4月29日に訪問先の中国・上海市で習近平国家主席が行ったスピーチでは、ホスト国の一つである中国としては、NDBに対し、①グローバルサウスの発展ニーズに密着し、質が高く、低コストで持続可能なインフラ向け資金調達を提供すること、②内部管理を徹底し、管理・運営を改善し、より多くのフィンテック・グリーンファイナンス案件を実施して、途上国のデジタル格差の是正とグリーン・低炭素転換の加速を支援すること、への期待を表明している[16]。2026年に終了する5カ年戦略の後、2027年～2031年の5カ年戦略をどのように設定するかも、NDBに問われていくこととなろう。2027年の第19回BRICS首脳会議のホストは中国が務めることもなっており、NDBの新戦略策定の議論にも積極的に関わっていくものと思われる。

2. 中東情勢への対応と新たな業務戦略

注目点の2つ目は、2026年2月28日に米国・イスラエルにより実施されたイランへの軍事作戦の影響への対応である。経済面への影響について、例えばADBは、2026年3月26日、「紛争が短期で収束する場合、エネルギー価格の上昇圧力は比較的早期に緩和されると見込まれる。混乱がより長期にわたる場合には、成長率やインフレ率への影響が一段と大きく、かつ持続的なものとなると見込まれる。」としている[17]。この情勢認識の下、ADBは、中東における紛争に起因する経済的・金融的影響を緩和するため、開発途上加盟国（DMCs）を支援する金融支援パッケージを発表した[18]。パッケージは、①景気循環対策支援ファシリティ（Countercyclical Support Facility）を通じた財政支援と②貿易・サプライチェーン金融プログラム（TSCFP）を通じた期間限定の石油輸入支援から成る。

前述の通り、2020年の世界的な新型コロナウィルス流行時には、世界銀行、ADB、AIIB、NDBが共同で支援パッケージを設定している。今回の中東情勢にNDBとしてどう対応していくか、年次総会ではルセフ総裁より問題提起が行われ、資金調達面ではトークン化の検討を進めていくべきとの提言もなされた[19]。また、今回の中東情勢の当事国であるイランは、NDBに加盟する方針を明らかにしており[20]、NDB側の対応も注視される。

3. 新たに設立される国際開発金融機関との関係

注目点の3つ目は、中国本土で新たに設立される国際開発金融機関との関係をどのように構築するかである。2025年8月末に天津市で開催された上海協力機構（SCO）首脳会議では、中国政府より、新たにSCO開発銀行を早期に設立する提案が行われた。ユーラシア大陸諸国の協力枠組みであるSCOの加盟国は、中国、ロシア、カザフスタン、タジキスタン、キルギスの原加盟国に加え、ウズベキスタン、インド、パキスタン、イラン、ベラルーシから構成されている。これらの加盟国は、NDBの加盟国とも重なるほか、今回の中東情勢の直接的な当事者であるイランも含まれており、仮に米国との和平交渉が妥結に至った後の戦後復興に向けた資金需要も見込まれることとなろう。

次に、融資対象分野に関して、AIIBはインフラ、NDBはインフラと持続可能な開発となっているが、SCO開発銀行の役割については加盟国での議論が続いている段階である。ホスト国として中国がこれら3機関の役割をどのように考えるのか、またAIIBやNDB自身や各加盟国がどのように考えるのかによって、ユーラシア大陸やグローバルサウスにまたがる国際的な開発金融システムの1つの将来像が固まっていくことになろう。これら3つの新たな機関と世界銀行など第2次世界大戦後に設立された既存の国際開発金融機関との協力関係がどのようになっていくのかも注視される。

【1】 関根栄一「設立から10年を迎えたアジアインフラ投資銀行（AIIB）の融資活動の特徴と総裁交代後の展望」『野村資本市場クォータリー』2025年秋号。

【2】 「习近平访问金砖国家新开发银行」『人民日报』2025年4月30日。

【3】 3章にあるように、NDBの融資は、ソブリン向けと非ソブリン向けに大別される。

【4】 中国も、世界最大の開発途上国として、自らをグローバルサウスの一員として位置づけている。

【5】 NDB, “Investor Presentation,” September 2026.

【6】 NDB, “Agreement on the New Development Bank,” July 15, 2014.

【7】 関根栄一「アジアインフラ投資銀行（AIIB）の発足と今後想定される融資活動」『野村資本市場クォータリー』2016年冬号（ウェブサイト版）。

【8】 馬場安里紗「BRICS、『パートナー国』創設で拡大へ」『JETROビジネス短信』2024年10月31日。

【9】 アクティブポートフォリオとは、取り消し及び完済を差し引いた融資承認のネット金額を指す。以下、同様。

【10】 AIIBの場合、2016年1月の開業から2025年3月末までの約9年間で583億米ドルの融資案件（普通業務）が承認されているが、授権資本（1,000億米ドル）は同じでも、加盟メンバー数や融資対象（AIIBはインフラに特化）が異なるため、融資承認金額の規模感でNDBと比較するのは適当ではないと考える。

【11】 <https://www.ndb.int/wp-content/uploads/2017/02/ndb-environment-social-framework-20160330.pdf>

【12】 NDB, “NDB Board of Directors holds its 23rd meeting, decides to consider emergency funding to China to assist in fighting COVID-19 outbreak,” February 21, 2020.

【13】 NDB, “A Statement by the New Development Bank,” March 3, 2022.

【14】 日本格付研究所「New Development Bank（証券コード：11009）」2025年3月5日。

【15】 NDB, “NDB Successfully Issued First RMB-Denominated Green Financial Bond,” July 19, 2016.

【16】 前掲脚注2参照。

【17】 ADB「中東における紛争の長期的な混乱は、アジア・太平洋地域の成長を阻害し、インフレを加速させる可能性：ADB 調査」2026年3月26日。

【18】 ADB「ADB、中東における紛争からの影響緩和に向け、アジア・太平洋地域への金融支援パッケージを発表」2026年3月24日。

【19】 NDB, “Opening Remarks by H.E. Mrs. Dilma Rousseff, President of the New Development Bank at NDB 2026 Annual Meeting,” May 20, 2026.

【20】 「イラン、BRICS新開発銀行に近く加盟と中銀総裁＝国営メディア」『ロイター』2026年8月13日。

コラム3

中国恒大集団のPwC International に対する巨額損害賠償請求訴訟

会計監査に従事しなかったPwC Internationalに当事者（被告）適格はあるか



村尾 龍雄
弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士、不動産鑑定士試験合格者でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

第一、はじめに

中国の大手不動産開発会社であった中国恒大集団（China Evergrande Group。後述する2024年1月29日の清算命令以後はChina Evergrande Group（In Liquidation）。本稿では清算命令の前後を問わず、「恒大」という。）が香港で清算に入った後、清算人がPwC International（後に定義）という世界の統括組織を含む共同被告三者（うち二者は香港と中国内地[1]の恒大の監査を担当していた。以下、当該三者を総称して「PwC」という場合がある。）に対して1兆3,000億円という巨額の損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起したことがマスコミでも話題になっている（例えば日本経済新聞電子版2026年9月28日付「中国恒大の不正会計、逃げられぬPwC 国際監査の未決着問題占う 一目均衡」）。

訴額が巨額だけに共同被告三者として原告との和解が容易ではないと予想される本件訴訟は、同じくPwC International傘下の監査法人が会計監査を担当しているニデックの会計不正事件を含む複数の不祥事件に揺れる日本も無関心ではいられない事件である。

そこで、今後、読者諸氏が本件訴訟に関するニュースをよく理解できるようになるために、本稿はPwC Internationalの当事者適格（被告適格）が争われ、2026年8月26日に香港高等法院原訟法庭（the Court of First Instance。以下「一審裁判所」という。）がその当事者適格を認めた中間手続き（interlocutory proceedings。訴訟の途中で付随する様々な争点について争われる手続きである。）に係る判決[2]の意味するところに加えて、そもそもなぜPwCが訴えられることになったのかなど、その背景事情について解説を試みるものである。

今後、本件訴訟に進展があればコラムとして解説する意向であり、本稿はその先駆けである。

第二、背景事情（その1）—中国恒大集団の苦境

一、中国恒大集団の上場廃止（2025年8月25日）

1，中国恒大集団は2006年6月26日に英領ケイマン諸島において設立された株式会社（a company limited by shares）である（広東省で創設された同名のグループは1996年設立[3]）。香港では2006年12月19日以降、2014年3月3日に廃止された旧「会社条例（the Companies Ordinance, Cap.32）」に基づく登記された外国会社であり、また同日施行の新「会社条例（the Companies Ordinance, Cap. 622）」に基づく登記された非香港会社であり[4]、主たるビジネスの場所は香港（23/F

China Evergrande Centre, Wanchai, Hong Kong）にあった（香港裁判所がケイマン諸島の会社である恒大に対する清算命令を出す管轄権に問題はないと思われる。）[5]。

2，恒大は中国内地においてその子会社である恒大集団有限公司、恒大地産集団有限公司[6]等の子会社（以下「内地子会社」という。）を中核として不動産開発業を展開していた[7]。恒大は内地子会社から得られる収益力に依拠して2009年以降、香港交易及結算所有限公司（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited）が運営する香港取引所（以下「HKEX」という。）傘下の香港証券取引所（the Stock Exchange of Hong Kong。以下「SEHK」という。）のメインボードで株式を公開する上場会社（証券番号3333）であった[8]（2023年9月30日時点で13,204,300,900株の普通株式を発行していた。株式資本（share capital）は132,043,009,000米ドルであり、1株当たり株式資本は10米ドルであった。[9]）。しかし、2025年8月25日午前9時をもって上場廃止となった[10]・[11]。

二、恒大の強制清算（=日本法上の破産）（2024年1月29日）

1，もっとも恒大は上場廃止に1年半以上も先駆けて、債権者（Top Shine Global Limited(佳盛環球有限公司)という中華系のサモア登録会社）による2022年6月24日の請願（petition）（その後、2022年8月17日に請願修正）により2024年1月29日に一審裁判所により清算命令（a winding up order）を下されている[12]。

2，清算命令が支払不能（insolvency）を理由とする場合、香港における強制清算（compulsory winding up又はwinding up by the court）は日本法でいう破産に、清算命令は破産宣告にそれぞれ相当する[13]。そこで、清算命令に伴い、破産管財人に相当する共同かつ各別の清算人（joint and several liquidators）[14]として、Alvarez & Marshall Asia Ltd.のEdward Simon Middleton氏[15]及びWing Sze Tiffany Wong氏[16]（以下「清算人」という。）が選任された。

3，清算人にとっての最大の問題点は恒大の資産の90%以上が中国内地に所在していながら[17]、清算命令と同日に中国内地で発布・施行された「内地と香港特別行政区との法院による民商事事件の判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取極」第3条柱書、第5号により相互執行が法的に否定されたことであった[18]（同日の発布・施行は、恒大の90%以上の資産は中国内地の被害者救済のために用いるという中国政府の意思を一審裁判所及び清算人に対して表明するためのアレンジであったかもしれない。）。

4，換言すると、清算人の恒大の請願者を含む債権者集団に対する責務（恒大の債権者に最大限の分配財源を確保するための日本法でいう破産財団の最大限の増殖）の履行の過程で、圧倒的多数を占める中国内地の恒大資産をあてにすることができないままに破産財団の最大限の増殖を図る必要があるという難題を突き付けられたということである。

三、恒大の破産財団増殖手段としてのPwCに対する訴訟提起（2024年）

1，この難題を熟慮した結果、清算人は恒大の会計監査に関与した世界四大会計事務所の1つであるPwCを訴えるという選択をした。筆者が一審裁判所において入手した召喚令状（the writ of summons。後述する第六、一、1，「本件訴訟の提起」参照）の写しによれば、一審裁判所の当該令状発行日は2024年3月22日であり（ただし、その時点における被告は後述するPwC香港及びPwC中天のみであり、PwC Internationalは含まれていない。）。いわゆる“deep pocket”（巨額訴訟で敗訴した場合に支払能力があると思われる被告）を狙い撃ちにする訴訟戦略である。具体的には次のとおりである（中間手続きに係る判決の段落（以下、複数か単数かにより“paras”又は“para”という。）11-17参照）。

（1）一方で
ア. 上場会社である恒大の会計監査を担当していた香港のPRICEWATERHOUSECOOPERS (A FIRM)（会社ではなく、日本法の民法上の組合に相当するパートナーシップ（partnership）－各パートナーが無限責任を負う[19]－である。以下「PwC香港」という。）及び
イ. 内地子会社の会計監査を担当していた中国内地のPRICEWATERHOUSECOOPERS ZHONG TIAN LLP[20]（会社を含む企業法人ではなく、「中華人民共和国組合企業法（中国語：合伙企业法）」（以下「組合企業法」という。）の「第2章　普通組合企業」中「第6節　特殊な普通組合企業」（第55条乃至第59条）に該当する。以下「PwC中天」という。）
に対して、2017年乃至2020年の会計年度における会計監査が適正に行われたならば回避できたであろう蛸配当相当額[21]（約423.55億人民元（約62.333億米ドル）、邦貨では本稿執筆時（2026年10月20日）現在の23.67円を基準として（以下、同じ。）約1兆円（原則として100億円未満は四捨五入する。以下同じ。））を中核とする損害額である約579.37 億人民元（約85.264億米ドル）、邦貨では約1兆3,700億円を請求し、
（2）他方で会計監査は担当していなかったものの、PwC香港及びPwC中天が適正な会計監査を行うようにする注意義務（duty of care）に違反した（と原告である恒大が主張する）PRICEWATERHOUSECOOPERS INTERNATIONAL LIMITED（以下「PwC International」という。）－イングランドの保証有限私会社（a private company limited by guarantee）[22]である－に対して、2018年乃至2020年の会計年度におけるPwC香港及びPwC中天の前述の過失行為に対する監視等を懈怠したことに起因する損害額として380.96 億人民元（56.07億米ドル）、邦貨では約9,000億円を請求する。[23]

2，本件訴訟において、上記のうち（2）の訴訟物（subject-matter。裁判所が審理し、判決の主文でその存否を判断すべき対象となる特定の権利又は法律関係）が何であるかが問題となる。

1）この点について、中間手続きに係る判決 para 23で紹介されている、後述するASOC para 112に次のとおり記載されているように、不法行為（特に過失による不法行為（tort of negligence））に基づく損害賠償請求権（damages）である。

英語原文	仮訳
112. PwC International owed a duty of care in tort to the Plaintiff to exercise reasonable care and skill in the monitoring and review of the Audits and PwC HK/ZT' s audit functions:	112. PwC Internationalは原告に対して、監査及びPwC HK/ZT（筆者注：PwC香港及びPwC中天）の監査機能の監視及びレビューにおいて合理的な注意及び技術を駆使すべき不法行為における注意義務を負う（筆者注：下線部は筆者が強調したい箇所に付すものとし、本稿全般について同じ。）。

2）中間手続きに係る判決 para 28が次のとおり述べるところも参考になる。

英語原文	仮訳
28. It is common ground between the Plaintiff and International that the claim against International is only in tort and not in contract.	28. (PwC) Internationalに対する請求は不法行為のみであり、契約に係る請求ではないことは原告と（PwC）Internationalとの共通の根拠である。

3）召喚令状にはPwC香港及びPwC中天に対する訴訟物として、不法行為、契約違反及びその他の様々な訴訟物が列挙されている。そのうち最終的にどのような請求が具体的になされたかについて、筆者に後述するSOC及びASOCを閲覧する権利がないため、了解ができない（この点、民事訴訟法第91条（非電磁的訴訟記録の閲覧等）、第91条の2（電磁的訴訟記録の閲覧等）がある日本法が裁判の公開の程度において優れている。）。

第三、背景事情（その2）— 全額敗訴を「仮定」した場合のPwC及びパートナーの法的責任

一、はじめに

1，はじめに誤解を避けるために、次の点を強調しておきたい。

（1）以下では共同被告三者が全額敗訴する場合を「仮定」して問題を指摘する。
（2）しかし、**本件訴訟はまだ正式事実審理（trial）はおろか、原被告双方の証拠法上の義務であるディスカバリー（discovery）及び質問（interrogatories）も経ていない初期段階にあるから、共同被告三者が全額又は一部敗訴する可能性がどの程度あるかは全く不明である。**
（3）**中間手続きに係る判決はPwC Internationalの請求を退けたが、これは上記（2）の結論を一切変更するものではない**（後述する第六、二、「中間手続きに係る判決の意味するところ」参照）。

2，もっとも、本件訴訟に係る巨額の訴額で訴訟提起を受けることにより、既に事件の複雑さと規模に応じた巨額の弁護士費用を支払い、今後も支払わなければならないだけでなく[24]、先行して課された行政処罰と相俟ってPwCのブランドを棄損する側面があり[25]、しかも支払不能が生じる場合には、香港及び中国内地ではイングランドと異なり、担当パートナー（香港では担当以外のパートナーも）が無限連帯責任により経済破綻するリスクがあるから、本件訴訟は勝敗如何を問わず、特にPwC香港及びPwC中

天並びに両者のパートナーをその終結までの長きにわたって困難に直面させるものである（実際に敗訴する場合にはその後も、である。）。

3，以下では支払不能を「仮定」して、PwC及びパートナーの経済破綻時の法的処理について概観する。

二、PwC香港及びパートナーの法的処理

1，PwC香港が全額敗訴すると「仮定」する場合、おそらく約1兆3,700億円の支払能力はないかもしれない。専門家賠償責任保険もそこまで巨額の損害賠償額を全額カバーしないかもしれない。

2，仮に支払不能になることがあるとすれば、PwC香港は会社ではなく個々のパートナーが無限責任を負うパートナーシップであるから（脚注19参照）、パートナーシップであるPwC香港が香港破産条例（the Bankruptcy Ordinance, Cap.6）により破産命令の対象となり[26]、同時に個々のパートナーにも破産命令の効力が及び、又は別途、破産命令が下され得る。

三、PwC中天及びパートナーの法的処理

1，PwC中天については、仮に支払不能になることがあるとすれば、「中華人民共和国企業破産法」の対象は「企業法人」に限定されるから（同法第２条第１項[27]）、同法の直接適用はない。しかし、同法第135条は「他の法律の規定により企業法人以外の組織の清算が破産清算に属する場合には、この法律所定の手続きを参照して適用する。」と規定するから、特殊な普通組合企業であるPwC中天は同法所定の手続きを参照適用（準用）して破産清算されることになるかもしれない。

2，一方、特殊な普通組合企業のパートナーの法的責任は次のとおりとなる。

> 第55条　専門業務知識及び専門技能により顧客のために有償サービスを提供する専門業務サービス機構は、これを特殊な普通組合企業として設立することができる。
>
> 「特殊な普通組合企業」とは、組合員が第57条の規定により責任を負う普通組合企業をいう。
>
> （第３項は省略）
>
> 第57条　1名の組合員又は数名の組合員は業務執行活動において故意又は重大な過失により組合企業に債務をもたらした場合には、無限責任又は無限連帯責任を負わなければならず、他の組合員は組合企業における自己の財産持分を限度として責任を負う。
>
> 組合員が業務執行活動において故意又は重大な過失によらないでもたらした組合企業の債務及び組合企業のその他の債務については、組合員全体が無限連帯責任を負う。

3，したがって、「業務執行活動において故意又は重大な過失により組合企業に債務をもたらした」「数名の組合員」は「無限責任又は無限連帯責任を負わなければなら」ないが、「他の組合員は組合企業における自己の財産持分を限度として責任を負」えば足りることになるだろう。

4，よく知られるとおり、中国内地には全国的な個人破産制度がなく、深セン経済特区において個人破産のための実験的条例[28]が認められるのみである。したがって、無限連帯責任を負うべき組合員（パートナー）は（深セン経済特区個人破産条例第４条[29]による免責を受けることができる特殊な場合を除き、）日本の破産法が規定するような免責を得て、経済的再出発（fresh start）をすることができない。

四、PwC International及び世界各国のメンバーファームの法的処理

1，PwC Internationalが約9,000億円全額の請求について全額敗訴し、メンバー（=guarantors=PwC Internationalを構成する世界各国のメンバーファームと推測される[30]。）が「保証による有限責任（清算時における保証上限額までの拠出責任）」を履行してもなお支払不能である場合−保証上限額は通常メンバーの経済力に照らして余裕のある相当低廉な金額に設定される−（下線部の意義について脚注22参照）、PwC InternationalはUKにおいて日本法でいう破産（支払不能法（the Insolvency Act, 1986）に基づく強制清算[31]）となり得る。

2，もっとも、個々のメンバーは保証履行責任以外、間接有限責任を享受することができるから、支払不能法による破産からは免れる。

第四、背景事情（その3）—PwC Internationalの本件訴訟に対する初期対応とその結果

一、PwC Internationalは、実際に恒大及び内地子会社の会計監査を行っていたPwC香港及びPwC中天が当事者適格を有することは争わないまでも、会計監査を行っていたわけではないPwC Internationalの当事者適格がないことを中間手続き（中間手続きに係る判決においてthe “strike-out application”（却下申請）と呼ばれている。）により争うこととした。この選択はPwC Internationalの本件訴訟に対する初期反応としては至極自然かつ合理的なものである。

二、しかし、一審裁判所は2026年８月26日にPwC Internationalの請求を却下（strike out）ではなく棄却（dismiss）する判決を下した。これにより今後はPwC香港及びPwC中天に対するのみならず、PwC Internationalに対しても均しく訴訟手続きが係属することとなる。

第五、背景事情（その4）—そもそも恒大はなぜ苦境に陥ったのか？

恒大が苦境に陥った理由は次の2つである。

一、第一の理由 — 恒大のビジネスモデルは借入れに最大限依拠して不動産開発事業を促進するという極めてリスクの高いものであったこと

1，この点について、中間手続きに係る判決para 5は“According to the Plaintiff, at all material times, it adopted and pursued a strategy of massive growth funded by debt.（原告によれば、全ての関連する時期において、恒大は借入れにより調達に依拠して大規模な成長を遂げる戦略を採用し、追及した）”と言及するが、まさにそのとおりである。

2，ここでいう「借入れ」は中国内地の銀行からの借入れのみならず、マンションの開発工事に一切着手していない段階で購入希望者から集めた資金（本来は預り金として会計処理されるべきであるが、恒大はこれについて収益認識していた。）も含まれており[32]、しかも当該資金を当該マンションの開発工事のために用いるのではなく、既に開発工事に着手している他のマンションの開発工事費として流用することを繰り返していた。[33]

3，行き過ぎた借入れ依存によりマンションローンを背負いながら、完成したマンションの引渡しを受けることができない多数の被害者を生み出した内地子会社は恒大創業者である許家印氏とともに、2026年８月20日午前に広東省深セン市中級人民法院における刑事訴訟手続きにおいて詐欺罪（詐欺的資金調達罪（集資诈骗）、詐欺的証券発行罪（欺诈发行证券））ほか複数の罪状により以下の有罪判決を受けた。[34][35]

> （1）（内地子会社のうち）恒大集団有限公司を罰金刑88.2億人民元（約2,100億円）に処する。
>
> （2）（内地子会社のうち）恒大地産有限公司を罰金刑70億人民元（約1,700億円）に処する。
>
> （3）許家印氏は無期懲役（拘禁刑）に処するものとし、政治的権利を終身にわたり剥奪し、かつ、個人の財産全部を没収し、違法所得について継続して追加納付するものとし、不足部分について弁償を命じる。

二、第二の理由—2020年に不動産開発企業が過剰な借入れ依存をすることを許さない「三条紅線（Three Red Lines）」と呼ばれる政策が導入されたこと

1，「三条紅線」と呼ばれる政策は①負債資産比率、②純負債比率、③現金短期負債比率に関する政策的規制を銀行等の金融機関に求めるものであり[36]（「三条紅線」に基づき不動産開発企業を「レッド（紅）、オレンジ（橙）、イエロー（黄）、グリーン（緑）」の四色に分けて監

督部門が融資管理を行う「三線四档」と呼ばれる付随的政策もある。）、その結果、恒大を含む多数の不動産開発会社は過剰借入れについて基準を満たさないことを理由として金融機関から借換えを拒否されるに至った。その結果、不動産開発会社はキャッシュフローが行き詰まり、経営破綻（恒大、恒大地産有限公司等[37]）又は経営危機（その他多数の不動産開発会社[38]）をもたらした。

2，「三条紅線」は法律法規に依拠する法的規制ではなく、金融機関に対する政策的規制である。2020年8月20日の「住宅及び都市・鎮建設部、中国人民銀行の連合招集不動産企業座談会」（《住房城乡建设部、人民银行联合召开房地产企业座谈会》）が発端である[39]。

3，「三条紅線」は、2017年10月18日の習近平総書記が中国共産党第19回全国代表大会で行った報告である「小康社会（ややゆとりのある社会）の全面的完成に必ず勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取る（《决胜全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利》[40]）」中で次のとおり述べられた政策方針を具体化するものである。

中国語原文	仮訳
坚持房子是用来住的、不是用来炒的定位，加快建立多主体供给、多渠道保障、租购并举的住房制度，让全体人民住有所居。	家は住むために用いるものであり、投機のために用いるものではないという枠組みを堅持し、多くの主体が供給し、多くのルートを保障し、賃借と購入を並行して進める制度を急ぎ確立し、人民全体が住む場所を持てるようにする。

4，もっとも、

1）1994年1月1日の税制大改正[41]時における分税制導入により、それまで地方が享受できていた豊富な税収の多くが中央に帰属する体制が形成され、地方政府が国有土地使用権の払下げにより収入確保をせざるを得なくなったことを一方の極とし、

2）1998年3月に登場した朱鎔基総理が国有企業で一定期間勤務した労働者に福祉政策の一環として住居を無償で割り当てる「分房」制度を廃止し（1998年6月30日）、住宅積立金の支給に変更するという「物から金へ」の住宅改革を導入した結果、都市部で住宅需要が急速に高まったことを契機として、住宅価格が急上昇を開始したことを他方の極とし、

3）そこに、2001年12月11日の中国WTO（世界貿易機関）加盟前から開始した中国経済の躍進という背景事情が作用して、

4）中国内地において上海市、北京市等の1級都市はもちろん、2級都市以下の都市でも住宅価格がドンドン上昇するという状況が開始して20年以上も経過した2020年8月に突然それまで容認されていた過剰借入れ依存の不動産開発企業に急ブレーキがかけられたことにより、不動産バブルが崩壊する結果を招来し、それが現在の中国内地の深刻な不景気の主要因となったことは否めない。

5）日本のバブル経済崩壊も、日本銀行による急激な金融引締め（公定歩合引上げ）、地価税を含む土地関連税制の強化のほか、旧大蔵省による不動産向け融資の総量規制が総合的に急ブレーキとして作用した結果、招来された。それを決して繰り返すまいと日本のバブル経済崩壊の原因を誰よりも懸命に学習していた朱鎔基元総理の知恵を活かすことができず、中国は不動産市場限定ではあるものの（株式バブルの崩壊は中国ではない。）、日本のバブル経済崩壊という前車の轍を踏むこととなったのは大変遺憾である。「三条紅線」は客観的には極めて正しい政策であるが、時が戻るのであれば、「激変」を避け、既存の不動産開発企業への「三条紅線」政策の導入のタイミングと方法について、「既存不適格」の発想を活かしながら、時間をかけて緩やかに是正させるアプローチが採択されても良かったのではなかったかと思われるのである。

第六、本論一本件訴訟及び中間手続きの経緯と中間手続きに係る判決の意味するところ

一、本件訴訟及び中間手続きの経緯

本件訴訟及び中間手続きの経緯は以下のとおりである。

1，本件訴訟の提起

1）2024年3月22日、恒大がPwC香港及びPwC中天に対して一審裁判所において本件訴訟を提起した（恒大が起案した召喚令状（the Writ of Summons）に一審裁判所が押印することにより当該令状を発行した。後述5）参照）。

2）その後いずれかの時点で本件訴訟の被告としてPwC Internationalが追加される[42]。

3）PwC中天は香港から見れば外国と擬制される地域（一国二制度の下での中国内地）の法的主体であり、またPwC Internationalは外国の法的主体であるから、本件訴訟を両者に知らしめるためには、

ア、召喚令状及び

イ、請求の記載（indorsement of claim）、すなわち

i. 請求の原因及び趣旨の陳述（Statement of Claim。訴状に相当する。以下「SOC」という。）又は

ii. 請求の原因及び趣旨の陳述に代わる請求の性質の簡潔な陳述（a concise statement of the nature of the claim）

を香港内で送達（service within the jurisdiction）すれば足りるPwC香港と異なり、PwC中天及びPwC Internationalに対しては国際送達（service out of the jurisdiction）をしなければならなかった。

4）香港はコモンロー（common law）地域であるから、日本のように訴状送達を裁判所が行ってくれる法システム（親切な「他力本願」型）ではなく、原告自ら被告に対して召喚令状等の送達を行う必要がある（「自力本願」型）。

5）なお、上記3）ア、及びイ、を満たす原告起案に係る召喚令状が一審裁判所に提出されれば、一審裁判所はその確認後、召喚令状に一審裁判所印を押印する。これにより召喚令状が一審裁判所により正式に発行されることとなり、原告による送達の準備が整う。[43]

6）国際送達には通常数カ月の時間を要するので、本件訴訟についても同様であったと思われる。

7）特にPwC Internationalが共同被告とされたのは本件訴訟開始後のいずれかの時点であるから、その後、国際送達をしたため、共同被告三者全員に対する送達が完了した時点は相当遅い時点になったはずである（後述の2，1）記載の中間手続きの申請時である2025年9月30日に比較的近接した時点であったのではないか。）。

8）送達後、一定期間内に各被告は送達の承認の通知（notice of acknowledgment of service）を所定の書式に従って行う必要があり、そこで争う（抗弁する）意思（intention to defend）があるかどうかを示す必要がある。[44]

9）本件訴訟では召喚令状にはSOCではなく、請求の原因及び趣旨の陳述に代わる請求の性質の簡潔な陳述（a concise statement of the nature of the claim）が含まれていたため（本件訴訟のように複雑な訴訟ではSOC起案には時間を要するため、これがむしろ通常の実務である。）、恒大は共同被告三者から送達の承認の通知（notice of acknowledgment of service）を各受領した後一定期間内にSOC起案のうえ共同被告三者に対して各送達する必要がある[45]（この段階ではPwC中天及びPwC Internationalには香港ソリシターである代理人弁護士が就任しているので、代理人宛地域内送達をすれば足り、国際送達は不要であったと思われる。）。

10）上記1）及び2）に係るSOCは2025年3月11日付（送達日と同じかは不明）である[46]。

2, PwC Internationalの当事者適格の欠缺を争う中間手続きの申請

1）PwC Internationalの当事者適格の欠缺を争う中間手続きは2025年9月30日に申請され、一審裁判所に登録された[47]。

2）ここまで「PwC Internationalの当事者適格の欠缺を争う中間手続き」という表現を採用しているが、これは日本法に合わせた表現（読者諸氏に分かり易いと思われる表現）である。中間手続きの香港法上の根拠はthe Rules of the High Court（高等法院規則。以下「RHC」という。）のOrder 18 rule 19(1)(a), (b), (c)及び(d)及び／又は裁判所の固有権限（the inherent jurisdiction of the court）（香港を含むコモンロー法域の裁判所には制定法（議会等が制定する法律法規）の発見、解釈及び適用のみが司法権の本質である日本法を含む大陸法（civil law）の法域と異なり、制定法と並ぶ判例法（裁判官が創造する法（judge-made law））を創造する権限があることから、RHCの条文の解釈及び適用を超えた法創造権限がある。）である。以下、当該各号を紹介する（もっとも後にrule 19(1)(c)は撤回されたから[48]、これを排除する。）。

英語原文	仮訳
19. Striking out pleadings and indorsements (O. 18, r. 19) (1) The Court may, either of its own motion or on application, at any stage of the proceedings order to be struck out or amended any pleading or the indorsement of any writ in the action, or anything in any pleading or in the indorsement, on the ground that— (a) it discloses no reasonable cause of action or defence, as the case may be; or (b) it is scandalous, frivolous or vexatious; or (c) (省略) ; or (d) it is otherwise an abuse of the process of the court; and may order the action to be stayed or dismissed or judgment to be entered accordingly, as the case may be.	**19. 訴答及び請求の記載の却下（命令18, 規則19）** (1) 裁判所は裁判所自身の動議又は申請により、手続きのいかなる段階でも、次の根拠に基づき、訴訟における令状の訴答もしくは請求の記載、又は訴答もしくは請求の記載の何らかについて、却下され、又は修正されるべき旨の命令をすることができる。 (a) 場合により合理的な訴訟原因がなく、もしくは合理的な抗弁がないことが判明したとき、 (b) 中傷的か、不真面目であるか、もしくは嫌がらせであるとき、 (c) (省略)、又は (d) 上記以外で、裁判所の手続きの濫用であるとき。 裁判所は、場合により、適宜、訴訟が停止され、もしくは棄却され、又は判決が下されるように命令することができる。

3, 恒大による修正SOC

恒大はその後、2026年3月29日に修正SOC（Amended Statement of Claim。以下「ASOC」という。）が登録された[49]。修正の趣旨は、中間手続きを受けて、RHCのOrder 18 rule 19(1)(a), (b)及び(d)の非該当性を請求するために、SOCを修正する必要が生じたことによる。

二、中間手続きに係る判決の意味するところ

1, Order 18 rule 19(1)(a), (b)及び(d)、並びに、裁判所の固有の権限の各解釈について、多数の判例が存在する。中間手続きに係る判決も、そのうち10の判例を引用して検討している。

2, しかし、引用された判例の詳細を紐解き、規範を明らかにしたうえで本件に係る事実をあてはめるという法律家が好むプロセスをここで展開することは本稿の趣旨に沿わない。本稿の趣旨はあくまで「今後、読者諸氏が本件訴訟に関するニュースをよく理解できるようになるため」のガイダンスを示すことにあるからである。

3, そこで以下のとおり、簡単に中間手続きに係る判決の意味するところを解説する。

1）一審裁判所がOrder 18 rule 19(a), (b)及び(d)並びに裁判所固有の権限に基づき原告である恒大の訴答（pleading=ASOC）を却下（strike out）するためには、申立人（the applicant=PwC International）は一審裁判所に、各号該当性等が「自明な事案（“a plain and obvious case”）」であることを満足させなければならない。「自明な事案」であるとは、請求が明白に持続不能なもの（obviously unsustainable）で、必ず敗訴する（bound to fail）ということであり、単に事案が弱い（the case is weak）というだけでは却下の根拠とはなり得ない。

2）その意味では、ASOCで展開される恒大の請求が余程荒唐無稽で、争う価値（merits=原告が勝訴する権利を決定する諸要素）が全くない事案（unmeritorious case）であることをPwC Internationalが疎明できなければ中間手続きで敗訴するという、原告に極めて有利な要件設定がされている、と言える。

3）これは国際的に認められ、香港でも当然に認められる民事裁判を含めた裁判を受ける権利[50]を重視する観点からは当然の結論である。被告が濫訴的主張をすれば裁判が頻繁に却下されるとなれば、当該権利の保障は空文化するからである。

4）そうだとすると、PwC Internationalが中間手続きを申請した理由として、半分は「中間手続きで勝訴し、被告でなくなればいいな」と思っていたとしても、勝訴の構造的な蓋然性の低さから、次の目的が残る半分を占めると予想される。

ア、専門家賠償責任保険を付保した損害保険会社との十分な協議の時間を確保すること（保険で敗訴額の全額又は一部をカバーできる可能性があるならば、損害保険会社又はその委任する香港ソリシターの判断により中間手続きを申請したのかもしれない）。

イ、共同被告三者の本件訴訟対応について検討する十分な時間を確保すること。

i. 正式事実審理において共同被告三者で弁論を展開するバリスターを誰にするかを香港ソリシター（バリスターは原則としてクライアント（本件訴訟ではPwC）から直接ではなく、香港ソリシターを通じて依頼を受ける。）と協議し、特定後、当該バリスターの指導も受けつつ、本件訴訟対応策を練る十分な時間を確保するか、又は

ii. 保険で敗訴額の全額又は一部をカバーできる可能性があるならば、損害保険会社が香港ソリシターやバリスター（UKのKing’s Counselを含む。）の選任を指揮するかもしれない。これにも十分な時間確保が重要となる。

5）法技術的な若干の解説をすると、以下のとおりである。

ア、Order 18 rule 19(a)の「場合により合理的な訴訟原因がなく、もしくは合理的な抗弁がないことが判明したとき」の該当性について、いかなる証拠にも証拠能力（admissibility）は認められないというルールがある。換言すれば、ASOCの字面だけを見て、一審裁判所は当該該当性を判断しなければならないということである。

イ、中間手続きの申請を受け、原告である恒大がSOCを修正し、ASOCで恒大及び内地子会社の監査を直接行ったわけでもないPwC Internationalに過失による不法行為（tort of negligence）の法律要件である注意義務（duty of care and skill）があり、その違反（breach of duty）があり、これと事実的及び法律的な因果関係（factual and legal causation）がある損害（damage）が認められるとの請求を基礎付ける事実を「これでもか」というほど緻密に記載し直したのは、証拠による疎明が許されないOrder 18 rule 19(a)の特性に照らし、ASOCの記載のみが一審裁判所の判断の根拠となるからである。

ウ、こうして一審裁判所は、Order 18 rule 19(a)について、Order 18 rule (b)及び(d)並びに裁判所固有の権限の論点と区別して、ASOCを緻密に検討し、その該当性が「自明な事案（“a plain and obvious case”）」ではないと結論付けたのである（中間手続きに係る判決は「自明な事案（“a plain and obvious case”）」ではないと表現をしているわけではないから、形式的ではなく実質的な説明をしていることに注意をされたい。以下のエ、について同じ。）[51]。

エ、一方、Order 18 rule (b)及び(d)並びに裁判所固有の権限について、Order 18 rule 19(a)のような法的要求はないので、証拠（疎明資料）に基づき該当性を判断することが一審裁判所に許される。中間手続きでは証拠として関係者の陳述書3通（PwC Internationalの香港ソリシターの第1陳述書、これを批判する恒大側陳述者による陳述書、これに反論する当該香港ソリシターの第2陳述書）が提出され、一審裁判

所はこれを検討した。しかし、いずれかの該当性がある「自明な事案（“a plain and obvious case”）」ではないと結論付けられた[52]。

オ、こうして中間手続きに係る判決 para 109は“In all the circumstances, (PwC) International's Summons is (筆者注：struck outではなく) dismissed.”と決定した。

6）この結果、共同被告三者のASOCに対する答弁（Defence又はStatement of Defence。以下「SOD」という。）がまだ提出されていないのであれば（中間手続きに係る判決にはDefenceの提出があった旨の言及がない。）、それが提出され、これに対して原告である恒大の反対訴答（Reply又はStatement of Reply）が提出され、訴答（pleadings）の手続きが完了する。

7）その後、ディスカバリー（discovery）及び質問（interrogatories）を経て、正式事実審理（trial）に進み、主尋問、反対尋問を含む証人調べが行われ、結審となる。その過程では何らかの中間手続きが原被告いずれかから申請される可能性もある。

8）ここで再度強調したいのは、**ディスカバリー（discovery）及び質問（interrogatories）、そして正式事実審理（trial）を経なければ、恒大の請求事実が証拠に裏付けられて認められるか否かは全く不明であり、現時点で原告が勝訴する可能性があるのか、あるとしてそれはどの程度なのかは全く不明である。**

9）仮に原告が勝訴する可能性があるとしても、粉飾決算を主導したのは恒大であり、これを見落としたPwCの責任は「恒大 vs. PwC」という閉鎖的な二者間では明白に「恒大＞PwC」という構図が成立するのではないか、と考えられる。これは法的にはPwCのSODに記載されるべき抗弁事由として過失相殺（contributory negligence）があり、それが相当程度の説得性を持つように思われるのである（ただし、PwC香港及びPwC中天と恒大の間にはPwC Internationalと恒大と異なり、監査に関する委任契約が存在するから、訴訟物として過失による不法行為のほか、契約違反や過失による不実表示（negligent misrepresentation）等に基づく損害賠償請求が選択される可能性があり（前述のとおり、香港の司法システムではSOC及びASOCの閲覧ができないため、特定できない。）、この場合、香港法上、不法行為の場合同様に過失相殺の抗弁が認められるのかという論点がある。この問題について、本稿では趣旨に照らし、論じないものとする。）。

10）香港を含むコモンロー地域の裁判所は、日本と異なり、裁判官が和解勧試をすることで裁判上の和解の成立を目指す仕組み[53]はないが、いずれかの時点で原被告がいわゆる“without prejudice save as to costs”（訴訟費用を除き、和解過程での意思疎通について証拠能力を否定することで、裁判における原被告の地位を侵害することがないようにする－和解過程での譲歩が裁判で不利益な証拠となるならば、誰も譲歩の意思表示をすることがあり得なくなるからである。）の環境下で和解目的の意思疎通が行われるかもしれない。その結果、現時点では訴額が巨額であるから和解は容易でないと言われるけれども、和解が成立するかもしれない。

第七、おわりに

本稿の趣旨は繰り返し「今後、読者諸氏が本件訴訟に関するニュースをよく理解できるようになる」ことにあるが、脚注を含めて、法律論の解説部分も少なくなく、難度が高いと感じる読者諸氏も多いかもしれない。しかし、本稿（及び脚注で引用した各種資料等）を本件訴訟と恒大問題に関する情報を整理した辞書的なものとして利用いただければ幸いである。

【1】中国語でいう境内を意味するものとする。中華人民共和国から香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾を除いた大陸をいうものとする。

【2】中間手続きに係る判決について、1788328598367.pdf
（https://files.lbr.cloud/public/2026-09/1788328598367.pdf?VersionId=fUb4AOJ_T_.ma6Yzgc5oLboSjvRsZSTx）参照。

【3】清算命令の理由に関する判決（脚注12参照）para 4参照。

【4】清算命令の理由に関する判決（脚注12参照）para 2参照。

【5】清算命令の理由に関する判決（脚注12参照）para 3参照。

【6】恒大集団有限公司は破産清算手続きに入っていないけれども、恒大地産有限公司は2026年8月21日に破産清算手続きに入った（https://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/pcgg/ggxq?id=4eaffaf8938d4594a275b2d59f286b51参照）。

【7】清算命令の理由に関する判決（脚注12参照）para 6では内地子会社である恒大集団有限公司のほか、1社のケイマン諸島の会社（SEHK上場会社）、2社の香港の会社（うち1社がSEHK上場会社）の合計4社が恒大の中核的子会社（key subsidiaries）とされている。

【8】当初2009年に上場が認められたことについて、中間手続きに関する判決 para 5参照。

【9】清算命令の理由に関する判決（脚注11参照）para 2参照。

【10】Announcement - In relation to the matter of China Evergrande Group (In Liquidation) (incorporated in the Cayman Islands with limited liability) (Stock Code: 3333) Cancellation of listing
（https://www.hkex.com.hk/News/Regulatory-Announcements/2025/2508203news?sc_lang=en）参照。

【11】上場廃止の根拠は“Main Board Listing Rules”のChapter 6 Trading Halt, Suspension, Cancellation and Withdrawal of Listingに規定されるRule 6.01A(1)である。

英語原文	仮訳
(1) Without prejudice to its power under rule 6.01, the Exchange may cancel the listing of any securities that have been suspended from trading for a continuous period of 18 months.	(1) rule 6.01に基づく権限を損なうことなく、取引所は18カ月の継続期間にわたり取引が一時停止されている証券の上場を廃止することができる。

恒大の株式取引は2024年1月29日以降一時停止となっており、Rule 6.01A(1)により、2025年7月28日までに取引再開しない場合、HKEXは上場廃止することができた。恒大は同日までにHKEXが規定する再開ガイダンスを満たせず、同日までに取引再開ができなかった。そこで、HKEX上場委員会は同年8月8日に恒大の株式上場廃止を決定した。

【12】一審裁判所が清算命令を下した理由について、Reasons-for-Judgment.pdf
（https://evergrandeliquidation.com/wp-content/uploads/2024/09/Reasons-for-Judgment.pdf）（本稿で「清算命令の理由に関する判決」という。）参照。なお、一審裁判所が清算命令を下すまでに、①2022年9月5日、②2022年11月28日、③2023年3月20日（①乃至③について、清算命令の理由に関する判決 para 21）、④2023年10月30日（同 para 28）、⑤2023年12月4日（同 para 31乃至37）、⑥2024年1月29日（同 paras 38-49）に合計6回の審理が開かれている。これほどまでに長引いた理由は、次のとおりである。すなわち、債権者請願に係る清算命令の回避手段としては、(a)一定期間内に一定措置を講じれば支払可能（solvent）となると主張するか、又は(b)債権者が主張する請求権の存否もしくは金額について争う余地を示すかのいずれかである。(b)について恒大が争う余地はなかったため、(a)のみが恒大として争う可能性のある主張であった。実際に恒大は海外債務について再編提案（restructuring proposals）が実行できれば支払可能となる旨を主張し、その実行可能性を判断するために多数回に及ぶ審理が開かれたのである。しかし、創業者の許家印氏が刑事訴追を受ける可能性について恒大が2023年9月28日に公表したこと（清算命令の理由に関する判決 para 28(1)参照）の影響等もあり、再編提案の実行可能性が認められることはなかった。

なお、恒大は海外債務に関する自主的な債務再編を目指して、2023年8月17日にニューヨークの破産裁判所にChapter 15に基づくクロスボーダー支払不能手続きを開始したが（China property developer Evergrande files for bankruptcy protection in US）（https://www.cnbc.com/2023/08/18/china-property-developer-evergrande-files-for-bankruptcy-protection-in-us.html）、清算命令後の2024年3月24日に清算人が取下げ処理をしている（日本経済新聞電子版2024年3月24日付「中国恒大集団、米破産法15条の申請撤回　債務再編頓挫で」）。清算命令前の5回の審理で一審裁判所が海外債務について債権者団と合意可能な再編提案はないと判断した以上、米国での手続きを活かしておく意義がないと清算人が判断したことには合理的な理由がある。

【13】自然人の破産はthe Bankruptcy Ordinance, Cap.6による。なお、清算命令後も清算人は債権者に対する分配原資を最大限確保するために、実行可能であるならば、（最終的には売却を目的として）一部事業や海外子会社の再編を図ることなど、破産財団に係る財産の早期売却以外の行為が許される点で日本の破産法とは異なる。清算命令の理由に関する判決 para 49で、一審裁判所（Hon Linda Chan J in Court）は次のとおり述べている。

英語原文	仮訳
…it seems to me that the interests of the creditors will be better protected if the Company is wound up by the court, so that independent liquidators can take control over the Company, secure and preserve its assets and review and formulate a restructuring proposal if they consider that such course is appropriate.	私には、会社が裁判所により清算されるならば、独立した清算人が会社を支配し、その資産を担保し、保持し、清算人が適当であると考える場合には、再編提案をレビューし、組織することができるので、債権者の利益はより良く保護されるように思われる。

実際にも清算人は清算命令後、そのような再編可能性を検討していたようである（日本経済新聞電子版2024年5月29日付「中国恒大集団、潜在投資家「歓迎」　再建計画メドたたず」参照。同記事には「香港の清算手続きは実質的に法的整理にあたり、恒大は香港高裁が選任した清算人である黄詠詩氏（筆者注：脚注16参照）の下で、経営再建を目指している。黄氏は「恒大もしくはその一部の経営再建に参加する潜在投資家を歓迎する」とした。」との記載がある。）。

【14】共同行為が必須ではなく、各清算人が各自権利行使することができる。

【15】https://www.alvarezandmarsal.com/our-people/eddie-middleton

【16】 https://www.alvarezandmarsal.com/our-people/tiffany-wong

【17】 清算命令の理由に関する判決 para 5参照。

【18】 以下を参照されたい。

> 1, まず当該取極の詳細について、村尾龍雄「新たな「内地と香港特別行政区との法院による民商事事件の判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取極」について」（JBIC中国レポート2024年第1号：https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_01.pdf）（特にpp.18-20）参照。
>
> 2, 異なる見解として、当該取極第3条柱書が「この取極は、当面、次に掲げる民商事事件について下された判決には適用しない。」と規定し、同条第5号が「破産（bankruptcy）（清算（winding-up））にかかる事件」と規定するとしても、文言は当該「取極は、当面、・・・適用しない。」と述べるのみであり、先行して最高人民法院が法発[2021]15号により2021年5月11日に発布・施行した「香港特別行政区破産手続を認可し、及びこれに協力する試行業務の展開に関する最高人民法院の意見」第1条が「一、最高人民法院は、上海市、福建省アモイ市及び広東省深圳市の人民法院を指定し、香港破産手続の認可及び協力の試行業務を展開させる。」と規定するところを否定するまでの趣旨を含まない、との解釈があり得る。当該解釈に立脚すれば、当該三人民法院が管轄権を有する地域内に存する恒大の内地子会社の資産に清算命令が及ぶ余地は法的に認められるのではないかとの議論があり得る。もっとも、当該意見は清算人が当該三人民法院に所定の資料を申請し、その認可を受ける仕組みになっている。そうすると、中国内地の被害者救済を優先する中央政府の意向を汲んで、当該三人民法院は認可を出さない可能性が高まる。
>
> 3, 清算人が公表した2026年10月22日付「JOINT AND SEVERAL LIQUIDATORS' SECOND PROGRESS REPORT」（261022-China-Evergrande-Group-In-Liquidation-Second-Progress-Report.pdf）(https://evergrandeliquidation.com/wp-content/uploads/2026/10/261022-China-Evergrande-Group-In-Liquidation-Second-Progress-Report.pdf)。以下「第2報告書」という。）の「6.8 Chinese Mainland position（中国内地の状況）」冒頭で"6.8.1 The Company's prospects for recovery from assets held by the Group's Chinese Mainland subsidiaries are considered remote.（恒大集団の中国内地子会社が保有する資産からの回収についての恒大の見通しは、可能性として低いというものである。）"と述べるのは上記1, 及び2, の背景を踏まえてのものだろう。

【19】 The Partnership Ordinance, Cap.38の第11条は次のとおり規定する。

英語原文	仮訳
11. Liability of partners Every partner in a firm is liable jointly with the other partners for all debts and obligations of the firm incurred while he is a partner; and after his death his estate is also severally liable in a due course of administration for such debts and obligations, so far as they remain unsatisfied but subject to the prior payment of his separate debts.	11. パートナーの責任 ファームの各パートナーは彼がパートナーである間に負うファームのすべての負債及び義務について、他のパートナーとともに連帯して責任を負う。そして、彼の死後、当該負債が未払いのままである限り、当該負債について、遺産管理の適切な過程で、彼の別の負債の優先的支払いに服しつつ、彼の遺産も個別に責任を負う。

しかし、パートナーシップを形成することができる香港ソリシター（solicitor）は有限責任パートナーシップ（以下「LLP」という。）による有限責任を享受することができる（香港バリスター（barrister）はパートナーシップを形成できないから、LLPによる有限責任を享受することができない。外国登録弁護士にはパートナーシップ形成可能性があるから、享受余地がある。）。The Legal Practitioners Ordinance, Cap. 159の第7AC条は次のとおり規定する。

英語原文	仮訳
7AC. Protection from liability of partners in limited liability partnership (1) A partner in a limited liability partnership is not, solely by reason of being a partner, jointly or severally liable for any partnership obligation (whether founded on tort, contract or otherwise) that arises from the provision of professional services by the partnership as a limited liability partnership as a result of a default of— (a) another partner; or (b) an employee, agent or representative of the partnership. (第2項乃至第4項省略)	7AC. 有限責任パートナーシップにおけるパートナーの責任からの保護 (1) 有限責任パートナーシップにおけるパートナーは、パートナーであるという理由だけで、次のパートナーシップの義務（不法行為、契約又はそれ以外にかかわらず）について連帯して、又は個別に責任を負わないものとする。すなわち、 (a) 他のパートナー、又は (b) パートナーシップの従業員、代理人もしくは代表の不履行の結果として、有限責任パートナーシップとしてのパートナーシップによる専門家サービスの提供から生じるパートナーシップの義務である。

もっとも、香港の公認会計士が通常のパートナーシップ形式を採用するPwC香港の場合、公認会計士について前述の第7AC条が規定するLLPを容認する制定法がない。そうすると、PwC香港のパートナーは当該LLPによる有限責任を享受することができない（the Partnership Ordinance, Cap.38の第11条の責任を負う）という結論に至る。

なお、香港にはthe Limited Partnerships Ordinance, Cap. 37という一般的なLLPを認める制定法はあるが、1人又は少数のgeneral partner(s)のみが無限連帯責任を負い、圧倒的多数のlimited partnersが有限責任を享受する構造は、多数のequity partnersが権利の享受と義務の負担を平等に行う専門家業の利用には向かないことを指摘できる（実際、PwC香港はこのLLPを利用していない。）。

【20】 中国語では「普华永道中天会计师事务所（特殊普通合伙）」である。

【21】 蛸配当を受けた株主は恒大に対して法的には返還義務があるが、多数の株主が任意にこれを返還することは実務的に想定し得ない。そこで、2017年乃至2020年の会計年度における各蛸配当を受けた株主に対して清算人は返還請求をすることが法的には可能であるが、それが実務的に不可能又は著しく困難であることは自明である。

【22】 保証有限会社（a company limited by guarantee）–財団法人東京大学出版会　英米法辞典の訳語による–はthe Companies Act, 2006の次の条文により定義される。

英語原文	仮訳
3 Limited and unlimited companies (1) A company is a "limited company" if the liability of its members is limited by its constitution. It may be limited by shares or limited by guarantee. (2) If their liability is limited to the amount, if any, unpaid on the shares held by them, the company is "limited by shares". (3) If their liability is limited to such amount as the members undertake to contribute to the assets of the company in the event of its being wound up, the company is "limited by guarantee". (4) If there is no limit on the liability of its members, the company is an "unlimited company".	3　有限責任会社と無限責任会社 (1) メンバーの責任が定款により制限されているならば、会社は「有限責任会社」である。それは株式により有限とされることもできるし、又は保証により有限とされることもできる。 (2) メンバーの責任がその保有する株式について未払いがある場合、その額に制限されるならば、その会社は「株式による有限責任」とされる。 (3) メンバーの責任が清算される場合における会社の資産に貢献すると引き受けた額に制限されるならば、その会社は「保証による有限責任」とされる。 (4) メンバーの責任に制限がないならば、その会社は「無限責任会社」である。

一方、私会社（a private company）はthe Companies Act, 2006の次の条文により定義される。

英語原文	仮訳
4 Private and public companies (1) A "private company" is any company that is not a public company. (2) A "public company" is a company limited by shares or limited by guarantee and having a share capital— (a) whose certificate of incorporation states that it is a public company, and (b) in relation to which the requirements of this Act, or the former Companies Acts, as to registration or re-registration as a public company have been complied with on or after the relevant date. (3) For the purposes of subsection (2)(b) the relevant date is— (a) in relation to registration or re-registration in Great Britain, 22nd December 1980; (b) in relation to registration or re-registration in Northern Ireland, 1st July 1983. (4) For the two major differences between private and public companies, see Part 20.	4　私会社と公開会社 (1)「私会社」とは、公開会社ではない会社である。 (2)「公開会社」とは、株式により有限責任とされる会社又は保証により有限責任とされる会社であり、かつ、株式資本を有し– (a) その設立証書に公開会社と述べられており、かつ、 (b) 当該設立証書に関して、公開会社としての登記又は再登記について、本法又は従前の会社法の要求が関連する日以降において遵守されていること。 (3) 第2項(b)の目的のために、関連する日とは– (a) グレートブリテンにおける登記又は再登記に関して、1980年12月22日、 (b) 北アイルランドにおける登記又は再登記に関して、1983年7月1日。 (4) 私会社と公開会社の2つの主要な相違について、第20編参照。

第20編の規定する2つの主要な相違とは、①私会社には公募が禁止されること（第755条–Prohibition of public offers by private company）及び②公開会社にはある最低資本金規制が私会社にはないこと（第763条–The authorised minimum）である。

【23】 PwC香港及びPwC中天とPwC Internationalとで損害賠償請求額に差がついた理由について、中間手続きに係る判決para 17は以下のとおり説明する。

英語原文	仮訳
As regards International, the Plaintiff alleges that it should also bear responsibility for the negligent conduct of the 1st and 2nd Defendants. The Plaintiff, however, claims damages against International for only the sum of about RMB38.096 billion (about USD5.607 billion) for the reason that International was joined late and, hence, the Plaintiff cannot claim against it in respect of the Group Consolidated Financial Statement for FY2017 because the limitation period had expired.	(PwC) Internationalに関しては、原告はPwC香港及びPwC中天の過失行為について同社も責任を負うべき旨を主張する。しかし、原告は(PwC) Internationalに対しては、RMB38.096 billion（約USD5.607 billion）のみを損害賠償として請求する。その理由は（PwC) Internationalは遅れて（筆者注：共同被告として）参加させられたため、原告は2017年の会計年度の連結財務諸表に関しては、（筆者注：制定法上の）消滅時効が完成したため、請求することができなかったことによる。

なお、制定法上の消滅時効（statutory limitation）は、狭義のコモンロー（common law）上の消滅時効に関する判例法（裁判官が創造する法=judge-made law）が錯綜していたため、制定法により整理統合を図ったものである。これとは別にエクイティ（the rules of equity）上の消滅時効（laches）がある。

【24】 もっとも、香港及びイングランドではPwCが勝訴する場合、恒大に対して弁護士費用の一部を請求できる（party v party basisと呼ばれる方法により弁護士費用全体の60-70%請求が相場である。）。中国内地では、日本の場合同様、弁護士費用は自己負担である。

【25】 PwC香港及びPwC中天は以下の行政処罰等を課されている。

1，PwC香港について、香港のAFRC（Accounting and Financial Reporting Council／会計及び財務報告局）の2026年4月23日付報道（AFRC sanctions PwC over Evergrande audits | AFRC）（https://www.afrc.org.hk/en-hk/news-centre/press-releases/afrc-imposes-hk300-million-fine-and-six-month-practice-limitation-on-pricewaterhousecoopers-and-hk10-million-in-fines-on-its-two-former-registered-responsible-persons-over-the-evergrande-audits）によると、3億香港ドル（1香港ドル=20円として（以下同じ。）60億円）の行政罰としての罰金及び6カ月の一部業務停止、並びに、従前の責任者2名に対して各500万香港ドル（1億円）の罰金が課された。AFRCの調査開始はPwC香港の内部告発であると報道されている（日本経済新聞電子版2024年4月22日付「香港当局、PwCを調査　中国恒大集団の監査で内部告発」参照）。
また、同日付報道（SFC reaches agreement with PricewaterhouseCoopers for shareholder compensation of HK$1 billion regarding false financial statements of China Evergrande Group for 2019 and 2020 | Securities & Futures Commission of Hong Kong）（https://apps.sfc.hk/edistributionWeb/gateway/EN/news-and-announcements/news/doc?refNo=26PR62）によると、SFCはPwC香港による不実の財務諸表に関して、PwC香港が恒大の少数株主保護のために10億香港ドル（約200億円）の損失補償（compensation）を支払う旨の合意に達した旨の報道がなされている。
2，PwC中天について、中国内地において、2024年9月14日に証券監督管理委員会から違法所得（2,774万人民元）の没収及び2億9,700万人民元の行政罰としての罰金（中国語の罰款。以下同じ。）を、財政部から1億1,600万の人民元の罰金、違法所得の没収（金額不明）、6カ月の業務停止命令、広州事務所の免許取消し及び行政上の警告発出の行政処罰を受けた（国務院新聞弁公室の英語サイト：
Chinese securities regulator penalizes PwC for Evergrande audit lapses | english.scio.gov.cn
（http://english.scio.gov.cn/pressroom/2024-09/14/content_117428541.html）参照。また、行政処罰通知書原文について、証券監督管理委員会に関するものは中国证监会行政处罚决定书（普华永道、汤振峰、朱立为、蔡秀娟）_中国证券监督管理委员会）（https://www.csrc.gov.cn/csrc/c101928/c7506621/content.shtml）参照、財政部に関するものでパートナーに行政処罰としての罰金を課すものは
https://www.mof.gov.cn/gp/xxgkml/jdjcj/202409/t20240913_3943783.htm。ただし、財政部がPwC中天に課した行政処罰決定書には日本からアクセスできない（中国内地からはアクセス可能）。

以上の行政処罰のほか、本文冒頭で紹介した日本経済新聞電子版2026年9月28日付「中国恒大の不正会計、逃げられぬPwC　国際監査の未決着問題占う　一目均衡」には「24年に恒大の粉飾決算が発覚して以降、PwCでは中国銀行や中国石油天然気（ペトロチャイナ）などの有力顧客の流出が相次いだ。」との記載があり、レピュテーション棄損による顧客流出が認められる。

【26】 以下に示すthe Bankruptcy Ordinance, Cap.6第7条第1項参照。

英語原文	仮訳
7. Liability of firm to have bankruptcy order made against it (1) The following provisions shall have effect in the case of a firm carrying on business in Hong Kong— (a) (Repealed 76 of 1996 s. 5) (b) it shall be sufficient that a bankruptcy order against the firm be made in the firm name, without mentioning the names of the partners, and such bankruptcy order shall affect the joint and separate property of all the partners; (c) the right of a creditor to present a bankruptcy petition against the firm, and the jurisdiction of the court to make a bankruptcy order against the firm, shall not be affected by the fact, if it is so, that all or any of the partners of the firm are not resident or domiciled in Hong Kong. (Amended 76 of 1996 s. 5) （第2項、第3項省略）	7. ファームに対する破産命令を受けるファームの責任 (1) 次の各号は、ファームが香港でビジネスを行っている場合に効力を有するものとする。 (a) （76 of 1996 s.5により廃止） (b) ファームに対する破産命令は、パートナーの名前に言及することなく、ファームの名前で行われることで足りるものとし、かつ、破産命令は全てのパートナーの共同かつ別々の財産に影響を及ぼすものとする。 (c) 債権者がファームに対して破産の請願を行う権利及び裁判所がファームに対して破産命令を行う管轄権は、ファームのパートナーの全員又は一部が香港の居住者ではなく、又は住所（筆者注：domicile of origin又はdomicile of choiceは日本民法第22条の住所とは必ずしも同一概念ではないが、ここでは住所と訳出する。）を有しないという事実があるとしても、それにより影響されないものとする。

【27】 「企業法人が期限到来債務を弁済することができず、かつ、資産が債務の全部を弁済するのに不足し、又は明らかに弁済能力を欠く場合には、この法律の規定により債務を整理する。」

【28】 https://sf.sz.gov.cn/ztzl/yhyshj/yhyshjzcwj/content/post_9483606.html

【29】 以下の内容である。

中国語原文	仮訳
第四条 自然人债务人（以下简称债务人）经过破产清算、重整或者和解后，依照本条例规定免除其未清偿债务。	第四条　自然人である債務者（以下「債務者」という。）は破産清算、重整（筆者注：個人民事再生に相当）又は和議の後、本条例の規定により、その弁済未了の債務を免除する。

【30】 PwCのHP（How we are structured: Corporate governance）（https://www.pwc.com/gx/en/about/corporate-governance/network-structure.html）に“Firms in the PwC network are members in, or have other connections to, PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), an English private company limited by guarantee.(PwCネットワークのファームはイングランドの保証有限私会社であるPricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)におけるメンバーであるか、他の関連性を有している。)”とあることが推測の根拠である。

【31】 イングランドを含むUKでは香港のように会社及び自然人の支払不能を理由とする清算（強制清算及び任意清算（voluntary winding up）の双方を含む。）及び破産は別々の法令（香港の場合、条例）により規律されず、日本法（破産法）同様、主として支払不能法（the Insolvency Act, 1986）により統一的に規律される。

【32】 中国境外（外地）の主たる負債の内容について清算命令の理由に関する判決paras 9-14、中国内地のそれについて同paras 15-20参照。

【33】 日本経済新聞電子版2026年9月6日付「中国、「完成済み住宅」販売重視　入居遅れ回避で景気底上げ狙う」と題する記事は「中国政府は新築住宅の販売をめぐり、物件完成後に売り出す方式を重視する。工事が中断して入居が遅れるリスクを減らし、住宅ローンの返済期間は最長40年に延ばす。販売を増やして不動産市況を回復させ、景気の底上げを狙う。」と報道するが、これは恒大を中心とする予約販売の弊害是正のための政策である。購入者保護のために、やや遅きに失した感が否めない。

【34】 中国最高人民法院のウェブニュース（https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/509281.html）参照。

【35】 以下、コメントする。

1，許家印氏が有罪判決を受ける前に、日本経済新聞電子版2024年3月19日付「中国恒大創業者に高額消費制限令　飛行機利用など禁止」の記事は「飛行機の利用のほか、ゴルフ場や一定水準以上のホテル、ナイトクラブでの高額消費が禁止される。また旅行や不動産の購入・新築、子どもを高額な私立学校に入学させることなどもできなくなる。」と報道している。その法的根拠は「被執行人の高額消費及び関係消費を制限することに関する最高人民法院の若干の規定（《最高人民法院关于限制被执行人高消费及有关消费的若干规定》）（2010年7月1日最高人民法院法釈[2010]8号により発布、同年10月1日施行、2015年7月20日最高人民法院法釈[2015]17号により改正発布、同年同月22日施行）である。
2，日本経済新聞電子版2024年8月6日付「中国恒大、創業者などに計8600億円返還訴訟」と題する記事は恒大が許家印氏に対して同月5日に（一審裁判所において）同額の訴訟提起をした旨を報道している。しかし、当該訴訟で確定勝訴判決を得たとしても、恒大は2023年9月28日に許家印氏が刑事責任に服する可能性があることを公表しており（清算命令の理由に関する判決 para 28(1)参照）、本文記載のとおり、2026年8月20日の有罪判決の内実として全財産没収命令を受けている。訴訟提起時や確定勝訴判決時に同氏はなお被疑者に過ぎないが、中国の人民法院の強制執行実務を考えると、潜在的とはいえ国家の全財産没収に係る公的債権と競合するような（公的債権を棄損するような）強制執行を容認するとは到底思えない。当該訴訟は中国内地の財産ではなく、中国外地（境外）にある許家印氏の財産をもっぱら対象とするものであるとの評価が妥当するだろう。

【36】 「三条紅線」の意義について、人民网の記事（http://finance.people.com.cn/n1/2021/1016/c1004-32255444.html）参照。

【37】 脚注6参照（第2報告書「6.8 Chinese Mainland position（中国内地の状況）」中の6.8.3冒頭で“As at the date of this Report, the Liquidators are aware that more than 650 of the Group's over 3,000 onshore entities have entered bankruptcy administration processes in the Chinese Mainland.（この報告書の日現在、清算人は恒大集団の中国内地の3,000社を超える法的主体（筆者注：子会社）の650社超が中国内地において破産運営プロセスに入ったと認識している。）”との記載がある。）。このほか恒大同様、一審裁判所の清算命令による経営破綻例として、①日本経済新聞電子版2025年8月12日付「中国不動産の華南城が法的整理に 香港高裁が決定」（中国政府系デベロッパーとして最初の清算例と報道されている。
South City Is First Chinese State-Backed Builder Hit With Winding-Up Order Since Property Slump Began）（https://www.yicaiglobal.com/news/south-city-is-first-chinese-state-backed-builder-to-be-forced-into-liquidation-since-property-crisis）、②同2024年6月11日付「不動産の徳信中国に法的整理命令　香港高裁」、③“China's DaFa Properties （筆者注：大発地産）ordered to wind up”（https://www.reuters.com/markets/asia/chinas-dafa-properties-ordered-wind-up-2024-10-16/）、④“Jiayuan International（筆者注：佳源国際）—Unexpected Winding-up Order for Creditors”（https://www.bondsupermart.com/bsm/article-detail/jiayuan-international-unexpected-winding-up-order-for-creditors-RCMS_272704）がある。

【38】 経営危機には陥ったものの、一審裁判所の清算命令を回避した例として、日本経済新聞電子版2026年2月16日付「中国・碧桂園の法的整理を却下　香港高裁、債権者が同意か」がある。

【39】 脚注36の人民网の記事参照。なお、並行して中国人民銀行のウェブニュース（https://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2025092212550965810/index.html）参照。

【40】 書籍として出版されている（https://www.qstheory.cn/2019-07/01/c_1124694838.htm参照）。

【41】 村尾龍雄「中国版・租税法律主義の誕生～ 中国税制の歴史的経緯との関係で」（JBIC中国レポート2024年第4号：https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_04.pdf参照。

【42】 中間手続きに係る判決 para 17参照。

【43】 召喚令状及び請求の記載についてRHC, Cap.4のOrder 6（Writs of Summons: General Provisions）、送達について同Orders 10(Service of Originating Process: General Provisions) & 11(Service of Process, etc., out of the Jurisdiction)参照。

【44】 RHC, Cap.4のOrder 12(Acknowledgment of Service of Writ or Originating Summons)並びにAppendix AのFORM14、15参照。

【45】 RHC, Cap.4のOrder 18(Pleadings), Rule 1参照。

【46】 中間手続きに係る判決para 1参照。

【47】 中間手続きに係る判決para 1参照。

【48】 中間手続きに係る判決 para 3参照。

【49】 中間手続きに係る判決 para 2参照。

【50】 国際人権規約B規約（International Covenant on Civil and Political Rights）第14条第1項を反映したthe Bill of Rights Ordinance（人権法案条例）, Cap. 383中“Part II The Hong Kong Bill of Rights”のSection 8（Hong Kong Bill of Rights）中のArticle 10（Equality before courts and right to fair and public hearing）参照。

【51】 中間手続きに係る判決 paras 86-92及びpara 107参照。

【52】 中間手続きに係る判決 paras 93-106及びpara 108参照。

【53】 日本民事訴訟法（和解の試み等）第八十九条　裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。（第2項乃至第5項省略）

投資関連制度情報

2026年の「商標法」改正について

2026年6月26日、第14期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において、改正商標法が審議・可決された。これは、1983年の商標法施行以来、40年余りで初めての全面改正となる。中国の商標法は1982年8月23日に公布され、1983年3月1日に施行された後、1993年、2001年、2013年および2019年の4回にわたり改正されている。今回改正された商標法（以下「新法」という）は、従来の「8章、73条」から「9章、87条」へと拡充され、章立てが大幅に見直されるとともに、条文の内容もさらに充実した。新法は2027年1月1日から施行される予定である。以下では、その主な改正内容について紹介する。

一.総則部分の主な変更点

1.商標の使用シーンの拡大

新法では、商標使用の定義に、インターネット等の情報ネットワークを通じて実施する使用行為が含まれることが明確にされた。

第2条　この法律において「商標」とは、商品または役務の出所を識別し、および区分するために用いる標識をいい、これには商品商標および役務商標を含む。商品商標に関係するこの法律の規定は、役務商標に適用する。

この法律において「商標の使用」とは、商標を商品、商品の包装もしくは容器および商品取引文書に用い、または商標を広告宣伝、展覧その他の商業活動に用いる中で、商品の出所を識別し、および区分するのに用いる行為をいう。

前項にいう商標の使用には、インターネット等の情報ネットワークを通じて実施する使用行為を含む。

2.信義則の具体化

信義則については、「権利を濫用して国の利益、社会公共利益または他人の適法な権益を損なってはならない」という内容が加えられた。

第9条　登録を出願し、および商標を使用するにあたっては、信義誠実の原則を遵守しなければならず、権利を濫用して国の利益、社会公共利益または他人の適法な権益を損なってはならない。

商標使用者は、自らが商標を使用する商品の質について責任を負わなければならない。商標管理業務および商標法律執行に責任を負う各級の部門は、法により商標にかかる管理および法律執行を強化し、消費者を欺罔する行為を制止しなければならない。

3.外国主体による出願規定の調整

新法では、外国主体の範囲が「外国人または外国企業」から「外国人、外国企業または外国のその他の組織」へ改められるとともに、中国に恒常的な居所または営業所を有しない外国主体は、商標代理機構に委託して商標登録出願およびその他の商標関連事務を行わなければならないことが明確化された。

商標法（2019年改正）	商標法（2026年改正）
第17条　外国人または外国企業が中国において商標登録を出願する場合には、その所属国および中華人民共和国が締結した合意もしくは共同して参加する国際条約に従い取り扱い、または対等の原則に従い取り扱わなければならない。 **第18条第2項** 外国人または外国企業は、中国において商標登録を出願し、およびその他の商標に係る事項を取り扱う場合には、法により設立された商標代理機構に委託して取り扱わせなければならない。	**第11条**　外国人、外国企業または外国のその他の組織が中国において商標登録を出願する場合には、その所属国および中華人民共和国が締結した合意もしくは共同して参加する国際条約に従い取り扱い、または対等の原則に従い取り扱わなければならない。 中国に恒常的な居所または営業所を有しない外国人、外国企業または外国のその他の組織が中国で商標登録を出願し、およびその他の商標にかかる事項を取り扱う場合には、法により設立された商標代理機構に委託して取り扱わせなければならない。

二. 商標登録の条件

新法では「商標登録の条件」という章が新設され、従来は散在していた商標登録の条件がまとめられ、商標登録の具体的な要件が整備された。

1.商標登録が可能な要素の範囲の拡大

新法では、動的標識およびそれと関連要素との組合せを商標として登録出願できる旨が規定された。

また、色彩の組合せ、音声、動的標識等により商標登録を出願する場合において、商品自体の性質のみによって生じるもの、技術的効果を得るために必要なもの、または商品に実質的な価値を与えるものに該当する色彩の組合せ、音声、動的効果等は、商標として登録してはならない旨の規定が追加された。

第14条　文字、図形、表音文字、数字、立体的標識、色彩の組合せ、音声、動的標識等、および上記要素の組合せを含む、自然人、法人または非法人組織の商品を他人の商品と区別することのできるいかなる標識も、商標として登録を出願することができる。

第18条　立体的標識、色彩の組合せ、音声、動的標識等により商標登録を出願する場合において、商品自体の性質のみから生ずる、技術的効果を取得するために有する必要のある、または商品に実質的な価値をもたせる形状、色彩の組合せ、音声、動的効果等は、これを商標として登録してはならない。

2. 商標の使用禁止標識の表現形式の整備

中国共産党の重要な理論的成果や歴史的事件に関連する象徴的要素などと同一または近似する標識は、商標として登録および使用してはならないことが新たに追加された。さらに、包括的な禁止規定であった「社会主義的道徳気風に有害」な標識を、「公序良俗に違背する」標識へと変更した。加えて、国家公園の標識、オリンピックシンボル、特殊標識などについても規定が設けられた。

第15条　次に掲げる標識は、これを商標として登録し、および使用してはならない。

（一）中国共産党の名称、党旗、党の徽章、勲章または重要な理論の成果、歴史事件に関連する象徴的要素等と同一の、または近似するもの

（二）中華人民共和国の国家名称、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一の、または近似し、ならびに中央および国家機関の名称、標識、所在地の特定の場所の名称または象徴的建築物の名称もしくは図形と同一であるもの

（三）外国の国家名称、国旗、国章、軍旗等と同一の、または近似するもの。ただし、当該国政府の同意を経たものを除く。

（四）政府間国際組織の名称、旗または徽章等と同一の、または近似するもの。ただし、当該組織の同意を経た、または公衆を誤導しにくいものを除く。

（五）統制を実施し、または保証を与える旨を表明する公式標識または検査印と同一の、または近似するもの。ただし、授権を経たものを除く。

（六）「赤十字」または「赤新月」の名称または標識と同一の、または近似するもの

（七）民族差別性を帯びるもの

（八）欺罔性を帯び、商品の質、工程、原料等の特徴または生産地について公衆に容易に誤認を生じさせるもの

（九）公序良俗に違背し、またはその他の良くない影響を有するもの

第16条　県級以上の行政区画の名称または公衆が知る外国の地名は、これを商標として登録し、および使用してはならない。ただし、地名がその他の意義を有し、または団体商標もしくは証明商標の構成部分となるものを除く。既に登録されている、地名を使用した商標は、継続して有効とする。

国家公園の標識、オリンピックシンボル、特殊標識等の標識につき商標として登録し、および使用する場合には、この法律ならびに関係する法律および行政法規の規定により執行する。

3. 使用を目的とせず、かつ、正常な生産・経営の必要を明らかに超える商標登録出願は、登録しないこと

「商標法（2019年改正）」では「使用を目的としない悪意による商標登録出願は、これを却下しなければならない（第4条）」とされていたが、新法では「使用を目的とせず、かつ、正常な生産・経営の必要を明らかに超えて商標登録を出願する場合には、登録をしない」と改められた。また、第54条が新設され、悪意による商標登録出願行為に対して行政処罰が科されることになった。

第19条　使用を目的とせず、かつ、正常な生産・経営の必要を明らかに超えて商標登録を出願する場合には、登録をしない。

　欺罔その他の不正手段により商標登録を出願してはならない。

第54条　商標登録出願人に悪意により商標登録を出願する次に掲げる行為の1つが存在し、良くない影響をもたらす場合には、商標法律執行に責任を負う部門が警告をするものとし、10万元以下の罰金を併科することができる。

（一）標識が第15条または第16条第1項の規定に違反することを明らかに知りながらなお商標として登録を出願する行為

（二）第19条の規定に違反して商標登録を出願する行為

（三）第21条、第22条または第24条の規定に故意に違反して商標登録を出願する行為

4.著名商標の関連制度の整備

1）著名商標保護の強化

　新法では、著名商標が登録されているか否かによって、類をまたぐ保護の可否を区別しないこととされた。また、従来は登録済みの著名商標についてのみ、同一でも類似でもない商品についての先取り登録を禁止していたが、新法では、著名商標の登録の有無を問わず、その先取り登録を禁止することとされ、保護の対象が拡大された。

商標法（2019年改正）	商標法（2026年改正）
第13条　関連公衆の熟知する商標について、その権利が侵害を受けたと所持者が認める場合には、この法律の規定により著名商標保護を請求することができる。 　同一の、または類似する商品について登録を出願する商標が、他人が中国において登録していない著名商標を複製し、模倣し、または翻訳したものであり、容易に混同をもたらす場合には、登録せず、かつ、使用を禁止する。 　同一でなく、または類似しない商品について登録を出願する商標が、中国において他人が既に登録している著名商標を複製し、模倣し、または翻訳し、公衆を誤導し、当該著名商標登録人の利益が損害を受けることになるおそれのある場合には、登録せず、かつ、使用を禁止する。	**第21条**　同一の、または類似する商品について登録を出願する商標が中国において他人が登録していない著名商標を複製し、模倣し、または翻訳し、容易に混同をもたらす場合には、登録せず、かつ、使用を禁止する。 　同一でなく、または類似しない商品について登録を出願する商標が、他人の著名商標を複製し、模倣し、または翻訳し、公衆を誤導し、当該著名商標の所有者の利益が損害を受けることになるおそれのあるものである場合には、登録せず、かつ、使用を禁止する。

2）「認定」という表現を「確認」に修正

　新法では、商標の著名性に関する「認定」という表現を「確認」に修正するとともに、国務院商標管理部門が不正競争事件を調査・処理する際、または最高人民法院が指定する人民法院が不正競争事件を審理する際に、商標の著名性について「確認」を行うことができるという規定が追加された。

第63条　関連公衆の熟知する商標について、その権利が侵害を受けたと所持者が認める場合には、この法律の規定により著名商標保護を請求することができる。

　商標登録審査・審理、商標にかかる違法事件の調査処理または不正競争事件の調査処理の過程において、当事者が法により権利を主張する場合には、国務院の商標管理部門は、事件処理の必要に基づき、商標が著名である状況について確認をすることができる。

　商標民事事件、商標行政事件または不正競争事件の審理の過程において、当事者が法により権利を主張する場合には、最高人民法院の指定する人民法院は、事件審理の必要に基づき、商標が著名である状況について確認をすることができる。

　商標が著名である状況については、当事者の請求に基づき、かかわる商標事件を処理するにあたり認定する必要のある事実として確認をしなければならない。商標が著名である状況を確認するにあたっては、次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

（一）当該商標に対する関連公衆の認識程度

（二）当該商標使用の継続期間、方式および地域範囲

（三）当該商標にかかるあらゆる宣伝業務の継続期間、程度および地域範囲

（四）当該商標が保護を受けた記録、特に、著名商標として保護を受けた記録

（五）当該商標が著名であることにかかるその他の要素

3）中国企業の海外における適法な権益保護の強化

　新法では、境外における商標登録審査・審理または商標事件処理の過程において、当該商標が中国境内の関連公衆に広く知られていることを証明する必要がある場合、国務院の商標管理部門は、当事者の請求に応じて、関係規定に従い、当該商標の著名性を確認することができる旨の規定が追加された。

第69条　境外の商標登録審査・審理または商標事件処理の過程において、商標が中国の境内で関連公衆に熟知されていることを証明する必要がある場合には、当事者の請求に応じて、国務院の商標管理部門は、第63条の規定により、商標が著名である状況について確認をすることができる。

　欺罔等の不正な手段により中国の境内の委託者のため境外の商標登録出願その他の商標にかかる事項を取り扱い、委託者の利益、国の利益、社会公共利益または他人の適法な権益を損なう場合には、第67条の規定により処理し、または処罰する。

三. 商標登録の審査および承認

1. 異議申立期間および専用権取得時期の修正

　新法では、異議申立期間および専用権取得時期を3か月から2か月に短縮した。

第36条　初歩査定公告された商標について、公告の日から2か月内において、第20条から第22条、第23条第1項もしくは第24条の規定に違反することを先行権利者もしくは利害関係人が認める場合または第15条、第16条第1項、第17条から第19条もしくは第25条の規定に違反することをいずれかの者が認める場合には、国務院の商標管理部門に対し異議を提出することができる。公告期間が満了しても異議のない場合には、登録を承認し、商標登録証を発給し、かつ、公告をする。

第39条　法定期間が満了し、当事者が国務院の商標管理部門のなした出願を拒絶する旨の決定もしくは登録をしない旨の決定について復審を申し立てず、または復審審決について人民法院に対し訴えを提起しない場合には、出願を拒絶する旨の決定もしくは登録をしない旨の決定または復審審決は、効力を生ずる。

　審査を経て異議が成立しないで登録が許可される商標について、商標登録出願人が登録商標専用権を取得する時は、初歩査定公告の2か月の期間が満了した日からこれを起算する。当該商標公告の期間満了の日から登録を許可する旨の決定がなされる前は、他人が同一種類の、または類似する商品において当該商標と同一の、または近似する標識を使用する行為に対し遡及効を有しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録人にもたらされた損害については、賠償をしなければならない。

2.審査中止手続の統一

　新法では、審査を中止できる事件の種類として、商標の異議審査、拒絶にかかる復審、登録をしないことにかかる復審および無効宣告事件が明確にされた。

第41条　国務院の商標管理部門は、商標の異議審査、拒絶にかかる復審、登録をしないことにかかる復審および無効宣告事件の審理過程において、かかわる先行権益の確定につき必ず人民法院が現在審理し、または行政機関が現在処理している別の事件の結果を根拠とするべき場合には、審査・審理を中止することができる。中止の原因が除去された後は、遅滞なく審査・審理手続を回復しなければならない。

四. 登録商標の更新、変更、譲渡および抹消

1. 団体商標、証明商標に対する管理の強化

　新法では、団体商標、証明商標を譲渡する場合、譲受人は相応の主体資格と監督能力を備えていなければならないことが新たに規定された。また、商標管理の職務を怠って消費者に損害を与えた場合や、団体商標登録者が正当な理由なく組織メンバーによる団体商標の使用を許可しない場合、または証明商標登録者が正当な理由なく条件を満たす申請者による証明商標の使用を許可しない場合、団体商標・証明商標登録者は相応の法的責任を負うことも明確化された。

第47条　団体商標または証明商標を譲渡する場合には、譲受人は、相応する主体資格および監督能力を具備しなければならない。

第60条　団体商標または証明商標の登録人が次に掲げる行為の1つをした場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命ずる。期限を徒過して是正しないときは、1万元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、1万元以上10万元以下の罰金を科する。

（一）商標管理の職責を行使することを怠り、消費者に対し損害をもたらす行為

（二）団体商標登録人が正当な理由なくしてその組織成員による団体商標の使用を許可せず、または証明商標登録人が正当な理由なくして、条件に適合する申請人に証明商標の使用を許諾しない行為

（三）この法律、関係する行政法規および国の関係規定に違反して登録商標専用権を行使し、良くない影響をもたらす行為

2. 1年間の隔離期間に関するルールの調整

　新法では、1年間の隔離期間を、商標登録者が自己の登録商標の抹消を申請する場合に限定した。取り消されたもの、無効を宣告されたもの、または期間満了により更新されなかったものには、このルールは適用されない。

商標法（2019年改正）	商標法（2026年改正）
第50条　登録商標が取り消され、無効を宣告され、または期間が満了したのに更新しない場合には、取消し、無効宣告または抹消の日から1年内において、商標局は、当該商標と同一の、または近似する商標の登録出願について、これを承認しない。	**第49条**　商標登録人が自らの登録商標の抹消を申請した場合には、抹消公告の日から1年内において、国務院の商標管理部門は、同一種類の、または類似する商品における当該商標と同一の、または近似する商標の他人による登録出願について、承認をしない。

五. 商標管理

1.「心機商標」の厳格な規制

　新法では、「心機商標（公衆の誤認を誘発するよう巧妙に設計された商標）」などを利用して、公衆を誤認させる方法で登録商標を使用する行為について、違法経営額が5万元以上の場合には違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないか、または違法経営額が5万元未満の場合には、25万元以下の罰金を科すことができるとした。また、期限を過ぎても是正しない場合には、その登録商標が取り消されることがある。さらに、公衆を誤認させる方法で登録商標を使用する行為や、登録商標の専用権を侵害するなどの違法行為に対して、

社会的な通報・告発メカニズムが新設された。

第56条　公衆を誤導する方式により登録商標を使用する場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命ずる。違法経営額が5万元以上である場合には、違法経営額の5倍以下の罰金を科することができ、違法経営額がなく、または違法経営額が5万元未満の場合には、25万元以下の罰金を科することができる。期限を徒過して是正しない場合には、国務院の商標管理部門がその登録商標を取り消す。

第70条　公衆を誤導する方式による登録商標の使用、登録商標専用権の侵害等の違法行為について、いかなる単位または個人も、商標管理業務または商標法律執行に責任を負う部門に対し苦情を申し立て、または通報する権利を有する。

2. 登録商標の退出メカニズムをさらに整備し、国務院商標管理部門に商標を職権で取り消す権限を付与

新法では、登録商標が正当な理由なく3年間継続して使用されていない場合、いかなる単位または個人もその登録商標の取消しを申請できるという従来の規定に加え、国務院商標管理部門が職権で取り消すことができる旨の規定を追加した。

第57条　商標登録人が登録商標を使用する過程において登録商標、登録人の名義、住所その他の登録事項を自ら変更した場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命ずる。期限を徒過して是正しない場合には、5万元以下の罰金を科し、情状が重大であるときは、国務院の商標管理部門がその登録商標を取り消す。

登録商標につきその使用が審査決定された商品の普通名称となり、または正当な理由なくして連続して3年使用されない場合には、いかなる単位または個人も、国務院の商標管理部門に対し当該登録商標の取消しを申し立てることができる。国務院の商標管理部門は、申立てを接受した日から9か月内に決定をしなければならない。特段の事由があり延長する必要のある場合には、国務院の商標管理部門の責任者の承認を経て、3か月延長することができる。

登録商標に前項所定の事由がある場合には、国務院の商標管理部門は、当該登録商標を取り消すことができる。具体的な弁法は、国務院の商標管理部門がこれを定める。

3.商標代理機構および業務従事者に対する監督管理の強化

新法では、商標代理業務従事者は商標代理機構の派遣に基づいて商標代理業務を遂行しなければならず、独断で委託を受けてはならないと規定している。また、商標代理業務従事者は、同時に2つ以上の商標代理機構で商標代理業務に従事してはならず、自ら署名して手続を行った商標代理業務について責任を負うものとされている。加えて、新法では、商標代理機構は、当該機構およびその商標代理業務従事者に関する情報を国務院商標管理部門に届け出て、備案を受けなければならないと規定している。さらに、商標代理機構が法に従って備案を行わない場合には、商標法執行を担当する部門が期限を定めて是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合には、1万元以上5万元以下の罰金を科すことも規定している。

第65条　商標代理機構および商標代理業務従事者は、信義誠実の原則に従い、法律および行政法規を遵守し、職業道徳および業務執行規律を厳格に守り、勤勉に責任を尽くす義務を履行し、委託者の適法な権益を維持保護しなければならず、国の利益、社会公共利益または他人の適法な権益を損なう行為を実施し、または委託者がこれを実施するのを幇助してはならない。

商標代理機構は、委託者の委託に従い商標登録出願その他の商標にかかる事項を取り扱い、代理の過程において知った委託者の商業秘密について、秘密保持義務を負わなければならない。委託者が登録を出願する商標に、この法律の規定により登録してはならない事由が存在するおそれのある場合には、商標代理機構は、委託者に明確に告知しなければならない。

商標代理業務従事者は、商標代理機構の指名派遣に基づき商標代理業務を引き受けなければならず、自ら委託を受けてはならない。商標代理業務従事者は、同時に2つ以上の商標代理機構において商標代理業務に従事してはならない。商標代理業務従事者は、自らが署名して取り扱う商標代理業務について責任を負う。

商標代理機構は、当該機構およびその商標代理業務従事者の関連情報を国務院の商標管理部門に報告して備案を受けなければならない。商標管理業務および商標法律執行に責任を負う各級の部門は、商標代理機構および商標代理業務従事者に対する管理を強化しなければならない。

第67条　商標代理機構が次に掲げる行為の1つをした場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命じ、1万元以上10万元以下の罰金を科し、情状が重大であるときは、10万元以上20万元以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては警告をし、5千元以上5万元以下の罰金を併科し、情状が重大であるときは、5万元以上10万元以下の罰金を科する。

（一）商標にかかる事項を取り扱う過程において、法律文書、印章もしくは署名を偽造し、もしくは変造し、または偽造され、もしくは変造された法律文書、印章もしくは署名を使用する行為

（二）他の商標代理機構を欺罔し、誘導し、または誹謗する等の手段により商標代理業務を獲得する行為

（三）同一の商標事件において、利益相反する双方当事者の委託を受ける行為

（四）委託者が登録を出願する商標が第15条、第16条第1項、第19条、第21条、第22条または第24条所定の事由に属することを知り、または知るべきでありながら、なおその委託を受ける行為

（五）第25条の規定に違反し、または第54条所定の事由がある行為

（六）その他の不正な手段により商標代理市場の秩序を撹乱する行為

商標代理機構が前項所定の行為をし、情状が重大である場合には、国務院の商標管理部門は、当該商標代理機構が取り扱う商標代理業務の受理を停止する旨を決定し、公告をすることができる。

商標代理機構が法により備案を受けていない場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命ずる。期限を徒過して是正しないときは、1万元以上5万元以下の罰金を科する。

商標代理機構は、信義誠実の原則に違反し、勤勉に責任を尽くす義務を履行せず、委託者の適法な利益を侵害した場合には、法により民事責任を負わなければならず、かつ、商標代理業種組織が規約の規定に従い懲戒をする。

4. 商標代理業務従事者に対する罰則を強化

新法では、商標代理業務従事者が自ら委託を受けて商標代理業務を行うこと、同時に2つ以上の商標代理機構で商標代理業務に従事すること、その他の商標代理市場の秩序を著しく乱す行為を行った場合、商標法執行を担当する部門が期限を定めて是正を命じ、警告するとともに、5,000元以上5万元以下の罰金を科すと規定している。また、情状が重い場合には、さらに5万元以上10万元以下の罰金を併科することも規定している。

第68条　商標代理業務従事者は、次に掲げる行為の1つをした場合には、商標法律執行に責任を負う部門が期間を限り是正するよう命じ、警告をし、5千元以上5万元以下の罰金を併科する。情状が重大であるときは、5万元以上10万元以下の罰金を併科する。

（一）自ら委託を受けて商標代理業務を取り扱う行為

（二）同時に2つ以上の商標代理機構において商標代理業務に従事する行為

（三）商標代理市場の秩序を重大に撹乱するその他の行為

六. 登録商標専用権の保護

1. 商標事件における行政と刑事の連携メカニズムを整備

新法では、登録商標専用権の侵害が犯罪に該当する疑いがある場合、商標法執行を担当する部門は速やかに公安機関に事件を移送し、公安機関が法に基づいて処理することを規定している。また、法に基づいて刑事責任を追及する必要がない場合または刑事処罰を免除される場合で、行政処罰を科すべきときは、公安機関、人民検察院および人民法院が速やかに事件を商標法執行を担当する部門に移送し、同部門が法に基づいて処理することも定めている。さらに、公安機関、人民検察院および人民法院が、商標法執行を担当する部門および商標の登録・管理業務を担当する部門に対し、専門的な支援、認定意見の提供、権利侵害物品の無害化処理などについて協力を要請した場合には、関係部門が速やかに協力することも規定している。

第75条　登録商標専用権を侵害する行為について、商標法律執行に責任を負う部門は、法により調査処理する権限を有する。

登録商標専用権の侵害が犯罪の嫌疑にかかわる場合には、商標法律執行に責任を負う部門は、遅滞なく公安機関に送致して法により処理させなければならない。法により刑事責任追及の必要がなく、または刑事処罰が免除されるけれども、行政処罰をするべきときは、公安機関、人民検察院および人民法院は、事件を遅滞なく、商標法律執行に責任を負う部門に送致し、法により処理させなければならない。公安機関、人民検察院および人民法院が商標法律執行に責任を負う部門ならびに商標の登録および管理業務に責任を負う部門に専門的な支援、意見認定および権利侵害物品に対する無害化処理実施等の協力の提供を要請する場合には、関連部門は、遅滞なく協力をしなければならない。

2. 商標法執行上の措置を整備

新法では、商標法執行を担当する部門が他人の登録商標専用権を侵害した疑いのある行為を調査・処分する際、当事者の権利侵害活動に関連する伝票、書類、記録、業務上の書簡・通信、視聴覚資料、電子データなどを閲覧・複製できるとの規定が追加された。また、証拠が滅失するおそれがあるか、または後日取得することが困難な場合には、事前に登録・保存することができるとされている。

第76条　商標法律執行に責任を負う部門は、既に取得した違法嫌疑証拠または苦情申立て・通報に基づき、他人の登録商標専用権を侵害した嫌疑にかかわる行為について調査処理をする際に、次に掲げる職権を行使することができる。

（一）関係当事者に質問し、他人の登録商標専用権の侵害と関係する状況を調査する。

（二）権利侵害活動と関係する当事者の契約、発票、帳簿、書類・証書、文書、記録、業務上の書簡・通信、視聴覚資料、電子データその他の関係資料を閲覧し、または複製する。

（三）当事者が他人の登録商標専用権を侵害する活動に従事した嫌疑にかかわる場所について現場検査を実施する。

（四）権利侵害活動と関係する物品を検査する。他人の登録商標専用権を侵害する物品である旨を証明する証拠を有するものについては、封印し、または差し押さえることができる。

（五）証拠が滅失するおそれがあり、または以後においてこれを取得しがたい状況においては、先行して登記・保存することができる。

商標法律執行に責任を負う部門が法により前項所定の職権を行使する際に、当事者は、助力または協力をしなければならず、拒絶し、または妨害してはならない。

商標権利侵害事件を調査処理する過程において、商標の権利帰属について争いが存在し、または権利者が同時に人民法院に対し商標の権利侵害にかかる訴えを提起した場合には、商標法律執行に責任を負う部門は、事件の調査処理を中止することができる。中止の原因が除去された後は、事件の調査処理手続を回復し、または終結させなければならない。

3. 悪意ある訴訟に対する規制を明確化

新法では、悪意により通謀し、一方的に基本的な事実を捏造するなどの方法で商標訴訟を提起した場合には、人民法院が法に基づいて処罰することとした。また、相手方当事者に損害を与えた場合には、法に基づいて民事責任を負うことも規定した。

商標法（2019年改正）	商標法（2026年改正）
第68条第4項　悪意により商標登録を出願する場合については、情状に応じて警告、罰金等の行政処罰をし、悪意により商標訴訟を提起する場合については、人民法院が法により処罰をする。	**第81条**　悪意により通謀し、一方的に基本事実を捏造する等の方式により商標訴訟を提起した場合については、人民法院が法により処罰をする。相手方当事者に損害をもたらしたときは、法により民事責任を負わなければならない。

七. おわりに

今回の商標法改正は、商標法施行から40年余りにわたる商標分野の実務状況を総括したものである。実務上みられる悪意ある商標登録出願、商標の買い占め、商標の不当使用などの問題に対し、商標登録出願要件の厳格化、審査・認可段階での厳格なチェック、商標管理の強化などを通じて関連規定を整備し、知的財産権の保護と活用を強化するための、より充実した法的保障を提供するものとなっている。

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

主な新公布法令[1]

（2026年4月から2026年6月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

会社設立・M&A

法令名：「適格国外機関投資家及び人民元適格国外機関投資家が国債先物取引に参与することに関する公告」
公布部門：証監会
文書番号：公告[2026]7号
発布日：2026年4月21日
施行日：2026年4月21日
概要等：適格国外投資家が中国金融先物取引所において上場取引される国債先物契約を取引することを許可する。適格国外投資家は、国債先物取引に参与するにあたり、中国証監会及び中国金融先物取引所の関連規定を遵守しなければならず、取引対象は、ヘッジによる価値保持取引に限る。この公告は、公布の日から施行する。

税関管理

法令名：輸出貨物通関申告書申告項目の調整に関する公告
公布部門：税関総署
文書番号：2026年第40号公告
発布日：2026年4月15日
施行日：ー
概要等：輸出貨物荷送人の申告行為をより一層規範化するため、税関総署は、輸出貨物通関申告の関係項目について、次のように調整することを決定する。「禁止制限統制識別コード」及び「禁止制限統制申告要素」の申告項目を追加し、上記申告項目は、条件付きの記入必須項目とする。具体的な記入作成の説明は、「中国国際貿易シングルウィンドウ」において閲覧することができる。

法令名：税関輸出入化粧品検査検疫監督管理弁法
公布部門：税関総署
文書番号：第284号令
公布日：2026年5月6日
施行日：2026年12月1日
概要等：輸入化粧品の登録又は備案用サンプル品並びに企業の検査、研究開発及び宣伝に用いる非試用サンプル品については、「弁法」第13条の要求に従い申告しなければならない。そのうち、「税関が要求するその他の材料」は、具体的には次のとおりである。1.輸入化粧品の登録

【1】　本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「−」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。
例）企業所得税法に基づき制定された税務通達　公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。
また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

又は備案用サンプル品については、化粧品登録及び備案検査測定機構が発行した関連する証明資料を提供する必要がある。2.輸入にかかる検査・研究開発用の非試用サンプル品については、検査・研究開発方案及び検査・研究開発単位の能力証明文書を提供する必要がある。第三者検査機構に検査を委託する場合には、更に検査委託合意を提供する必要がある。3.輸入にかかる宣伝用の非試用サンプル品については、宣伝方案を提供する必要があり、方案において、サンプル品の使用場所、使用方式、対象グループ及びサンプル品処理方式等を明確にしなければならない。

法令名：「税関輸出入化粧品検査検疫監督管理弁法」の実施に関係する事項に関する公告
公布部門：税関総署
文書番号：2026年第61号公告
公布日：2026年5月11日
施行日：2026年12月1日
概要等：科学研究機構、技術開発機構、学校等が輸入する、国内で生産することができず、又は性能が必要を満たすことのできない科学研究、科学技術開発及び教学用品については、輸入関税並びに輸入環節増値税及び消費税の徴収を免除する。

法令名：旋盤、フライス盤、研磨機等の関連品目の輸出申告の規範化に関する公告
公布部門：税関総署
文書番号：2026年第77号公告
公布日：2026年6月5日
施行日：2026年6月30日
概要等：旋盤、フライス盤及び研磨機並びに類似の機能を有する材料加工生産設備の輸出申告を規範化するため、「輸出管制法」、「税関法」等の関連規定に基づき、ここに、関係する申告要求を公告する。

法令名：総合保税区外保税検査試行業務の展開に関する商務部弁公庁及び税関総署弁公庁の通知
公布部門：商務部弁公庁・税関総署弁公庁
文書番号：商弁服貿函[2026]355号
公布日：2026年6月25日
施行日：2026年6月25日
概要等：条件に適合する総合保税区外の企業は、申請を経て合格すれば集積回路及び消費電子製品の保税検査業務の展開を試行することができる。

外貨管理

法令名：銀行業金融機構境外ローン業務に関係する事項の調整に関する中国人民銀行及び国家外貨管理局の通知
公布部門：中国人民銀行・国家外貨管理局
文書番号：銀発[2026]72号
公布日：2026年4月11日
施行日：2026年4月11日
概要等：境内外商独資銀行、境内中外合資銀行及び外国銀行境内支店の境外ローンのレバレッジ比率を0.5から1.5に上方調整し、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の金融機構が内地（大陸）に設立する銀行機構は、これを準用する。輸出入銀行の境外ローンのレバレッジ比率を3から3.5に上方調整する。計算された境外ローン残高の上限が100億元未満である場合には、当該銀行の境外ローン残高の上限を100億元と査定する。

税務・会計

法令名：「規則適合発行発票」の判定標準にかかるポジティブ・ネガティブリスト
公布部門：国家税務総局
文書番号：ー
発布日：2026年4月24日
施行日：ー
概要等：「発票管理弁法」等の関係規定に基づき、商品を販売し、サービスを提供し、及びその他の経営活動に従事する単位及び個人に対外的に経営業務が発生し、金員を収受した場合には、代金受領者は、代金支払者に対し発票を発行しなければならない。発票を発行するにあたっては、所定の期限、順序及び欄に従い、すべての綴りを一括して実際通りに発行しなければならない。

法令名：2026年租税優遇政策を享受する集積回路企業及びプロジェクト並びにソフトウェア企業リスト制定業務を適切にすることに関する通知
公布部門：国家発展改革委員会・工業及び情報化部・財政部・税関総署・税務総局
文書番号：税総貨労函[2026]27号
発布日：2026年4月7日
施行日：2026年4月7日
概要等：2025年に既にリストに組み入れられている企業は、新年度の租税優遇政策（輸入環節増値税分期納税政策を除く。）を享受する必要がある場合には、2026年に改めて申告をする必要がある。リストに組み入れられた企業は、次年度の企業所得税予納申告する際に、条件に適合するか否かを自ら判断することができる。条件に適合する場合には、予納申告の際に先行して優遇を享受することができ、年度集計計算・清算納付の際に、次年度のリストに組み入れられていない場合には、規定に従い税金を追納し、法により延滞金を加算納付しない。

法令名：個人所得税に関係する徴収管理事項に関する国家税務総局の公告
公布部門：国家税務総局
文書番号：2026年第12号公告
発布日：2026年5月29日
施行日：ー
概要等：2026年1月1日から2027年12月31日までの期間において、納税者は、自己所有住宅を売却し、かつ、現住宅を売却した後1年内に、同一都市において住宅を新たに購入した場合には、規定に従い、自らが現住宅を売却した際に納付済みの個人所得税の還付を申請することができる。具体的なサービス及び徴収管理規定については、「住民の住宅買換えを支持することにかかる個人所得税政策に関係する徴収管理事項に関する国家税務総局の公告」（2022年第21号）を参照して執行する。

法令名：輸出税還付率文庫2026B版の発布に関する国家税務総局の通知
公布部門：国家税務総局
文書番号：税総貨労函[2026]86号
発布日：2026年6月5日
施行日：ー
概要等：税関編成番号の調整状況に基づき、国家税務総局は、2026B版の輸出税還付率文庫を編成した。

その他

法令名：商標法
公布部門：ー
文書番号：主席令第77号
発布日：2026年6月26日
施行日：2027年7月1日
概要等：登録商標がその使用が審査決定された商品の一般的名称となり、又は正当な理由なく連続して3年使用されていない場合には、いかなる単位又は個人も国務院の商標管理部門に対して当該登録商標の取消しを申し立てることができる。国務院の商標管理部門は、申立てを受け取った日から9か月内に決定を下さなければならない。特段の状況があり延長が必要である場合には、国務院の商標管理部門の責任者の承認を経て、3か月延長することができる。登録商標に前項が定める事由がある場合には、国務院の商標管理部門は当該登録商標を取り消すことができる。具体的な弁法は、国務院の商標管理部門がこれを定める。

法令名：横領・賄賂刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈（二）
公布部門：最高人民法院・最高人民検察院
文書番号：法釈[2026]6号
発布日：2026年4月10日
施行日：2026年5月1日
概要等：法により横領・賄賂犯罪活動を懲罰するため、「刑法」等の法律の規定に基づき、司法の実際を考え合わせ、ここに、横領・賄賂刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題について解釈をする。この解釈は、2026年5月1日から施行する。最高人民法院又は最高人

民検察院がこれ以前に発布した司法解釈とこの解釈とが一致しない場合には、この解釈を基準とする。

法令名：最高人民法院の発布による「知的財産権侵害民事紛争事件を審理する際の懲罰的賠償の適用に関する解釈」
公布部門：最高人民法院
文書番号：法釈[2026]7号
発布日：2026年4月17日
施行日：2026年5月1日
概要等：被告の違法所得又は権利侵害により取得した利益を懲罰的賠償の計算基数とする場合には、営業利益を参照して確定することができる。被告が知的財産権の侵害を業とする場合には、売上利益を参照して計算することができる。利益率が確定できない場合には、統計部門、業種協会等が公表する同時期、同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照して計算することができる。

法令名：「海商法」の時間的効力の適用に関する最高人民法院の若干の規定
公布部門：最高人民法院
文書番号：法釈[2026]8号
発布日：2026年4月27日
施行日：2026年5月1日
概要等：海商法施行後の法律事実により引き起こされた海事紛争事件には、海商法の規定を適用する。海商法施行前の法律事実により引き起こされた海事紛争事件には、当時の法律及び司法解釈の規定を適用する。ただし、法律及び司法解釈に別段の定めのある場合を除く。

法令名：行政訴訟の起訴期限の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈
公布部門：最高人民法院
文書番号：法釈[2026]3号
発布日：2026年4月30日
施行日：2026年5月1日
概要等：行政訴訟の起訴期限の規定を正確に適用し、かつ、公民、法人その他組織が法により遅滞なく訴権を行使することを保障するため、「行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、裁判の実践を考えあわせ、この解釈を制定する。

法令名：刑事欠席裁判手続の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の規定
公布部門：最高人民法院・最高人民検察院
文書番号：法釈[2026]11号
発布日：2026年5月21日
施行日：2026年5月22日
概要等：人民検察院が刑事訴訟法第291条第1項の規定により公訴を提起する事件について、被告人に対し訴訟に関連する文書を送達するにあたっては、関係する国際条約に定める、若しくは外交ルートにより提起された司法共助方式を通じて、又は被告人の所在地に法律により許可されたその他の方式によりこれをしなければならない。

法令名：行政再議法実施条例
公布部門：国務院
文書番号：第836号令
発布日：2026年4月29日
施行日：2026年7月1日
概要等：国務院の行政再議機構は、統一された行政再議情報化プラットフォームを通じて、公民及び法人その他組織が行政再議を申し立て、及びこれに参加するため便宜を提供し、行政再議の業務の質・効率を高める。行政再議活動は、情報ネットワークプラットフォームを通じてオンラインでする場合には、オフラインの行政再議活動と同等の法的効力を有する。

法令名：対外投資に関する国務院の規定
公布部門：国務院
文書番号：第837号令
発布日：2026年5月5日
施行日：2026年7月1日
概要等：対外投資がかかわる資金為替取組、貨物及び技術輸出入、クロスボーダーサービス貿易、クロスボーダーデータの流動、人員の出入境の管理並びに経営者の集中にかかる審査、輸出統制、ネットワーク安全監督管理、租税徴収管理、国有資産監督管理等については、関係する法律、行政法規及び国の関係規定により執行する。

法令名：電子証書適用の促進及び規範化規定
公布部門：国家インターネット情報弁公室等・工業及び情報化部・公安部・交通運送部・商務部・中国人民銀行・税関総署・国家税務総局・国家市場監督管理総局・国家金融監督管理総局
文書番号：第22号令
発布日：2026年4月17日
施行日：2026年9月1日
概要等：境外に対し電子証書に関係するデータを提供する場合には、データ出境に関する国の関連規定に適合しなければならない。国際貿易又はクロスボーダー運送の過程において収集し、及び生成した電子証書の関連データを境外に対し提供する場合において、次に掲げる条件の1つに適合するときは、データ出境安全評価の申告、個人情報出境標準契約の締結及び個人情報保護認証の合格を免除する。（一）個人情報又は重要データを含まないこと。（二）かかわる個人情報が電子証書の発行、譲渡若しくは質入れ又は電子証書の権利の行使のためにのみ必要であること。

法令名：「ネットワーク安全標識管理弁法」の印刷発布に関する通知
公布部門：国家インターネット情報弁公室・工業及び情報化部・公安部
文書番号：国信弁発文[2026]4号
発布日：2026年4月2日
施行日：2026年7月1日
概要等：製品のネットワーク安全能力を引き上げ、消費者の権益保護を強化し、かつ、ネットワーク安全及び公共利益を維持保護するため、「ネットワーク安全法」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：ネットワークデータ安全リスク評価弁法
公布部門：国家インターネット情報弁公室・工業及び情報化部・公安部
文書番号：第24号令
発布日：2026年6月18日
施行日：2026年8月20日
概要等：ネットワークデータ安全リスク評価活動を規範化し、ネットワークデータ安全を保障し、かつ、ネットワークデータの法による合理的で有効な利用を促進するため、「データ安全法」、「ネットワーク安全法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：中国人民銀行公告[2026]第10号
公布部門：中国人民銀行
文書番号：公告[2026]第10号
発布日：2026年4月8日
施行日：2026年5月15日
概要等：金融法治建設を強化し、かつ、中央銀行法律法規体系を完全化するため、ここに、「支払システムの関連管理制度の改定に関する中国人民銀行弁公庁の通知」（銀弁発[2016]112号）に対し改正をし、かつ、「『境内外貨支払システム運行管理規定（試行）』の印刷発布に関する中国人民銀行の通知」（銀発[2008]147号）及び「境内外貨支払システムデジタル証書申請業務を適切にすることに関する中国人民銀行弁公庁の通知」（銀弁発[2008]101号）の2つの規範性文書を廃止する。

法令名：金融商品ネットワーク経営販売管理弁法
公布部門：中国人民銀行・工業及び情報化部・市場監督管理総局・金融監督管理総局・中国証監会・国家知的財産権局・国家インターネット情報弁公室・国家外貨局
文書番号：公告[2026]9号
発布日：2026年4月21日
施行日：2026年9月30日
概要等：金融商品のネットワーク経営販売活動を規範化し、金融消費者及び投資家の適法な権益を保障し、かつ、インターネット金融の健全で秩序を有した発展を促進するため、「中国人民銀行法」、「銀行業監督管理法」、「証券法」、「証券投資基金法」、「保険法」、「信託法」、「先物及びデリバティブ商品法」、「広

告法」、「反独占法」、「反不正競争法」、「個人情報保護法」、「データ安全法」、「外貨管理条例」、「インターネット情報サービス管理弁法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：「不法なクロスボーダー証券先物基金経営活動を総合的に取り締まることにかかる実施方案」の印刷発布に関する中国証監会、工業及び情報化部、公安部、中国人民銀行、市場監督管理総局、金融監督管理総局、国家インターネット情報弁公室及び国家外貨局の通知
公布部門：中国証監会・工業及び情報化部・公安部・中国人民銀行・市場監督管理総局・金融監督管理総局・国家インターネット情報弁公室・国家外貨局
文書番号：証監発[2026]28号
発布日：2026年5月9日
施行日：ー
概要等：2年の集中取締期間を設置して不法な既存業務を整理する。集中取締期間において、境外の機構が既存の投資家のため境内において買取取引、資金振替等のサービスを提供することを禁止し、単方向の売出取引及び資金振替のみを許可する。集中取締期間終了後、境外の機構は、境内のウェブサイト、取引ソフトウェア及び付帯サーバーを全面的に閉鎖・停止させる必要があり、既存の投資家のため境内において取引等のサービスを不法に提供することを禁止する。投資家の財産の安全は、取締りの影響を受けない。境外の機構は、境内において取締措置の影響を受ける投資家との意思疎通・連絡及びその口座の処置・手配を適切にし、顧客の財産の安全を保障する必要がある。

法令名：デリバティブ取引監督管理弁法（試行）
公布部門：証監会
文書番号：第234号令
発布日：2026年5月14日
施行日：2026年11月16日
概要等：デリバティブ取引については、口座実名制を実行する。取引者は、デリバティブ取引をする場合には、身分を証明する適法な証書を所持し、本人の名により取引口座の開設を申請しなければならない。いかなる単位及び個人も、規定に違反し、自己の取引口座を貸し出し、又は他人の取引口座を借用してデリバティブ取引に従事してはならない。

法令名：市場監督管理重大違法・信用失墜名簿管理弁法
公布部門：国家市場監督管理総局
文書番号：第128号令
発布日：2026年5月25日
施行日：2026年7月15日
概要等：データ保護条件に適合する薬品について、国家薬監局は、薬品認可証明文書において当該薬品のデータ保護情報を注記する。薬品審査センターは、そのウェブサイトにおいてデータ保護専門欄を確立し、薬品データ保護に関連する情報を公表する。

法令名：「工業製品グリーン設計指針（2026版）」の印刷発布に関する5部門の通知
公布部門：工業及び情報化部弁公庁・国家発展改革委員会弁公庁・教育部弁公庁・生態環境部弁公庁・市場監督管理総局弁公庁
文書番号：工信庁聯節[2026]15号
発布日：2026年4月1日
施行日：ー
概要等：製品の全ライフサイクルの各段階の特徴に焦点を合わせ、長寿命、無害化、軽量化、省エネルギー、節水、材料節約、騒音低減、スペース節約、回収再生容易、再使用可能、ゼロカーボン等のグリーン設計の重点方向に照準を定め、重点業種のニーズを考え合わせ、グリーン設計ソリューションを開発・普及させ、典型的な応用シーンを拡大する。

法令名：上場会社董事会秘書監督管理規則
公布部門：証監会
文書番号：公告[2026]8号
発布日：2026年4月21日
施行日：2026年5月24日
概要等：上場会社董事会秘書の行為を規範化し、董事会秘書による積極的な職責の履行を促進し、及び保障し、かつ、上場会社の質の向上を推進するため、「会社法」、「証券法」、「上場会社情報開示管理弁法」等の規定に基づき、この規則を制定する。

法令名：「医薬代表管理弁法」の発布に関する国家薬品監督管理局、公安部、国家衛生健康委員会、国家市場監督管理総局、国家医療保障局、国家中医薬管理局及び国家疾病予防統制局の公告
公布部門：国家薬品監督管理局
文書番号：2026年第42号公告
発布日：2026年4月28日
施行日：2026年8月1日
概要等：「医薬代表備案管理弁法（試行）」に従い、既に医薬代表備案プラットフォームにおいて備案されている医薬代表情報は、継続して有効である。新たに備案される医薬代表は、「医薬代表管理弁法」の関係する資質要求に適合しなければならない。医療機器生産・経営企業が自ら雇用する医療機器製品の情報伝達、意思疎通、フィードバック等の学術普及活動に医療機構において従事する専門業務人員を管理することの規範化にかかる文書は、別途制定する。

法令名：モバイル電源等の強制性製品認証の準拠標準を増やし、かつ、新版実施規則を発布することに関する国家認証認可監督委員会の公告
公布部門：国家認証認可監督管理委員会
文書番号：2026年第7号公告
発布日：2026年5月25日
施行日：ー
概要等：既に旧版実施規則に従いCCC認証を取得しているモバイルバッテリー、モバイルバッテリー用リチウムイオン電池及びバッテリーパックは、2027年4月1日までに新版実施規則の要求に従い、相応する検査測定及び検査項目を補充し、証書の転換を遅滞なく完了しなければならない。携帯式電子製品用リチウムイオン電池及びバッテリーパックの証書転換業務は、製品の変更、期限到来した証書の転換等の自然移行の方式を採用して完了する。

法令名：医療機器分類調整に関係する業務に関する国家薬監局の公告
公布部門：国家薬監局
文書番号：2026年第52号公告
発布日：2026年5月29日
施行日：2026年5月29日
概要等：技術の発展に伴い、製品管理類別が第3類医療機器であるべきことが明らかなものについて、管理類別の調整日前に認可された第2類医療機器登録証は、有効期間内は継続して有効である。従前の医療機器登録証の有効期間内に調整後の高類別に従い登録申請を提出した場合、例えば従前の医療機器登録証が管理類別調整の登録移行期日（ある場合）が到来するまでに、製品が安全・有効であり、かつ、上市後に重大な有害事象又は品質事故が発生していないという前提のもと、登録人は、従前の管理類別に従い従前の登録部門に対し登録申請の延長継続を提出することができる。

法令名：電動自転車、乳幼児用乗用類製品及び玩具強制性製品認証実施規則の発布に関する国家認証監督委員会の公告
公布部門：国家認証認可監督管理委員会
文書番号：2026年第8号公告
発布日：2026年5月29日
施行日：ー
概要等：強制性製品認証監督管理を厳格化するため、国家認証認可監督委員会は、ここに「強制性製品認証実施規則　電動自転車（試行）」（CNCA-C11-16:2026）、「強制性製品認証実施規則　乳幼児用乗用類製品（試行）」（CNCA-C22-01:2026）及び「強制性製品認証実施規則　玩具（試行）」（CNCA-C22-02:2026）を改正発布する。

法令名：ネットワーク測定評価活動規範
公布部門：インターネット情報弁公室
文書番号：ー
発布日：2026年6月8日
施行日：ー
概要等：ネットワーク測定評価活動に従事する

にあたり、第三者の委託若しくは賛助を受け、又は測定評価サンプルの関連者と利益関係が存在する場合には、目立つ提示をしなければならない。製品について測定試験を展開せず、感知、観察、体験等の主観的感性のみにより製品について評価をする場合には、説明をし、かつ、情報説明の過程において「個人の体験であるのみ」又は「主観的感性であって、参考に供するのみ」等の内容を目立つように標記しなければならない。法律又は行政法規により広告の頒布又は形を変えた頒布が禁止される事由を除き、ネットワーク測定評価等の形式を通じて商品又はサービスの販売を促進し、かつ、測定評価内容に物品購入リンク等の購入方式を付加する場合には、広告頒布者は、「広告」を目立つように標記しなければならない。

法令名：企業の不動産購入にかかる移転登記の「事項手続の効率的な完了」を適切にすることに関する自然資源部弁公庁、公安部弁公庁、国家税務総局弁公庁、国家市場監督管理総局弁公庁及び国家金融監督管理総局弁公庁の通知

公布部門：自然資源部弁公庁・公安部弁公庁・国家税務総局弁公庁・国家市場監督管理総局弁公庁・国家金融監督管理総局弁公庁

文書番号：自然資弁函[2026]919号

発布日：2026年6月8日

施行日：ー

概要等：企業の不動産購入がかかわる移転登記、抵当権設定登記、申告納税、融資手続等を「事項」の範疇に組み入れる。企業は、同一の窓口で直ちに不動産登記申請、申告納税、証明書の受取り等の事項の手続を完了することができる。

法令名：中国人民銀行が境外の中央銀行類機構レポ取引を創設

公布部門：中国人民銀行

文書番号：自然資弁函[2026]919号

発布日：2026年6月17日

施行日：ー

概要等：金融市場の高レベル対外開放を支持し、かつ、境外の中央銀行類機構の人民元流動性管理を便利にするため、中国人民銀行は、境外の中央銀行類機構レポ取引を通じて、条件に適合する境外の中央銀行類機構に対し人民元の流動性を提供する。

法令名：化学原料薬に薬品上市許可を適用する際の優先審査評価承認業務手続に関係する事項に関する国家薬品監督管理局の通知

公布部門：国家薬監局

文書番号：2026年第25号通告

発布日：2026年6月30日

施行日：2026年8月1日

概要等：第1条における事由（二）又は（三）で、関連する化学原料薬の登記人が国家薬品監督管理局薬品審査評価センターのウェブサイトを通じて関係情報を照会し、条件に適合するものと判断することができるものについては、化学原料薬の上市許可申請を提出する際に、「薬品上市許可優先審査評価承認業務手続（試行）」の適用範囲「（六）国家薬品監督管理局が定めるその他の優先審査評価承認の事由」に従い優先審査評価承認申請を提出するものとし、意思疎通申請を再度提出する必要がない。

バックナンバーのご紹介

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。
https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html

スマートフォンからもご覧いただけます



2026年度 第2号



2026年度 第1号



2025年度 第4号



2025年度 第3号



2025年度 第2号



2025年度 第1号



2024年度 第4号



2024年度 第3号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処
中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号
TEL：+86-10-6505-8989　FAX：+86-10-6505-3829
E-MAIL：yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。


国際協力銀行
JBIC
JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION